

ホンジュラス共和国
平成 15 年度食糧増産援助（2KR）
調査報告書

平成 15 年 11 月

独立行政法人国際協力機構

ホンジュラス共和国

平成 15 年度食糧増産援助（2KR）

調査報告書

平成 15 年 11 月

独立行政法人国際協力機構

序 文

日本国政府は、ホンジュラス国政府の要請に基づき、同国向けの食糧増産援助にかかる調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施しました。

当機構は、平成 15 年 8 月から平成 15 年 9 月まで調査団を現地に派遣しました。

調査団は、ホンジュラス国政府関係者と協議を行うとともに、現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

最後に、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 15 年 11 月

独立行政法人国際協力機構
理事 吉永國光



写真1 2KR肥料の到着するコルテス港。埠頭が本あり(51本は改修中)、中米一の規模を誇る。2KR肥料は港から鉄道で、サン・ペドロ・スーラ市の倉庫まで運ばれる。



写真2 クジャマル地区の稲作農家。2KR肥料(尿素、NPK 12-24-12)を使用している。



写真3 クジャマル地区の稲作農家の陸稲。



写真4 2KR肥料が最初に保管されるサン・ペドロ・スーラ市のALDESA倉庫。コルテス港からの鉄道が、倉庫横まで引き込まれている。26,053m²の容量を有する。



写真5 サン・ペドロ・スーラ市ALDESA社の倉庫に保管されている2KR肥料。



写真6 エル・ネグリート地区での農民へのインタビュー風景。稲作農家が多い。



写真7 エル・ネグリート地区の農家が購入した2KR肥料。



写真8 BANADESA コマゲア支店。周辺の中小農家300戸に、2KR肥料を販売した。



写真9 BANADESA コマゲア支店の内部。



写真10 コマゲア地区の稲作農家の圃場。



写真-11 ALDESA テグシガルパ倉庫。現在BANADESA倉庫の屋根を改修中のため、民間倉庫会社ALDESAの倉庫を借りている。6,650 m²の容量があり、昨年11月に到着した平成13年度肥料が保管されていた。ここから亦、国南部のBANADESA各支店へ配布されるとともに、近隣の農民へ直接販売している。他にWFP経由で日本が供与した赤ブホールも保管されていた。



写真12 BANADESA サン・ファン・デ・フローレス出張所。周辺の小規模農家約50戸に、2KR肥料を販売した。



写真13 BANADESA タリ支店。約2500戸の農家を顧客に持つ、トモコシ農家が多い。



写真14 タリ地区のトモコシ農家。



写真15 タリ地区のトモコシ農家のトモコシ。



写真16 BANADESAの農民金融カード (Monedero Agricola)

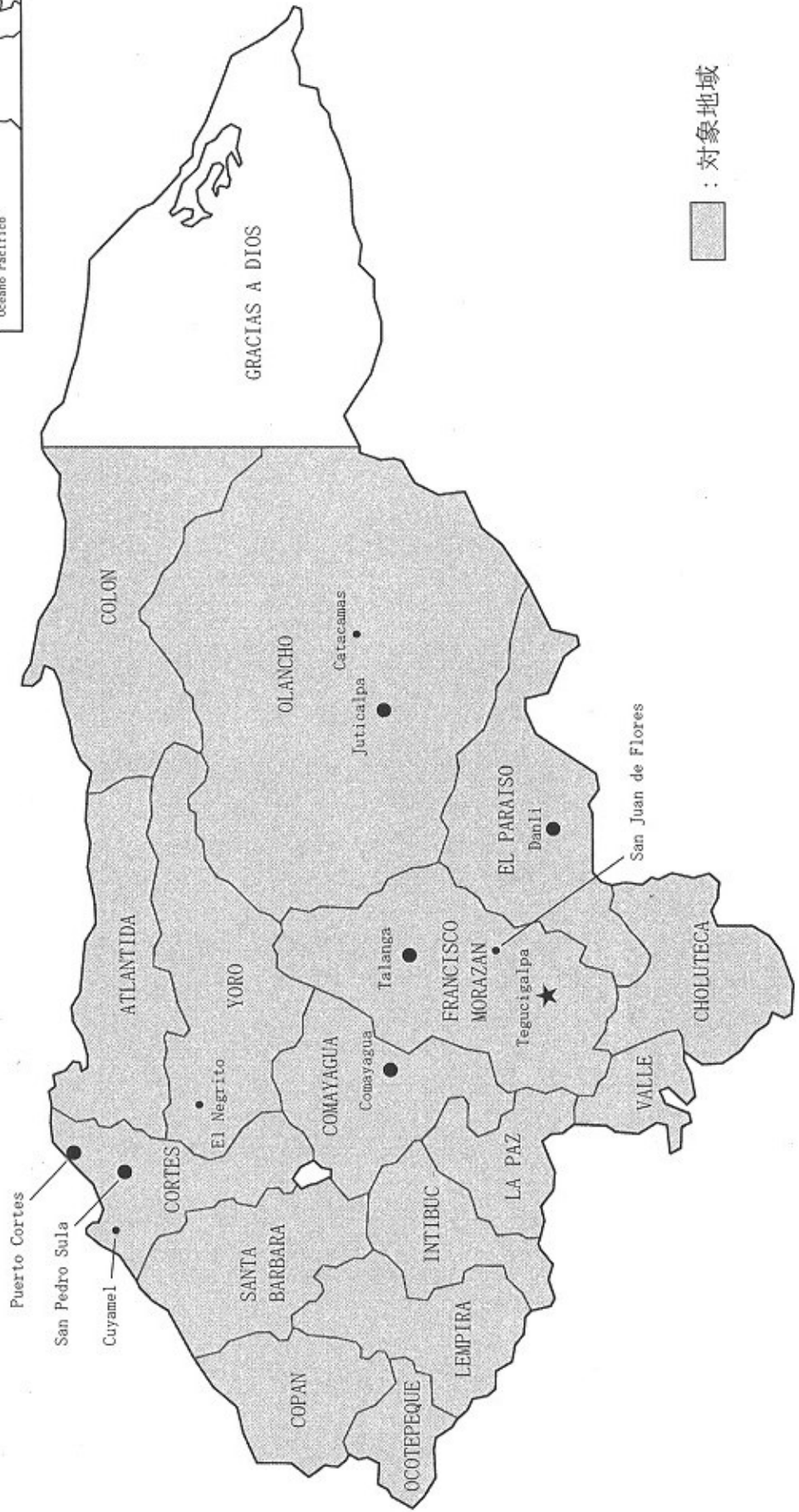
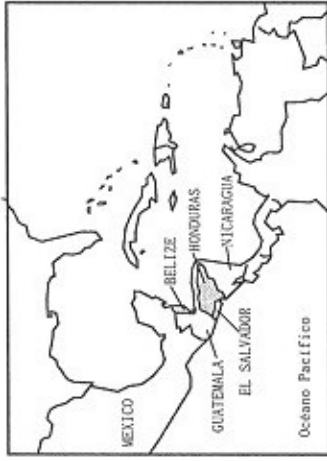


写真17 自分のBANADESA農民金融カード (Monedero Agricola)を、誇らしげに見せる農民。カードは農作期ごとに発行され、クレジットを全て返済した農家のみ、更新される。



写真18 タリ地区での農民へのインタビュー風景。トモコシ農家が多い。

ホンジュラス共和国 県別全国図



目 次

序文

写真

位置図

目次

図表リスト

略語集

第1章 調査の概要

1 - 1 調査の背景と目的	1
1 - 2 体制と手法	1

第2章 当該国における2KRの実績、効果及び評価

2 - 1 実績	7
2 - 2 効果	7
2 - 2 - 1 食糧増産面	
2 - 2 - 2 外貨支援面	
2 - 2 - 3 財政支援面	
2 - 2 - 4 見返り資金を利用した経済社会開発支援面	
2 - 3 評価と問題点	12
2 - 3 - 1 2KR 管轄省庁及び見返り資金管轄省庁	
2 - 3 - 2 2KR 資機材取り扱い業者	
2 - 3 - 3 2KR 資機材エンドユーザー	
2 - 3 - 4 国際機関・他ドナー	
2 - 3 - 5 国際 NGO	
2 - 3 - 6 日本側関係者	

第3章 当該国における2KRのニーズ

3 - 1 農業セクターの概要	18
3 - 1 - 1 農業開発計画	
3 - 1 - 2 食糧生産・流通状況	
3 - 1 - 3 農業資機材の生産・流通状況	
3 - 1 - 4 2KR の国内市場に与える影響	
3 - 2 2KR のターゲットグループ	27
3 - 2 - 1 農業形態	
3 - 2 - 2 「ホ」国民の食糧状況	
3 - 2 - 3 農業資機材購入能力	

第4章 実施体制	
4 - 1 資機材の配布・管理体制	31
4 - 1 - 1 実施機関の組織、人員、予算等	
4 - 1 - 2 配布・販売方法	
4 - 1 - 3 販売後のフォローアップ体制	
4 - 2 見返り資金の管理体制	36
4 - 2 - 1 管理機関の組織、人員、予算等	
4 - 2 - 2 積み立て方法、積み立て体制	
4 - 2 - 3 見返り資金利用事業の選考と実施報告	
4 - 2 - 4 外部監査体制	
4 - 3 モニタリング・評価体制	41
4 - 3 - 1 日本側の体制	
4 - 3 - 2 当該国の体制	
4 - 3 - 3 政府間協議会と2KR連絡協議会	
4 - 3 - 4 ステークホルダーに対する説明機会の確保	
4 - 4 広報	42
第5章 資機材計画	
5 - 1 要請内容の検討	43
5 - 1 - 1 要請品目・数量、対象地域と対象作物	
5 - 2 選定品目・数量とその判断基準	49
5 - 3 調達計画	52
5 - 3 - 1 スケジュール案	
5 - 3 - 2 調達先国、原産地国	
第6章 結論	
6 - 1 団長総括	54
6 - 1 - 1 新たな取り組みと問題意識	
6 - 1 - 2 調査モデルの提供	
6 - 1 - 3 供与の3必要条件の提示	
6 - 1 - 4 ホンジュラスの供与に係る判断	
6 - 1 - 5 供与の可否	
6 - 2 留意事項	58
別添資料	61
1 協議議事録（原文及び和文仮訳）	
2 2KR 肥料販売の手順（和訳）	
3 収集資料リスト	

図表リスト

表のリスト

- 表 2.1 2KR の供与実績
 - 表 2.2 主要食糧の需給バランス 2001 年
 - 表 2.3 食糧エネルギー供給率
 - 表 2.4 ホンジュラス国の国際収支
 - 表 2.5 肥料輸入量
 - 表 2.6 「ホ」国中央政府予算
 - 表 2.7 「ホ」国中央政府予算支出内訳
 - 表 2.8 2KR 及び見返り資金の位置付け
 - 表 2.9 見返り資金を利用したプロジェクト一覧（1998 年度以降）
 - 表 2.10 計画されている見返り資金のプロジェクト一覧
-
- 表 3.1 農牧林業用地利用状況
 - 表 3.2 「ホ」国でのコメ生産量、消費量など
 - 表 3.3 「ホ」国でのトウモロコシの生産量、消費量など
 - 表 3.4 「ホ」国でのフリホールの生産量、消費量など
 - 表 3.5 「ホ」国でのソルガムの生産量、消費量など
 - 表 3.6 主要農産物関連関税率
 - 表 3.7 主要食糧穀物の生産者単価、消費者単価
 - 表 3.8 農業機械業者
 - 表 3.9 肥料輸入状況
 - 表 3.10 農薬の輸入
 - 表 3.11 主要作物の改良品種
 - 表 3.12 肥料輸入量
 - 表 3.13 農牧林業用地利用状況
 - 表 3.14 食糧エネルギー状況
 - 表 3.15 食糧エネルギー源
 - 表 3.16 国民の消費内訳
 - 表 3.17 食糧必要量
 - 表 3.18 主要食用穀物の必要となる供給率（2000 年）
 - 表 3.19 貧困層
-
- 表 4.1 SAG の人員数
 - 表 4.2 SAG の 2003 年度予算
 - 表 4.3 BANADESA の財務諸表（2001 年及び 2002 年の貸借対照表）
 - 表 4.4 各肥料の在庫量

- 表 4.5 BANADESA の県別支店
- 表 4.6 見返り資金積立て(銀行への入金)
- 表 4.7 BANADESA の 2KR 積立て合計バンクステートメント
- 表 4.8 BANADESA 口座 (1999 年度) のバンクステートメント
- 表 4.9 BANADESA 口座 (2000 年度) のバンクステートメント
- 表 4.10 BANADESA 口座 (2001 年度) のバンクステートメント

- 表 5.1 要請品目リスト
- 表 5.2 2004 年度トウモロコシ生産計画
- 表 5.3 2004 年度フリホール生産計画
- 表 5.4 2004 年度コメ生産計画
- 表 5.5 2004 年度ソルガム生産計画
- 表 5.6 作物別必要肥料成分
- 表 5.7 作物別必要肥料の数量
- 表 5.8 選定品目及び数量

- 表 6.1 2KR 調査評価表

図のリスト

- 図 3.1 「ホ」国の地形図
- 図 3.2 「ホ」国の地域別月降雨量分布
- 図 3.3 「ホ」国貧困層の地域分布

- 図 4.1 農牧省 (SAG) 組織図
- 図 4.2 BANADESA 組織図
- 図 4.3 見返り資金を用いた各プロジェクトの実施体制

- 図 5.1 作物別栽培カレンダー

略語集

BANADESA	:	Banco Nacional de Desarrollo Agrícola	国立農業開発銀行
BID	:	Banco Interamericano de Desarrollo (Inter-American Development Bank)	米州開発銀行
CAFTA	:	Central American Free Trade Agreement	中米自由貿易協定
CAUCA	:	Código Aduanero Uniforme Centroamericano	中米統一関税コード
CEPAL	:	Comisión Económica para América Latina y el Caribe (Economic Commission for Latin America and the Caribbean) = ECLAC	国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会
CODA	:	Consejo de Desarrollo Agrícola	農業開発委員会
CORECA-CAC	:	Consejo Regional de Cooperación Agrícola – Consejo Agropecuario Centroamericano	地域農牧業協力委員会 - 中米農牧業委 員会
DGDAI	:	Dirección General de Desarrollo Agrícola Integral	農業総合開発総局
DICTA	:	Dirección de Ciencia y Tecnología Agropecuaria	農牧科学技術総局
DIGEPESCA	:	Dirección General de Pesca	漁業総局
DINADERS	:	Dirección Nacional de Desarrollo Rural Sostenible	持続的農村開発総局
DGRD	:	Dirección General de Riego y Drenaje	灌漑排水総局
FHIA	:	Fundación Hondureña de Investigación Agrícola	ホンジュラス農業投資基金
FONADERS	:	Fondo Nacional de Desarrollo Rural Sostenible	持続的農村開発基金
IHMA	:	Instituto Hondureño del Mercadeo Agrícola	農産物流通庁
IICA	:	Instituto Interamericano de Cooperación para la Agricultura (Inter-American Agricultural Institute)	米州農業協力機構
INCAP	:	Instituto de Nutrición de Centro América y Panamá	PAHO 中米・パナマ栄養研究 所
INFOAGRO	:	Servicio de Información Agrícola	農牧省農業情報室
OSEP	:	Oficina de Seguimiento y Evaluación de Proyecto	農牧省プロジェクト・フォロー室
PAHO	:	Pan American Health Organization	WHO 米州保健機構
PMA	:	Programa Mundial de Alimentos (World Food Program)	国連世界食糧計画
PRAF	:	Programa de Asignación Familiar (Family Allowance Program)	大統領府家族給付プログラム
PRONADERS :	:	Programa Nacional de Desarrollo Rural Sostenible	持続的農村開発プログラム
SAG	:	Secretaría de Agricultura y Ganadería	農業牧畜省（農牧省）
SECPLAN	:	Secretaría de Planificación, Coordinación y Presupuesto	（旧）計画調整予算省
SEFIN	:	Secretaría de Finanzas	財務省
SENASA	:	Servicio Nacional de Sanidad Agropecuaria	農牧省動植物衛生総局
SETCO	:	Secretaría Técnica y de Cooperación Internacional	国際協力庁
SIECA	:	Sistema de Estadísticas de Comercio de Centroamérica	中米経済統合機構

SIMPAH	:	Sistema de Información de Mercados de Productos Agrícolas de Honduras	ホンデュラス農産物市場価格情報システム
SIT	:	Secretaría de Industria y Comercio	通産省
UCA	:	Unidad de Comercio Agrícola	農牧省農産物流通室
UCAI	:	Unidad Coodinadora de Asuntos Internacionales	農牧省国際調整室
UNAT	:	Unidad Apoyo de Técnico (Technical Support Unit)	大統領府技術支援室
UPEG	:	Unidad de Planeamiento y Evaluación de Gestión	農牧省企画評価室
	:	Cooperativas Agropecuarias	農民組合
	:	Asociación de Productores	生産者団体（おもに作物別に組織）

度量衡換算表

1 Quintal (qq)	キンタール	= 100 Lb	= 45 - 45 Kg (1 t = 22 qq)
1 Manzana (Mz)	マンサーナ		= 0 - 7 ha

第1章 調査の概要

1 - 1 調査の背景と目的

(1) 背景

1977年度に始まった食糧増産援助（以下、2KR）は、毎年度40～50カ国を対象に実施してきたが、外務省は平成14年7月の外務省「変える会」の最終報告書において「食糧増産援助（2KR）の被援助国における実態について、NGOなど国民や国際機関から評価を受けて情報を公開するとともに、廃止を前提に見直す」との提言を受け、同年8月の外務省改革「行動計画」において、『2KRについては廃止も念頭に抜本的に見直す』ことを発表した。

外務省は、2KRの見直しにあたり国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構、以下、JICA）に対し、2KRという援助形態のあり方を検討するために調査団の派遣（2002年11月～12月）を依頼し、同調査団による「2KR実施計画手法にかかる基礎研究」の結果も踏まえ、同年12月に以下を骨子とする「見直し」を発表した。

農薬は原則として供与しない。

ニーズや実施体制につきより詳細な事前調査を行い、モニタリング、評価体制を確認した上で、その供与の是非を慎重に検討する。

上記の結果、平成15年度の2KR予算は、対14年度比で60%削減する。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリングの強化を通じて、2KRのあり方につき適宜見直しを行う。

(2) 目的

外務省は、平成15年度2KRの実施に際し、上記2KRの抜本的な見直し及びJICA「2KR実施計画手法にかかる基礎研究」を踏まえ、ニーズや実施体制につき詳細な事前調査を行い、要望国のモニタリング、評価体制を確認した上で本年度の2KRの供与につき判断するとの方針を決定した。右決定に従い、外務省は2KR要望50カ国の中から、2KR予算額、我が国との二国間関係、過去の実施状況等を総合的に勘案し調査対象国16カ国を選定し2KRの妥当性を検討するために、JICAに現地調査（以下、本調査）の実施を指示した。

JICAは、上記の見直し方針及び指示に基づき、調査対象国の1カ国であるホンジュラス国（以下、「ホ」国）に対する平成15年度の2KR供与の技術的な是非を検討することを目的として、本調査を実施した。

1 - 2 体制と手法

(1) 調査実施手法

本調査は、国内における事前準備作業、現地調査、帰国後の取りまとめから構成される。

現地調査においては、時間的、物理的な制約の中で可能な限り「ホ」政府関係者、資機材配布機関、農家、国際機関、NGO等との協議、サイト調査、資料収集を行い、「ホ」国における2KRのニーズ及び実施体制を確認するとともに、2KRに対する関係者の評価を聴取した。

帰国後の取りまとめにおいては、現地調査の結果を分析し、要請資機材計画の妥当性の

検討を行った。

(2) 調査団員

分野	氏名	所属
総括	折笠 弘維	外務省 経済協力局 無償資金協力課 課長補佐
計画管理	清水 勉	国際協力機構 無償資金協力部 業務第4課
プログラムニーズ把握・分析	神里 勝也	アジア航測株式会社 課長
資機材計画	水口 尚恵	(財)日本国際協力システム業務第二部 調達監理業務課
通訳	宇山 寿子	(財)日本国際協力センター

(3) 調査日程

	日付 2003年	折笠 / 清水	神里 / 水口 / 宇山
1	8月24日 日		東京(NH006) ロサンゼルス(CO209)
2	8月25日 月		ヒューストン(CO1116) テグシガルパ 大使館、JICA 事務所担当者打合せ 農牧省 2KR 事務局打ち合わせ 布施専門家打ち合わせ
3	8月26日 火		農牧省、BANADESA 打合せ・協議 INFOAGRO (統計資料) 農業政策 BANADESA SIMPAAH (ホンジュラス農産物市場情報システム) -CPF 農村と女性-CPF 質疑応答
4	8月27日 水		BANADESA (ALDESA) テグシガルパ倉庫 農牧科学技術局 (DICTA) カナダ協力庁 USAID
5	8月28日 木		世界食糧計画 PRAF UNAT 農牧省 2KR 事務局
6	8月29日 金		サイト調査 ホテル発 野菜商品化プロジェクト(苗床用温室建設)-CPF Cortez 港 クジャメル地区稲作農家(エンドユーザー) BANADESA (ALDESA) サンペドロスーラ倉庫
7	8月30日 土	東京 (NH006) ロサンゼルス(CO209)	サイト調査 DICTA サンペドロスーラ試験場 Il・カ・リート地区稲作農家(エンドユーザー) 畜産農家指導監督モジュールプロジェクト-CPF BANADESA コマヤグア支店 コマヤグア地区稲作農家(エンドユーザー)
8	8月31日 日	ヒューストン、(CO1116) テグシガルパ ホテル着 団内打合せ	

9	9月1日	月	大使館(大使) 国際協力庁(大臣) JICA 事務所(所長) 農牧省(大臣) BANADESA(総裁他) 農牧省打合せ	同左 農牧省、INFOAGRO(協議・補足調査) 同左 同左 DINADERS(持続的・地方開発局) 同左
10	9月2日	火	グループ1: サイト調査(カタカマス地方のBANADESA支店、農民組合、農家) グループ2: サイト調査(サン・ファン・デ・フローレス地区、ダンリ地方のBANADESA支店、農民組合、農家)	
11	9月3日	水	Save the Children UNDP FUNDER(NGO) World Vision FAO 農牧省	農牧省 肥料販売店訪問 BANADESA INFOAGRO 農牧省 同左
12	9月4日	木	GTZ CARE 農牧省(ミニッツ案作成) 農牧大臣主催夕食会	農牧省(補足調査・協議) 同左 同左
13	9月5日	金	農牧省 ミニッツ署名 大使館報告 ICA事務所報告	INFOAGRO、DICTA 協議 同左 同左 同左 同左
14	9月6日	土	テグシガルバ発(TA391)	

(4) 面談者リスト

農業牧畜省

Mr. Mariano Jimenez Talavera	大臣
Mr. Manuel Vargas Toledo	国際調整室長
Mr. Francisco Rolando Ramos	国際調整室 2KR 調整官
Ms. Rosibel Gomez	企画評価室政策調整官
Mr. Francisco Gomez	農業情報室 (INFOAGRO) 室長
Mr. Omar Funez	INFOAGRO 次長 / 農業食料市場情報アナリスト
Mr. Fredi Arias Garcia	農牧科学技術総局 (DICTA) 局長
Mr. Carlos Pineda	DICTA サン・ペドロ・スーラ試験場長
Mr. Roberto Ramon Castillo	持続的農村開発総局 (DINADERES) 局長
布施 幸秀	農牧科学技術局 JICA 専門家 (農産物流通改善)

国際協力庁

Ms. Brenie Liliana Matute Alas	大臣
--------------------------------	----

農業開発銀行（BANADESA）

Mr. Enrique Alberto Castellon B.	総裁
Ms. Rocibel Molina de Villela	本社業務部長
Mr. Carlos Roberto Zapata	本社営業部
Ms. Maria Elena Kafaty de Nazar	本社信用事業副部長
Mr. Salinas Martinez	コマヤグア支店長
Mr. Domingo Urbina	サン・ファン・デ・フローレス販売店長
Mr. Jorge Omar Gonzalez	ダンリ支店長

ホンジュラス農産物市場価格情報システム（SIMPAH）

Mr. Miguel Nolosco	プロジェクトリーダー
--------------------	------------

農村女性食糧増産支援プロジェクト

Ms. Norma Lilian Diaz	プロジェクト・リーダー
-----------------------	-------------

ALDESA（民間倉庫会社）

Ms. Gina Alonzo Quiroz	管理担当（テグシガルパ倉庫）
Mr. Jaime Omar Silva	支部長（サン・ペドロ・スーラ倉庫）
Mr. Jimmy Reinel Pineda	マーケティング担当（サン・ペドロ・スーラ倉庫）

ホンジュラス国有鉄道

Mr. Guillermo A. Recarte Susazo	総裁
Mr. Jose Adalberto Munoz	税関担当

PRAF（Programa de Asignacion Familiar）（大統領府家族給付プログラム）

Ms. Miriam Garcia	プロジェクト 1026 コーディネーター
-------------------	----------------------

UNAT（Unidad Apoyo de Tecnico）（大統領府技術支援室）

Ms. Norma Perez	コーディネーター
-----------------	----------

Fertica（肥料販売会社）

Mr. Hector David Venegas	副社長
--------------------------	-----

ホンジュラス農産物流通庁

Mr. Ruben Dario Molina	県事業部長
------------------------	-------

Fuerte Morazan 農業組合（エル・ネグリート地区）

Mr. Fernando Perez	組合長
--------------------	-----

畜産農家指導監督モジュールプロジェクト

Mr. Ramilo Romero 第9モジュール エル・サウセ 組合長

世界食糧計画 (WFP)

Ms. Claudia von Roehl WFP ホンジュラス事務所長
Mr. Hernan Aguilar 学校給食プログラム・コーディネーター
Mr. Herbert Yanez Mendez 脆弱性分析・マッピング・コーディネーター

FAO

Dr. Compton L. Paul Representante
Mr. Carlos Andres Zelaya Elvir Representante Asistente

UNDP

Mr. Luis Gradiz Representante Recidente

カナダ協力庁 (CIDA) PRO-MESAS プログラム

Ms. Frank Schneider PRO-MESAS プログラム担当官・農牧部門アドバイザー

USAID

Mr. Raymond W. Waldron 農業・天然資源部長

GTZ

Mr. R. Fvotscher
Dr. Konrad Uebelhor Asesor Tecnico Principal
Mr. Martin Walter

Save the Children

Mr. Mariano Planells Executive Director

World Vision

Mr. Lic Oscar Chicas Sub Director Nacional
Mr. Jose Luis Figueroa Gerente de Gestion de Recursos

CARE

Ms. Becky Ann Myton Food Security Coordinator & Environmental Advisor
Mr. Raul Iglesias Roveló Gerente Proyecto EXTENSA (JICA 研修員 0B)

FUNDER

Mr. EFRAIN DIAZ ARRIVILLAGA

Mr. OSCAR MUNOZ M.

Executive Director

Gerente de Operaciones

在ホンジュラス日本国大使館

竹本 正美 特命全権大使

植松 聡 一等書記官

JICA ホンジュラス事務所

高野 剛 事務所長

西村 貴志 事務所員

茂木 健司 企画調査員

第2章 当該国における2KRの実績、効果及び評価

2-1 実績

「ホ」国への2KRの1979年から2002年度のE/N額累計は109.5億円である。過去5年間の供与資機材は4種類の肥料のみである。

表2.1 2KRの供与実績

年度	1998	1998(追加)	1999	2000	2001	2002
E/N額	3.5億	3.0億	4.0億	3.5億	4.0億	4.0億
品目	肥料	肥料	肥料	肥料	肥料	肥料

2-2 効果

2-2-1 食糧増産面

(1) 食糧安全保障

「ホ」国はFAO及びWFPの統計が示すとおり栄養不足人口を多数抱えている。この状況を改善するため、国民の食糧供給、食糧アクセスへの支援が必要とされている。その一貫として、「ホ」国の食糧安全保障プログラムへの支援が必要とされる。

(2) 食糧自給率

「ホ」国の2001年の主要食糧作物の平均自給率を見ると、コメはハリケーン「ミッチ」以降生産量が大幅に低下し7.9%、トウモロコシは75.3%、フリホール¹は81.6%、でソルガムは99.9%であった。

表2.2 主要食糧の需要バランス 2001年

作物	純生産量 (1,000 t)	輸入量 (1,000 t)	輸出量 (1,000 t)	自給率 (%)	1人当り見掛け 消費量 kg/年
コメ	5.6	58.9	1.8	7.9	9.6
トウモロコシ	333	109.5	0.0	75.3	66.6
フリホール	38.1	5.2	16.7	81.6	4.0
ソルガム	52.1	0.1	0.0	99.9	7.8

出展：国連ラテン・アメリカ・カリブ地域経済委員会（ECLAC），2002年 ラテンアメリカ北部及びカリブ地域の農業基礎情報

(3) 1人当りエネルギー摂取量

「ホ」国民の2000年の食糧エネルギー供給必要量は約2,400キロカロリー/人/日であり、国民の必要なエネルギー供給量の92%を確保している。

¹ インゲン豆に似た、マメ科作物。

表 2.3 食糧エネルギー供給率

項目	単位	1990 年	2000 年
人口	1,000 人	4,879	6,485
都市人口率	%	50.8	48.2
食糧エネルギー摂取必要量	和加リ-/人/日	2,166	
食糧エネルギー供給必要量	和加リ-/人/日	2,600	
食料エネルギー現在の供給量	和加リ-/人/日	2,061	2,394
供給率 (/)	%	79	92

出展：FAOSTAT/世界保健機構中米・パナマ栄養研究所（INCAP）など

(4) 2KR の効果

2KR の対象作物である基礎穀物はトウモロコシ、フリホール、コメ及びソルガムの 4 主要作物である。

過去 10 カ年の 4 主要作物の生産量や単収結果からのみでは、2KR の農業資機材投下による直接の数値的効果の確認はバラツキがあり困難である。しかし、エンドユーザーを始め、殆どのステークホルダーからの評価は良かった。この 4 穀物は「ホ」国民の主食を形成しており、食糧エネルギーの約 6 割はこの 4 主要穀物から摂取されている。これらの作物の生産量、生産性増加のための農業資機材配布は、一般市場価格での資機材購買力を持ち得ない、約 75% の中小農家には非常に有効であるといえる。

2-2-2 外貨支援面

(1) 国際収支、貿易収支

近年の「ホ」国の国際収支及び貿易収支は赤字である。貿易赤字は輸出の 40% 以上になっており、慢性的な貿易赤字国である。国内生産されていない必要な農業資機材（肥料）の供与は比較的小額であるが「ホ」国の貴重な外貨節約に貢献していると言える。

表 2.4 ホンジュラス国の国際収支

(単位：US\$百万)

項 目	1981	1991	2000	2001
Export&Services	884	997	2,497	2,447
Import& Services	1,061	1,139	3,313	3,512
Resource Balance	-177	-142	-816	-1,064
Net Income	-153	-192	-165	-141
Net current transfers	18	53	447	550
Current account balance	-313	-281	-534	-656

出典：World Bank, Honduras at a glance

(2) 肥料輸入・国内生産

国立農業開発銀行 (BANADESA) の顧客の範囲は、政府方針により農地面積 60Mz²以下の中小農民に限定されている。BANADESA は、2KR 肥料販売には購入者の事前審査を内部で実施している。大量の購入申請があった場合は、さらに SAG による事前審査が行われる。2KR の肥料は、民間市場へのアクセスが困難な農民に優先的に配布されるため、一般の民間肥料市場への影響は限られているといえる。なお、ホンジュラスでは肥料の国内生産はなく、国内で使用されている化学肥料は全て輸入である。2KR 供与肥料が全輸入量に占める割合は、1998 年 (緊急案件実施時) を除いて金額、量とも 1 割以下であり、民間市場への影響は少ない。

表 2.5 肥料輸入量

項目	単位	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
肥料輸入量	トン	88,900	82,600	143,739	139,893	163,800	180,500	151,500
2KR 調達量	トン	12,276	14,274	18,342	23,029	15,793	10,534	12,268
輸入量に対する 2KR 肥料の割合	%	13.8	17.3	12.8	16.5	9.6	5.8	8.1

出展：肥料輸入量は FAOSTAT、2KR 量は実績量

2 - 2 - 3 財政支援面

(1) 国家予算、財政赤字、公共投資

「ホ」国国家予算は慢性的な赤字で 2002 年度の赤字率は国家収入の約 20% になっており、その補填の殆どは、ドナーなどからの無償と借款で補っている。

表 2.6 「ホ」国中央政府予算

(単位：百万レンピーラ)

項目	1998	1999	2000	2001	2002
総収入	13,565	15,440	16,753	19,762	21,141
通常収入 (税金)	13,178	14,841	15,801	17,048	19,776
その他収入	387	599	952	2,714	1,365
総支出	14,366	18,215	21,176	24,956	26,289
経常支出	10,287	12,167	14,690	17,400	19,593
投資及び融資返済	4,078	6,047	6,495	7,566	6,695
収支	-500	-2,776	-4,422	-5,240	-5,148
収入に対する赤字率	3.5%	15.2%	21.0%	21.0%	19.6%

出典：国家予算書、「ホ」国財務省 (SEFIN)。1 US \$ = L\$15.14 (レピペラ)

「ホ」国国家予算のうち農業・農村支援予算は社会福祉予算として計上されている。その比率は年々向上していて、2002 年度には 5.1% を占めた。

² Mz は中米の面積単位でマンサーナと称する。1Mz = 0.7ha である。

表 2.7 「ホ」国中央政府予算支出内訳

(単位：百万レンピーラ)

項目	1998	1999	2000	2001	2002
1. 人的資源投資	3,700	4,841	6,598	7,883	14,071
うち教育	2,411	3,049	4,116	5,213	8,783
うち健康、保健衛生	1,289	1,791	2,482	2,669	5,288
2. 社会保障	1,428	1,904	1,955	3,109	1,666
3. 住宅建設	-	16	-	50	-
4. 農業・農村支援	99	170	361	564	845
社会福祉支出合計	5,227	6,932	8,915	11,607	16,582
農業・農村支援予算対 社会福祉支出率	1.9%	2.5%	4.0%	4.9%	5.1%

出典：国家予算書、SEFIN

(2) 2KR 見返り資金の位置付け

「ホ」国の2001年度の「ホ」国の社会福祉予算に対して2KR見返り資金は下表に示すように0.2%、そして農業・農村支援予算に対しては4%を占めている。

表 2.8 2KR 及び見返り資金の位置付け

(単位：百万レンピーラ)

年度	「ホ」国社会 福祉予算	「ホ」国 農業・農村 支援予算	見返り資金 ³	見返り資金 対公共投資	見返り資金 対農業・農村支 援予算
1998	5,227	99	86	1.6%	87%
1999	6,932	170	26	0.4%	15%
2000	8,915	361	18	0.2%	5%
2001	11,607	564	22	0.2%	4%
2002	16,582	845	NA	NA	NA

出典：予算額はSEFIN。見返り資金及び2KR金額はMAG資料

2 - 3 見返り資金を利用した経済社会開発支援面

(1) 見返り資金プロジェクト概要、成果(表 2.9 参照)

近年の見返り資金利用による社会開発プロジェクトへの支援は、中小農家及び女性に配慮した案件が目立ち、有効に利用されている。本調査においては次の案件について確認した。

1) 食糧増産のための農村女性支援計画

本計画は「ホ」国政府農牧省(以下SAG)が農村女性組織に対してマイクロファイナンス・技術支援を行い、農村地域の貧困削減、食糧安全保障、ジェンダー対策等へ寄与することを目的とする。

³ 見返り資金積立額は2003年7月末現在。

現時点での実績は、全国 10 県の 20 女性グループ、900 家族への支援である。

2) 野菜生産及び流通支援

本計画では、コマヤグア県の約 120 中小農家に対して、野菜生産流通の支援を行い、トウモロコシなどの伝統的穀物栽培への依存度を減少し、農家の収入安定を図るものである。

3) 畜産業モジュール指導

全国の 28 畜産組合(約 140 酪農家)に対して、乳牛飼育のための資金及び技術支援を実施している。この目的は地域の牛乳生産量増加、小酪農家の生産性の向上、農民の雇用確保、トウモロコシなどの伝統穀物への依存度の減少等であり、農家の収入安定化を図るものである。

表 2.9 見返り資金を利用したプロジェクト一覧(1998 年度以降)

利用額の 会計年度	プロジェクト名	利用額 (単位： レピタ)	実施 担当機関	プロジェクト目標
1999	畜産業モジュール指導	3,300,000	SAG- DICTA 「ホ」国畜産基金	「畜産基金」拡張員の技術的指導のもと、 家族グループからなる小規模牧畜組織を 小規模企業に移行する
1998-99	農家研修支援	2,500,000	SAG- DICTA	農村事業の準技術者農民の知識向上
1998	タカミチエ族地域開発プロジェクト	1,191,965	SAG- DGDAI	タカミチエ族地域を生産的プロジェクトの 展開に加える
1998	オモア湾及びセイバ地域の零細漁業の 開発	1,324,200		セイバ及びオモア湾で手工業的漁業を 行なっている漁民の生活条件の改善
1998-99	チョルティス族地域の土地登記手続	2,000,000	I.N.A.	土地登記に先立ち、各地区の再測量、 土地利用調査を実施
1998	国境地帯における検疫監視能力開発	1,935,000	SAG SENASA	他国からの入国動物に対する検疫
1998	AGACH による濃縮加工支援	3,200,000	SAG- DICTA- AGACH	生産性の向上による酪農者減少防止
1998	リモン零細漁業集積センター防壁建設	350,756	SAG- DIGEPESCA	
1998	動物保健及び植物衛生事業の強化及び 近代化	6,170,251	SAG SENASA	食糧衛生確保のための品質監督システム の設置。動植物の病気究明。農薬の 品質コントロール。
1998	Esperanza 地区総合野菜プロジェクト	2,950,000	FHIA	多種作物の栽培研究及びその普及
1998	食糧増産のためへの農村女性支援	3,500,000	SAG DINADERS	農村女性へ農業生産手段を確保し対象 人口への食糧安全確保(900 家族)
1998	農産物価格情報システム強化	5,000,000	FHIA	農産物価格情報システムを強化し農産 物のスムーズな流通に寄与する。
1998	野菜生産及び流通支援	2,297,000	SAG DICTA COHORSIL	Esperanza、Siguatepeque 及び Comayagua 地区 1,200 農家の生産支援
1998	ココナッツ黄色病対策活動	3,075,000	SAG DICTA SENASA	カリブ海地域のココナッツ病原対策。
	ベヤピスタ農業組合のジャガイモ、野 菜種子生産支援	1,744,000	DICTA	インティブカ県、オコテベケ県、フラ ンシスコモラサン県のジャガイモ、野 菜生産支援。25 農家の種子生産者
	コロソ県コム生産農家支援	20,000,000	コロソ県	50 農家へのコム生産支援

出典：農牧省資料、2003 年 7 月現在

表 2.10 計画されている見返り資金のプロジェクト一覧

No.	実施プロジェクト名	金額 (レンピーラ)
1	2KR 事務局強化プロジェクト	3,844,800
2	ヨロ県中小農家フリホール栽培支援プロジェクト(500 農家)	20,000,000
3	全国農民支援マイクロクレジット・プロジェクト(4,875 農家)	7,500,000
4	第 2 次零細チーズ製造業の再転換プロジェクト	12,479,400
5	第 2 次畜産業モジュール指導	7,168,649

出典：農牧省資料、2003 年 7 月現在

2 - 3 評価と問題点

本調査では、与えられた時間的及び物理的制約の中で可能な限り多くの関係者を訪問するとともに、中立性を保つため、可能な限り発言を忠実に記載することとした(各発言内容の裏付け根拠にかかる技術的解析等は含めていない)。

2 - 3 - 1 2KR 管轄省庁及び見返り資金管轄省庁

(1) 農牧省(SAG)

- ・ 2003 年 2 月に開催された政府間協議で説明したとおり、2KR は基礎食糧の生産と食糧安全保障のうえで重要な位置付けにある。また、見返り資金を使用したプロジェクトは、国内の農業・社会経済に寄与する優先事業として位置付けられている。
- ・ 日本側の事情で 2KR の予算・対象国の削減は充分承知しているが、今後も 2KR を継続して頂きたい。
- ・ 2KR を始めとする日本の援助は「ホ」国にとって多大な貢献をしており、最大限に良い管理と透明性の確保を行なっている。同時に日本の援助による旨の広報を最大限に努力している。2KR の肥料が到着したときには、荷揚げや倉庫の保管様子を大使に視察してもらい、引渡式などを行っている。
- ・ 見返り資金の一部協力によって、「ホ」国農産物市場情報システム(SIMPAH)を立ち上げ、国内 7 箇所と隣国エルサルバドルとニカラグアの 80 品目の卸売り価格調査を毎週行ってラジオ、TV、出版物で公表し、中小農民への農産物市場動向サービスを行うことができた。
- ・ 見返り資金の協力により貧困女性農民にマイクロクレジット、技術支援などにより食糧増産支援を行っている。

(2) 国際協力庁(SETCO)

- ・ 2KR は「ホ」国農業・農村開発政策にとって重要なスキームであり、見返り資金の管理を含め改善に努力している。コミッティなどによる関係機関間の連絡、適切なモニタリングなど、全ての段階でより望ましい管理ができるよう実施体制を整備していく。
- ・ 現在、「ホ」国政府はいままで無いほど農業に力をいれており、特に小規模農家の基礎穀物の生産振興に見返り資金を利用していきたい。

(3) 農業開発銀行 (BANADESA)

- ・ BANADESA は中小農民を支援するため色々な支援を実施している、昨年からは作付け期間毎に「農業金融カード」を発行し、その期間に必要な資機材購入(肥料、農薬、農機具など)のカード決済システムを導入し、顧客管理・サービスシステムを全国に広げつつある。2KR の肥料もこのシステム内で配布しつつある。このシステムが全国で実施されれば、より良いモニタリング制度が構築され、「ホ」国政府の農民への支援の透明性が確保でき、効果の把握ができる体制になる。
- ・ BANADESA は 2KR の肥料を効率的に配布するため、保管倉庫、輸送などは民間業者にアウトソースしており、販売業務は BANADESA 既存の支店網を使用し、配布審査業務は SAG の監督のもとに支店の融資審査官、提携農産物保険会社と実施しており、配布コスト削減に努めている。

2 - 3 - 2 2KR 資機材取り扱い業者

(1) FERTICA

- ・ 「ホ」国内では肥料を扱う業者は 2 社しかいない。農産物輸出会社の大企業には売上の約 40% を実施していて、全国に支店網と 25 人の技術者を配置していて、中小農民に技術支援を行っている。なお、当社は BANADESA の「農業金融カード」指定業者となっていて、中小農民支援への協力関係にある。2KR の肥料の補完関係にあり、一部は競合するかも知れない。

(2) ALDESA

- ・ 当社はテグシガルパとサン・ペドロ・スラに倉庫を保有していて 2KR 肥料の保管管理業務を請け負っている他、WFP、USAID などの食糧品の保管も実施していて、物資の適切な保管管理サービスを実施しているので、今後も引き続き 2KR 業務に協力していきたい。

2 - 3 - 3 2KR 資機材エンドユーザー

(1) サン・ペドロ・スラ稲作農家

- ・ 「ホ」国カリブ海沿岸北部のサン・ペドロ・スラのクジャメル稲作組合では 2KR 肥料は品質が良く、市場より安く、小農の営農支援に非常に役立っている。日本からの支援であることを理解している。特にコメ栽培が先のハリケーン被害から立ち直っていないので、2KR の支援を引き続きお願いしたい。

(2) オモア・バヘリア・デ・リオ・チキート地区稲作組合

- ・ 2KR の肥料の品質の良さおよび価格の安さは非常に助かっている。

(3) ダンリ県トウモロコシ栽培農家

- ・ 2KR の肥料は品質がよく、安い。
- ・ 肥料の値段をもっと安くできないか。農業機械の供与をしてほしい。
- ・ 肥料が必要なときにすぐには買えるようにしてほしい。
- ・ 技術支援は少ない、自分の経験でやっている。

2-3-4 国際機関・他ドナー

(1) 国連・世界食糧計画 (WFP)

- ・ WFP は「ホ」国民の貧困層の食糧支援するため、PRSP マップで確認された地域で重点的に食糧支援を行っている。特に子供の支援を行っているため、最大のプログラムとして約 70 万人の子供にたいして、「学校給食プログラム」に力を入れている。これは裨益者を特定でき、モニタリングがし易いため。この給食プログラムは FAO、USA の PL480 や CARE と連携して行っている。
- ・ 2KR については、小農・小作では肥料のニーズがあるのか、中農が肥料を土壌にあった使い方法を行っているのか、大農に高く売って雇用を創出し、見返り資金の積立を増やしてこれを小農に還元したほうが良いのではないかと疑問である。明日を担う子供に投資したほうがインパクトが強く効果的ではないか。

(2) 国際連合食糧農業機関 (FAO)

- ・ 食糧安全保障分野のプロジェクトについて、FAO はスペイン国際協力庁(AECI)、WFP と連携して食糧増産、食糧アクセス向上、小規模灌漑整備を目的にして農村開発、アグロフォレストリー、市場、流通、ポストハーベスト、学校菜園、学校での栄養改善などの総合的なアプローチを取っている。
- ・ 「ホ」国の稲作は 1991 年から 10 年間でコメの輸入が 2 倍増えている。消費量が増えているのに、単収は 2.6t/ha から 2.1t/ha に低下している。栽培面積も 2.1 万 ha から 3,000ha と大幅に減少している。
- ・ 2KR については、政府の capacity building 及び内外の市場を視野に入れた流通・マーケティング強化を並行して行う必要がある。

(3) カナダ国際開発庁 (CIDA)

- ・ 2KR 見返り資金と Valle Guayape 農業開発プロジェクトで協調融資し、家内工業のチーズ工場整備を行い、12 工場に対して輸出認証できる体制を整えた。非常に良いドナー協調の例で今後も進めたい。
- ・ 見返り資金タイプのスキームは近年減少傾向であるが、カナダも現在ニカラグアなどで実施している。見返り資金の用途はもう少しターゲットを絞った方が良いかも知れない。カナダの基本方針は中小農家をターゲットとしているが、大規模農家を排除することは必ずしも賛成できない。市場開拓、加工工場や貯蔵施設の建設、品質管理の導入はリスクの大きい事業である。これを実施するには、ある程度のリスクを吸収できる大規模農家を、有償クレジットや的を絞った技術支援などを通じて直接・間接的な裨益者とするのも容認した方がよい。セクター全体の総合的な支援パッケージを裨益者のキャパシティに応じて提供する必要がある。
- ・ 2KR の一部の資材が民間業者に流れているとの噂を耳にしたことがあるが、おそらく例外であろう。「ホ」国の民間肥料販売業者の数は多いので、肥料を提供することによる問題は起こらないと思う。最後に実施した調査は 15 年前だが、現在でも施肥量は低い水準にとどまっていると思われる。肥料などの資材の利用による環境に対する悪影響も特に思いあたる例はない。

(4) アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)

- ・ 「ホ」国への農業セクター支援は高価値・付加価値産品への技術支援と市場への販売・輸出促進に重点をおいている。農業ポテンシャルを有する地域の中規模・大規模農民を対象にしている。大規模農民を対象にする理由は、新規市場の開拓といったリスクを負うことができるのは、大農だけであるからである。
- ・ “ ホンジュラスのように貧しい国で、なぜ換金作物への支援なのか？なぜ中小農民を対象にしないのか？ ” との批判があるが、作物を自給自足している限り、貧困状態から抜け出せない。販売して初めて収入を得ることが出来る。USAID も以前、農業専門家により土壌調査や生産技術支援を行い、生産力と生産性の向上を図ったことがあった。しかし、農産物を販売する市場が無かったため、農民は農産物を販売してクレジットを返済することができなかった。そこで、市場化を視野に入れた援助政策に転換した。
- ・ USAID は、小農への支援は農村開発や保健・栄養プログラム、貧困削減プログラムの一環として行っている。WFP と連携して、家計の栄養改善プログラムを実施している。
- ・ 2KR は、USA が実施している小麦配布の PL-480 プログラムに似ている。食糧援助は米国民農民にも裨益しているし、「ホ」国民にも裨益しているので、両国の良好な関係にも寄与しており、今後も継続するのが望ましい。
- ・ 直接食糧を与えるのではなく、食糧増産の手段を与える、というコンセプトは良いと思うが、対象作物を基礎作物に限定する必要はあるのか？肥料は購入できる農民に販売して、回収した見返り資金で貧困層を支援したらよいのではないか？

(5) ドイツ技術協力公社 (GTZ)

- ・ GTZ は SAG の林野庁および農村持続開発総局とコーヒー農民を対象にしたコミュニティフォレストリーにおける総合的農業開発を実施している。コーヒーの国際価格暴落により、代替作物の開発を行い、流域を保全するプロジェクトである。トウモロコシは市場の自由化により価格が低下し、農民の収入改善には困難な作物である。フリホールはまだ可能性がある。GTZ は生産技術だけでなく、マーケティング、収穫後管理、組織強化の支援を重点に協力を実施している。
- ・ GTZ も食糧安全保障のプロジェクトを実施していたが、10 年前に終了した。それらは、狭いアプローチだったが、食糧安全保障のため地域の長期的な開発といった、より広いアプローチが必要と認識。特に西部は貧困指数が高く、土壌が痩せており、伝統的農法でトウモロコシを栽培している農家が多い。農家も収入の増加に結びつかない資材投入の意欲に乏しい。そこで市町村単位で地方分権的にワーキンググループなどを組織し、計画や組織作りを行う。農家の現金収入確保、天然資源の管理、地域開発の 3 つが柱である。
- ・ この問題は農地管理にある。大地主が生産性の高い盆地・平地を占有し放牧を行い、小農は山間部の傾斜地で耕作している。また、土地の所有制度も問題で、自分の農地を正式に所有しているのは 13%に過ぎず、他は法律上、正式な証明書を持たないまま土地の売買が行われている。土地台帳整備計画はあるが時間がかかりそうである。

2 - 3 - 5 国際 NGO

(1) CARE

- ・ CARE は西部地域で生産性が低い土地の小農 3,000 戸を対象にして基礎穀物増産、作物の多様化による現金収入の確保、小規模流域管理の援助を行っている。方法としては、アグロフォレストリーの普及・研修、リボルビングファンドで肥料、資材、サイロ、農機具を調達し、現物支給している。最近では小規模灌漑を導入し、FHIA、USAID と連携し市場参加戦略を策定する。
- ・ 2KR の見返り資金スキームは知っていて、機会があればこの資金を使用したプロジェクトに参加したい意向。CARE はフィールドも人材もそろっているため、活用してほしい。

(2) Save the Children

- ・ Save the Children は、「ホ」では自然資源保護、環境教育、土壌侵食防止、小規模灌漑、市場へのアクセス、ポストハーベストロス対策、食糧保障、栄養改善などの活動を行っている。活動地域は南西部、西部地域の約 200 ヶ所のコミュニティである。
- ・ 最近では OXFAM、World Vision、Plan、CARE、CRS と他の国際 NGO と連携したり、JICA のボランティアも受け入れたこともある。また、「ホ」国の SAG とも提携して畜産、養殖、薬草栽培などの分野でプロジェクトを実施している。
- ・ 2KR の仕組みは知らないが、見返り資金を活用したプロジェクトには参加したい意向である。

(3) FUNDER

- ・ FUNDER は EU の支援で全国の 380 箇所以上で活動している。主な活動は農村信用金庫活動で、組合員 1 万人以上に営農融資、技術支援、起業支援、契約栽培支援を行っている。
- ・ 1999 年に 2KR 見返り資金で農村信用金庫支援への出資をお願いしているが、いまだに回答が得られない。
- ・ FUNDER は中小農支援のため市場の確保と価格保障に取り組んでいる。農産物加工工場を設立し付加価値をつけ出荷する支援を行っている、将来には農民自身にこれらの工場を買い取ってもらうことを考えている。

2 - 3 - 6 日本側関係者

(1) 日本大使館

- ・ 日本の農業分野における協力は、個別専門家以外は 2KR だけであり、当地の「日本の農業協力」といえば 2KR というくらい、広く認識されていて、農業分野の発展に重要な役割を果たしている。
- ・ 2KR の実施体制はしっかりしていて、実施体制の強化、改善を行っている。
- ・ 農牧省は 2KR にかかる広報に力をそそいでいる。肥料到着時の引渡式や、2KR を広報する帽子、の作成・配布など行われた。
- ・ 見返り資金については、USAID と連携して、モニタリング・評価に活用することを考えている。

(2) JICA 事務所

- ・ 2KR のモニタリングや評価を強化するのであれば、ある程度プロジェクト性のあるものにしていくことが必要。それはモニタリングには相当のコストがかかるから。モニタリングの行政コストを抑える上でも、重点地域を定めていく必要性を感じている。具体的な地域として、南西部が考え

られる。

- ・ 見返り資金の現地管理が可能であれば、2KR の目的がはっきりし、目的管理・成果管理がしやすくなる。
- ・ JICA としては見返り資金の十分な関与が出来なかったが、今は大統領府などから PRSP で南西部への配慮が求められており、見返り資金を使用して小農の支援を行い、貧困対策に重点をおきたい。但し、大統領府の貧困対策重点意向と農牧省の大規模農家を含めた生産拡大支援との意向のずれがあるかもしれないので、この調整が必要となる。

(3) SAG 派遣 JICA 専門家

- ・ 2KR は数年間膨大な資金協力を実施していたが効果ははっきりしなく、他のスキーム協力を切り替える時期でないか？
- ・ コストが高く、直接的なプロジェクト援助の方が効果が良いのでは？

第3章 当該国における2KRの二一ズ

3-1 農業セクターの概要

3-1-1 農業開発計画

「ホ」国は2001年5月に「貧困削減戦略ペーパー(PRSP)」を策定した。2002年1月に就任したマドゥーロ大統領はこのPRSPを受け、「国家農業政策2003~2021年」を策定し、全国レベルのワークショップを開催している。この国家農業政策には次の2つの上位目標が掲げられている。

農業・食糧セクターの競争力と質を高め、経済発展に貢献するための体質転換
農村における貧困の削減と食糧安全確保

これらの上位目標を達成するため、現政権は次の政策目標を2003~2006年の中期政策としている。

1) 農業・食糧セクター競争力の強化

農業食糧開発

? 国内及び国際競争力の強化

国内農産物市場の整備、食糧援助受入れ方針見直し、学校給食制度拡大、トウモロコシや食料品の価格安定政策の維持等

? 農産物輸出促進

植物・動物および食品衛生改善

農産物の研究、普及並びに支援体制の整備

民間セクターへの教育・研修支援

農業・農村セクターへの融資政策およびリスク管理

農村インフラ・灌漑施設開発

天然資源の持続的開発

農地改革政策

2) 農民・ジェンダー開発

貧困削減

ジェンダー格差の縮小

3) 組織改革

農牧省(SAG)の組織改革

官民連携制度の整備

上記に関連する開発計画は農業食糧分野の国内外競争力を高め、国民、特に貧困層の生活の質を向上させるための総合的な解決策を追求することにある。その一環として一般国民の主要食糧である主要食用穀物の安定供給体制を構築する目標を挙げている。但し、食糧安全保障のための具体的な数値目標などは未設定である。

3-1-2 食糧生産・流通状況

(1) 「ホ」国農業の概要

「ホ」国の国内総生産のうち、農業・食糧セクターは全セクターの20%に過ぎないが、農業従事人口は、全経済活動人口の40%を占める。また、農産物貿易は「ホ」国の総輸出額の34%にあたり、産業構造的にみて、農業セクターへの依存が大きいことが分かる(2001年)。

「ホ」国人口の50%以上が農村部に居住しており、1995年の村落調査の結果によると、農村部の貧困世帯は57%、極貧困層世帯は20%を占めていた。このような状況下、農村部から都市部に人口が流出し、その結果都市部の発展が阻害される、いわゆる貧困の悪循環となっている。

「ホ」国の国土面積は約112,000km²であり、農牧林業用地面積は33,370 km²で国土面積の約30%を占めている。その内、農用地は8,000km²(24%)、牧草地は15,300km²(46%)、林業地は3,600 km²(11%)である(表3-1参照)。

(2) 国土状況

「ホ」国は中央アメリカの北部にあり、北はカリブ海、南は太平洋に面している。南西にエルサルバドル、南東はニカラグア、西はグアテマラに接している。国土面積は、中米ではニカラグア国に次ぎ大きい。

「ホ」国は中米でも最も山の多い国であり、国土の2/3は平均海拔1,000m以上である。平坦地は北部のカリブ海(Aguan 渓谷、Sula 地域)と太平洋に面した海岸沿いの狭い地域(Choluteca・Valle 地域)及び内陸部の小盆地(Olancho、Oloman、Jamastran 渓谷)のみである。これらの地域には全人口の約7割を占める農業村落が分布する(図3-1参照)。

「ホ」国は、熱帯地帯に位置しているが、カリブ海の影響を受けるとともに、山岳地帯が多いため、気候は複雑である。東部カリブ海沿岸は熱帯多雨林地帯、太平洋沿岸の南部は乾季が長く熱帯乾季気候、グアテマラとエルサルバドル沿いは山岳地帯の亜熱帯気候で主にコーヒー栽培地帯となっている。

図3-2に示すように雨量は北部海岸地方に多く、乾季においても相当量の降雨が発生する。一方、内部高原地域では乾季には雨のない日が続く。このことから、降雨量は北部から南部の方向に向かって減少し、明確に南低北高であることが理解できる。



注：Llanuras：平坦地、Cerros：丘陵地、Montañas：山岳地

图 3.1 「水」国の地形図

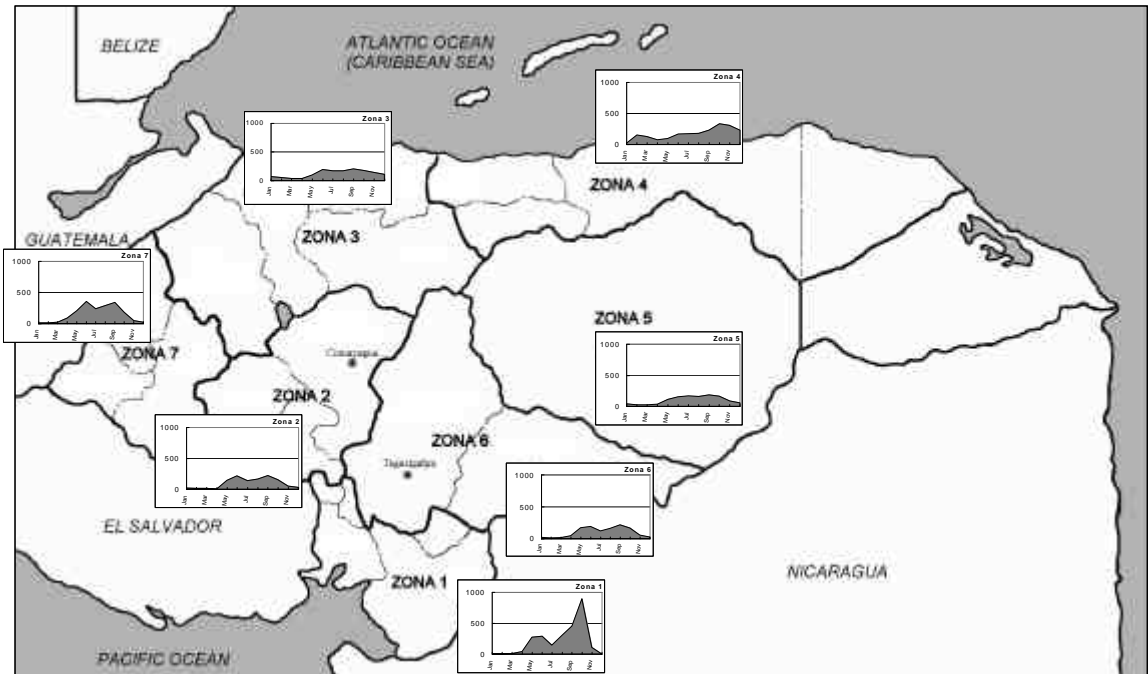


图 3.2：「水」国の地域別月降雨量分布（1995～98 の平均 mm）

(3) 農業・食糧生産状況

「ホ」国の農牧林地は 33,370km² で、全国土の約 30%を占める。その内訳は、1 年生作物¹が 14%、永年作物²が 10%、牧草地 46%、林地 11%で、その他が 19%となっている。

表 3.1 農牧林業用地利用状況

(単位：1,000ha)

農地規模	面積	1 年生耕地	永年作物	牧草地	自然牧草地	休耕地	林野	その他	割合
零細農家	46	39	6	0	0	0	0	1	1%
小農	587	236	103	27	72	35	20	92	18%
中農	932	102	90	173	244	54	83	186	28%
大農	1,772	92	134	531	485	61	262	211	53%
全国合計	3,337	469	332	731	802	151	362	490	100%
全国%	100%	14%	10%	22%	24%	5%	11%	15%	

出展：1993 年農業センサス、国家統計局 (DGEC)

「ホ」国民の約 60%の食糧エネルギーは、表 3-15 で示しているように主要穀物(トウモロコシ、フリホール、コメ、ソルガム)に依存している。トウモロコシやフリホールは、標高差、地域差に関係なく全国で栽培されている。トウモロコシは、全農家の 85%に当たる 268,152 世帯により 40 万 ha (全耕地の 50%) で栽培されており、最も一般的な主要穀物である。フリホールは 114,276 世帯 (全農家の 36%) により 9.8 万 ha (全耕地の 12%) で、コメは 19,929 農家 (全農家の 6%) により 2.2 万 ha (全耕地の 3%) で、ソルガムは 50,803 農家 (全農家の 16%) により 6.7 万 ha (全耕地の 8%) で栽培されている³。

1) コメ生産状況

コメの生産量は 1990 年代の市場自由化政策により減少している。特に 1998 年末のハリケーン「ミッチ」の襲来後の落ち込みが激しい。この主な理由は、稲作適地である河川沿いの低湿地がハリケーン「ミッチ」により作付け不能になり、農民は稲作地を放棄せざるを得なかったためである。「ホ」国における稲栽培は Comayagua 地区の一部を除いて、ほとんどが陸稲栽培のため、気象状況に極めて影響されやすい脆弱性をもっている。

単位収量は日本や台湾の技術支援効果により、1995 年頃から平均で 2.7 トン / ha から 5 トン / ha まで増加し、ハリケーン「ミッチ」の影響により、一時 1.2 トン / ha まで低下したが 2001 年度には 4.4 トン / ha まで回復している。この数値は中南米平均の 3.8 トン / ha やコスタリカの 4.3 トン / ha と比較すると、生産性はやや高い。しかし、「ホ」国での収穫面積は 1990 年代の 10 分の 1 まで減少しており、ハリケーン「ミッチ」の被害を最も長期的に受けている作物である。

¹ 1 年生作物とは、播種から 1 年以内に収穫される草本の作物で、穀類や豆類のほとんどが含まれる。

² 永年作物とは、多年にわたって収穫される作物 (果樹、サトウキビ、コーヒー、パームオイルなど)。

³ フリホールはトウモロコシなどと間作あるいは混作を行っているため、栽培面積合計と一致しない。

表 3.2 「ホ」国でのコメの生産量、消費量など

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
収穫面積	1,000ha	23.5	10.6	10.7	10.8	10.9	11.0	3.2	2.2
生産量	1,000 ^t	64.3	56.2	59.8	50.3	27.8	13.6	10.4	9.8
単位収量	^t /ha	2.7	5.3	5.6	4.7	2.5	1.2	3.2	4.4
純生産量 ⁴	1,000 ^t	36.7	32.0	34.1	28.7	15.8	7.8	5.9	5.6
輸入量	1,000 ^t	4.9	21.1	47.5	58.0	71.1	81.6	117.3	58.9
輸出量	1,000 ^t	-	2.6	2.9	2.6	1.7	1.0	1.2	1.8
見掛け消費量	1,000 ^t	41.6	53.0	81.1	86.6	86.9	89.3	122.8	63.9
依存率	%	11.8	39.7	58.5	66.9	81.9	91.4	95.5	92.1
1人当り消費量	kg	8.5	9.4	14.0	14.5	14.2	14.1	18.9	9.6

出展：ECLAC、2002年度ラテンアメリカ・カリブ地域統計年報

2) トウモロコシ生産状況

トウモロコシは、「ホ」国民の主食であるトルティージャ（中米風タコス）の原材料であるため、その生産量は基礎穀物の約7割を占めている。

トウモロコシの単位収量は1990年から2001年までの間、1.0トン/haから1.6トン/haまでの間で変動している。中南米諸国平均3.20トン/haの半分以下でかなり低水準の生産性である。

表 3.3 「ホ」国でのトウモロコシの生産量、消費量など

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
収穫面積	1,000ha	363	431	436	442	447	453	345	267
生産量	1,000 ^t	562	675	530	610	470	437	512	417
単位収量	^t /ha	1.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.0	1.5	1.6
純生産量 ⁵	1,000 ^t	449	540	424	488	376	349	410	333
輸入量	1,000 ^t	24.3	17.4	42.5	116.1	86.7	114.0	176.0	109.5
輸出量	1,000 ^t	0	0	7	1	8	2	1	0
見掛け消費量	1,000 ^t	474	558	459	603	454	462	584	443
依存率	%	5.1	3.1	9.2	19.2	19.1	24.7	30.1	24.7
1人当り消費量	kg	97.1	98.6	79.1	101.0	74.0	73.2	90.1	66.6

出展：ECLAC、北部ラテンアメリカ・カリブ地域農業基本統計1990年～2001年

3) フリホール生産状況

フリホールの年間の収穫面積、生産量、単位収量等は、気候や市場価格変動に影響され一定していない。現在の単位収量レベルは1990年代と殆ど変わらない0.7トン/haで、中南米諸国の平均単位収量と同じである。

⁴ コメ純生産量は精米されたコメで生産量の60%およびポストハーベストロス5%と算定（ECLAC調査）。

⁵ トウモロコシ純生産量はポスト・ハーベスト・ロス20%と算定（ECLAC調査）。

表 3.4 「ホ」国でのフリホールの生産量、消費量など

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
収穫面積	1,000ha	85.8	78.1	78.4	78.6	78.9	79.2	76.5	57.3
生産量	1,000 ^ト	62.0	64.7	54.2	74.5	94.2	44.6	69.6	42.3
単位収量	^ト /ha	0.7	0.8	0.7	0.9	1.2	0.6	0.9	0.7
純生産量 ⁶	1,000 ^ト	55.8	58.2	48.8	67.1	84.8	40.1	62.7	38.1
輸入量	1,000 ^ト	0.0	0.1	5.6	1.1	2.2	1.9	2.2	5.2
輸出量	1,000 ^ト	NA	0.5	1.3	0.5	2.6	16.7	16.7	16.7
見掛け消費量	1,000 ^ト	55.8	57.9	53.0	67.6	84.4	25.3	48.2	26.5
依存率	%	0.0	0.2	10.5	1.6	2.6	7.5	4.6	19.4
1人当り消費量	kg	11.4	10.2	9.1	11.3	13.7	4.0	7.4	4.0

出展：ECLAC、北部ラテンアメリカ・カリブ地域農業基本統計 1990年～2001年

4) ソルガム生産状況

1990年代から年毎の格差はあるが生産量及び単位収量は共に伸びていない。現在の単位収量は1トン/ha未満で、メキシコの単位収量3トン/haの約1/3以下を示しており、かなり低いレベルである。

表 3.5 「ホ」国でのソルガムの生産量、消費量など

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
収穫面積	1,000ha	62.3	79.5	80.4	81.4	82.3	83.4	67.4	71.1
生産量	1,000 ^ト	69.5	62.1	85.6	96.0	78.1	43.1	60.5	54.8
単位収量	^ト /ha	1.1	0.8	1.1	1.2	0.9	0.5	0.9	0.8
純生産量 ⁷	1,000 ^ト	66	59	81.4	91.2	74.2	40.9	57.5	52.1
輸入量	1,000 ^ト	0.1	0.7	7.7	70.5	6.7	0.2	0.2	0.1
輸出量	1,000 ^ト	NA	NA	1.9	0.0	NA	0.0	0.0	0.0
見掛け消費量	1,000 ^ト	66.2	59.7	87.1	161.8	80.9	41.2	57.6	52.1
依存率	%	NA	1.2	8.8	43.6	8.3	0.6	0.3	0.1
1人当り消費量	kg	13.6	10.6	15.0	27.1	13.2	6.5	8.9	7.8

出展：ECLAC、北部ラテンアメリカ・カリブ地域農業基本統計 1990年～2001年。

(4) 農産物流通状況

1) 農産物貿易

「ホ」国は1997年に発足した中米共同市場協定（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカの5ヶ国で構成）に参加している。この共同市場では域内関税上限は原材料では0～5%、中間材10%、最終消費産品15%に設定している。焙煎コーヒー、サトウキビおよびアルコール類のみがセーフガード対象品目となっている。さらに域内では統一関税項目（CAUCA）を採用している。

「ホ」国は1990年にGATT、さらにWTO加盟国となっている。「ホ」国は1994年にウルグアイ・ラウンド協定（UR協定）を締結し、同ラウンドで約束していた農産物の最大関税率

⁶ フリホール純生産量はポスト・ハーベスト・ロス10%と算定（ECLAC調査）。

⁷ ソルガム純生産量はポスト・ハーベスト・ロス5%と算定（ECLAC調査）。

の 35%を UR 締結年に達成している。「ホ」国はアメリカ合衆国が指定する最恵国、カリブ海流域イニシアティブ（1983 年）の対象国となっている。メキシコとは 2000 年に、2002 年にはドミニカ共和国と締結している。なお、現在、パナマ、チリ、カナダと FTA 交渉を行っている。EU とは中米共同市場の構成国としてバナナ以外の品目で特別輸入制度と特別経済協定を設けている。

「ホ」国の国内食糧安全保障のために、「ホ」国通産省(SIC)は 1992 年にトウモロコシの国内消費者価格安定のため輸入制限政策を実施し、「ホ」国農産物流通庁（IHMA）はトウモロコシ備蓄を行っている。さらに、消費者食糧物価安定のために、2002 年の大統領令により 16 品目（コメ、フリホール、鶏肉、ミルク、卵、砂糖、コーヒーなど）の小売価格統制を実施している。なお、「ホ」国政府のコメ生産者支援政策にしたがって、精米業界とコメ生産者は毎年コメ国内生産物引き取り協定を結んでいる。最低買取り価格、国内生産作物優先買取りの協定である。

表 3.6 主要農産物関連関税率

項目	一般関税 (%)
野菜	0~15
内フリホール	15
トウモロコシ	10 ~ 30
コメ	0 ~ 55
ソルガム	0
肥料	0
農業用トラクター	0

出展：中米統一関税表（CAUCA）

2) 米国との FTA 交渉

現在、「ホ」国は中米共同市場の構成国として、米国と自由貿易協定（CAFTA）の交渉を行っており、2004 年に締結の見通しである。この CAFTA での農業分野交渉の焦点はコメ、トウモロコシ、フリホール、ソルガム、野菜、牛肉、乳製品である。現在、CAFTA の交渉決着は未定である。

1994 年の米国とメキシコの自由貿易協定（NAFTA）交渉の結果、メキシコは、国土の 55%で栽培している主食のトウモロコシの関税を、最高税率 206%から 15 年間でゼロにすることを強いられ、2008 年には関税率ゼロとなる予定である。この状況に対して、メキシコ政府は 2002 年に農民への収入補填、生産者価格安定、大量な農業技術支援政策を実施しつつある。

「ホ」国の農産物への関税撤廃期間はメキシコとは異なることもありうるが、中期的には CAFTA 内での主要穀物の自由化は避けられないと予想される。将来はメキシコと同様に食糧生産政策の方向転換が必要となる。

3) 農産物価格

主用食糧穀物価格は相場的な要素があり、生産者単価の変動が大きい。「ホ」国ではコメ以外の生産者価格安定政策がなく、穀物生産者が安定した作物生産を行える環境が整っていない。

表 3.7 主用食糧穀物の生産者単価、消費者単価

項目	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
コメ									
輸入単価	US\$/ton	138.9	361.8	407.4	482.6	309.1	268.4	124.0	186.4
生産者単価(初付き)	US\$/ton	280.0	165.0	193.0	195.0	197.0	208.0	212.0	234.0
生産者単価(精米)	US\$/ton	467.0	295.0	345.0	347.0	351.0	371.0	378.0	418.0
消費者物価	US\$/kg	NA	0.58	0.66	0.67	0.70	0.65	0.58	0.56
国際市場単価	US\$/ton	390	390	464	442	446	451	367	307
トウモロコシ									
輸入単価	US\$/ton	187.4	550.6	244.0	159.1	139.0	137.0	130.0	147.4
生産者単価	US\$/ton	156.0	164.0	211.0	214.0	194.0	190.0	202.0	215.0
消費者物価	US\$/kg	NA	0.22	0.27	0.28	0.23	0.20	0.23	0.24
国際市場単価(\$/ton)	US\$/ton	100.0	100.0	145.2	101.1	84.3	71.6	70.1	72.3
フリホール									
輸入単価	US\$/ton	1,087.7	NA	628.5	414.7	581.9	456.6	496.5	489.8
生産者単価	US\$/ton	430	368	866	745	619	684	732	786
消費者物価	US\$/kg	NA	0.51	1.31	1.08	0.87	0.88	0.70	0.79
国際市場単価	US\$/ton	NA	500	532	518	772	551	NA	NA
ソルガム									
輸入単価	US\$/ton	319	433	220	148	201	1,582	1,425	1,706
生産者単価	US\$/ton	128	138	194	192	178	173	182	191
消費者物価	US\$/kg	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	0.36
国際市場単価	US\$/ton	104	119	150	110	98	84	88	95

出展：ECLAC、中米農牧業協力委員会（CORECA）⁸など

3-1-3 農業資機材の生産・流通状況

(1) 農業機械

農業機械の国内生産は無く、輸入条件は一般機械と同様な扱いで特別な制限はない。

表 3.8 農業機械業者

農業機械輸入業者	取り扱い品目
CEMCO	
COMERCIAL LAEISZ	
CAMOSA	John Deere トラクター
SEMPE	

出展：SAG、INFOAGRO 2003年

⁸ CORECA は中米 5 カ国、パナマ、ドミニカ共和国及びメキシコの政府間委員会で各国の通産省、農業省などの公式統計を纏めている。

(2) 化学肥料

化学肥料の国内生産は無く、一部業者が肥料を輸入して配合を行っている。肥料の輸入関税はゼロである。農牧省の農畜産衛生サービス局 (SENASA) は厚生省と協議の上、肥料の輸入販売の許認可を第 157-94 号「動植物衛生法」にもとづいて実施している。

国内の大手輸入・販売業者は 2 社のみで、いずれも国内に販売網を持っており、肥料、農薬、種子を販売している。

「ホ」国の肥料の輸入量は次表のとおりである。

表 3.9 肥料輸入状況 (単位: Mt)

肥料	1990 年	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
全肥料	34,748	88,900	82,600	143,739	139,893	163,800	180,500	151,500
尿素	21,114	72,300	39,500	61,700	75,000	95,000	122,000	96,100
リン酸肥料	2,768	8,300	19,200	24,200	23,000	30,300	21,600	18,000
カリ肥料	2,447	8,300	13,600	36,600	23,000	24,000	23,000	23,500

出展: FAOSTAT, 2003

(3) 農薬

農薬は肥料と同様に SENASA が厚生省と協議のうえ、農薬の輸入販売の許認可を第 157-94 号「動植物衛生法」と関連国際規格 (USAID など) にもとづいて実施している。

表 3.10 農薬の輸入 (単位: Mt)

項目	1998 年	1999 年	2000 年
殺虫剤	1,223	1,205	1,262
除草剤	249	327	195
殺菌剤	1,979	820	2,130

出展: FAOSTAT

(4) 種子

種子の生産・輸入・販売は「種子基本法」に基づいて、農牧省の SENASA が実施している。

民間種子業者は一般種子の輸入販売を行っている。農牧省農牧科学技術総局 (DICTA) は優良種子の研究、普及活動を行っている。表 3-11 に主要食用作物の改良品種を示す。

表 3.11 主要作物の改良品種

作物	改良品種
トウモロコシ	DICTA HB247, DICTA HQ31
ソルガム	Sureno
コメ	Cuyamel, DICTA6-6, FHIA A-51mFHIA-DICTA A-52, ICA La Libertad
フリホール	Amadeus-77, Carrizalito, Rosita

出展: DICTA, 資料

なお、SAG は優良種子普及プログラムを実施しているが、2KR の肥料配布との密接な繋がりは認められなかった。

3-1-4 2KR の国内市場に与える影響

農牧省の説明によれば 2KR の販売価格は年度始めに農牧省国際調整室 (UCAI) が市場価格を 5%以上上下回らないよう調整し、肥料市場に大きな影響を与えてないように考慮し、San Pedro Sula 市及び首都 Tegucigalpa 市の各倉庫におけるそれぞれの基準単価を設定している。この方式は国内肥料市場における安定供給および基準価格設定の役割を果たしている。

表 3.12 肥料輸入量

項目	単位	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
肥料輸入量	トン	88,900	82,600	143,739	139,893	163,800	180,500	151,500
2KR 量	トン	12,276	14,274	18,342	23,029	15,793	10,534	12,268
輸入対 2KR 量	%	13.8	17.3	12.8	16.5	9.6	5.8	8.1

出展：肥料輸入量は FAOSTAT、2KR 量は実績量

3-2 2KR のターゲットグループ

3-2-1 農業形態

「ホ」国零細農民 (1ha 以下) は全農家の 49%を占め、全農用地の 1%を利用している。同様に 32%の小農 (1~5ha 以下) が 18%の農用地利用、17%の中農 (5~50ha 以下) が 28%の農用地利用、2%の大農 (50ha 以上) が 53%の農用地を占めている。「ホ」国の農用地利用の過半数が「大農」中心である。

表 3.13 農牧林業用地利用状況

農地規模	面積 (1,000ha)	面積 (%)	農家数	農家 (%)
零細農家	46	1	228,471	49
小農	587	18	147,573	32
中農	932	28	77,701	17
大農	1,772	53	11,837	2
全国合計	3,337	100	465,582	100
全国%	100%	14	NA	NA

出展：1993 年農業センサス、DGEC

3-2-2 「ホ」国民の食糧状況

(1)「ホ」国の必要食糧エネルギー調査は 1991 年に技術協力庁 (SETCO: 旧 SECPLAN) が WHO/PAHO の中米・パナマ栄養研究所 (INCAP) の支援で実施した。この調査によれば「ホ」国民の 1 人当たり必要摂取エネルギー量は 1990 年時点では 2,166 kcal/人/日であった。それに対してカロリー供給量は 1990 年の 2,061 kcal /人/日から 2000 年には 2,394 kcal /人/日に増加した。同調査の算定では「ホ」国民の 1 人当たりの摂取量確保のために必要となる供給量は約 2,600 kcal /人/日となる。この算定にもとづく、「ホ」国民への食糧供給率⁹は 1990 年の 79%から 2,000 年には 92%まで向上している。

⁹供給率は現供給量対必要である供給量の比率

表 3.14 食糧エネルギー状況

項目	単位	1990年	2000年	2015年推定
人口(千人)	1,000人	4,879	6,485	9,044
都市人口率	%	50.8	48.2	59.5
摂取必要食糧エネルギー量	kcal/人/日	2,166		
現供給食糧エネルギー量	kcal/人/日	2,061	2,394	-
必要となる供給食糧エネルギー量	kcal/人/日	2,600		
供給率	%	79	92	-

出展：SECPLAN / INCAP、「ホ」国の基本食糧バスケット確定調査、1991年。

INCAPの算定により1人当たり必要供給量は消費量の1.2倍。

2000年の現在供給エネルギー量はFAOSTAT。

(2) 「ホ」国民の食糧エネルギー供給源の58.9%は主要食用穀物から摂取している。

表 3.15 食糧エネルギー源

項目	食糧エネルギー
1997年エネルギー消費量	2,061kcal/人/日
穀物	48.3%
豆類	10.6%
主要穀物・豆類小計	58.9%
砂糖	7.7%
動物脂肪(食用油など)	12.6%
肉	6.3%
乳製品	5.7%
その他	8.8%

出展：SECPLAN / INCAP「ホ」国の基本食糧バスケット確定調査、1991年

(3) 「ホ」国民平均のエンゲル係数は33%となっていて、地方ではその係数が42%にも上がる。

表 3.16 国民の消費内訳

地域	合計	食糧	住宅	健康	教育	その他
全国	100%	31.81%	19.25%	3.65%	3.05%	41.24%
首都圏	100%	29.52%	21.59%	3.97%	3.91%	41.01%
北部地域	100%	38.62%	20.99%	4.27%	3.67%	32.45%
南部地域	100%	38.75%	15.86%	3.47%	2.47%	39.45%
東部地域	100%	42.44%	16.36%	2.05%	2.68%	36.47%
西部地域	100%	35.74%	15.52%	4.90%	0.77%	43.07%

出展：「ホ」国中央銀行2000年、消費者物価手法

(4) INCAPの調査によれば中米では必要な諸食糧を設定しており、その必要量は表3-17に示す通りである。

表 3.17 食糧必要量

食糧	kg/人/年
牛乳	4.0
卵	12.2
牛肉	11.0
鶏肉	8.5
フリホール	25.7
コメ	16.5
トウモロコシ	157.5
砂糖	16.7
野菜	31.0
その他	NA

(出展) SECPLAN / INCAP 「ホ」国の基本食糧バスケット確定調査、1991 年

(5) 「ホ」国では国民の食料需要を満たす主要食用穀物の必要量は表 3-18 のとおりで、トウモロコシ、フリホールの国内の供給率はそれぞれ 40%前後である(但し、ソルガムについてはデータがない)。

表 3.18 主主要食用穀物の必要となる供給率(2000 年)

穀物	現在の 1 人当り 見掛け消費量 (kg/人/年)	1 人当り年間必 要量(kg/人/年)	必要量 ¹⁰ (1,000 ト)	国内純生産量 (1,000 ト)	国内供給率
トウモロコシ	90.1	157.5	1,021	410.0	40.2%
フリホール	7.4	25.7	167	62.7	37.5%
コメ	18.9	16.5	107	5.9	5.5%

(出展) 本調査団算定。

以上のように「ホ」国の主用食用穀物の現生産量では国民の食糧を確保できず、これら作物の大幅な増産を行うか、輸入作物に頼るしかない。この政策判断は、2004 年に締結予定の CAFTA(中米 5 カ国とアメリカ合衆国の自由貿易協定)の方向によって大きく左右される可能性があり、現時点では方向性は不明確である。

3-2-3 農業資機材購入能力

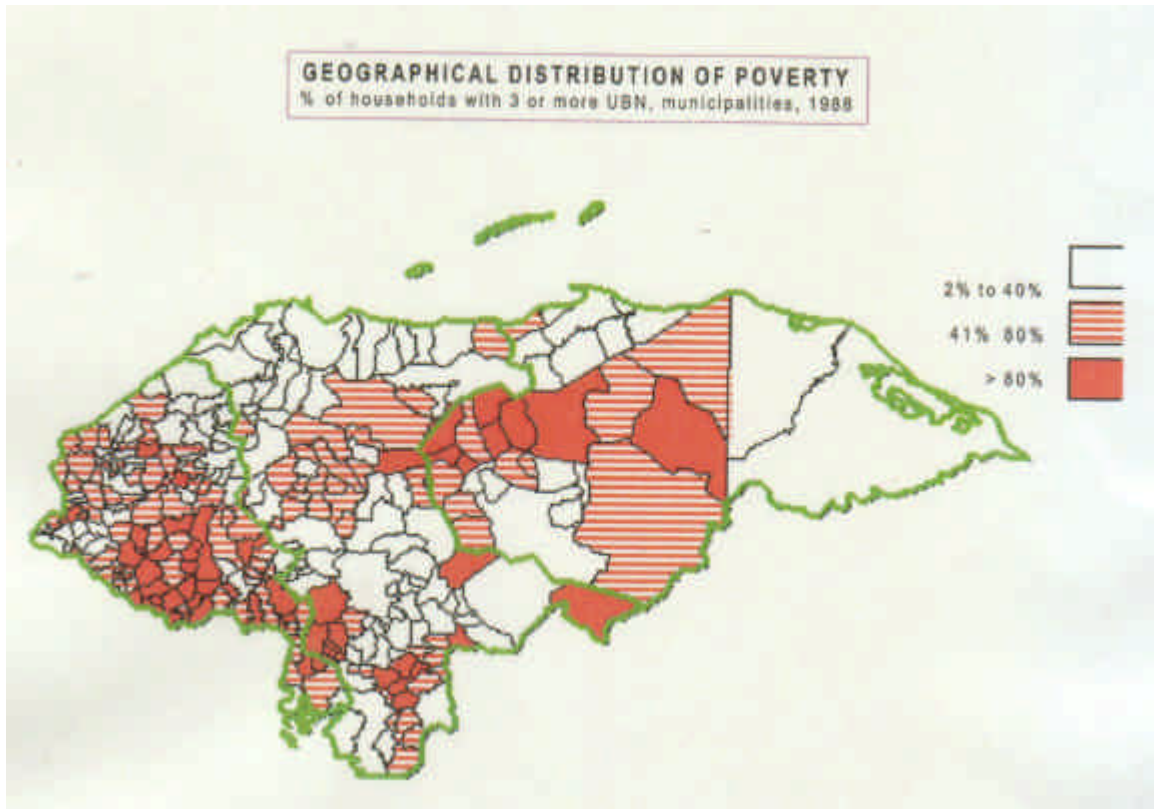
「ホ」国の PRSP によれば、最低食糧エネルギー摂取の確保できない国民は最貧困層と規定している。最低の住居、教育、健康などが確保できない国民は貧困層と定義されている。1999 年に旧 SECPLAN が調査を行った結果、「ホ」国民農村部の 74.3%は最貧困層若しくは貧困層であり、非貧困層の農民は 25%強しかいない。結果としては、農業生産のための資機材を投入できる農家は全国で農村部の 25%と見られる。貧困層の地域分布を図 3-3 に示す。

¹⁰注:「ホ」国の 2000 年人口は 6,485,000 人と推定されいる。

表 3.19 貧困層

階層	都市部	農村部	最低収入金額(LS)
最貧困層	36.5%	60.9%	L 427.8 以下
貧困層	20.8%	13.7%	L 569 以下
非貧困層	42.7%	25.4%	--

(出展) PRSP、最貧困層及び貧困層の数値は 1999 年時点の調査



出展：「ホ」国 PRSP

図 3.3 「ホ」国貧困層の地域分布

第4章 実施体制

4-1 資機材の配布・管理体制

4-1-1 実施機関の組織・人員・予算等

(1) 農業関連セクター行政機関

「ホ」国の農業・食糧セクター行政機関は次の2機関である。

1) 農牧省(SAG)

農牧省(SAG)は農業政策の立案、執行及び調整を行う農業・食糧セクターの最高行政機関である。SAGの主要組織は6特別室、2部、6総局および3外局(農産物流通庁、国立農業学校及び林野庁)で構成されている。2KRの実施機関はSAGの国際調整室(UCAI)である。また、SAGは国立農業開発銀行(BANADESA)の監督官庁である(図4.1農牧省組織図参照)。農牧省の人員数は表4.1、予算は表4.2のとおりである。

表4.1 SAGの人員数

部署	事務官	技官	その他	計
本庁(官房、総務部含む)	252	69	39	360
特別室				
1) 企画評価室(UPEG)	6	5	14	25
2) 国際調整室(UCAI)	3	6	0	9
3) 農業情報室(INFOAGRO)	2	10	0	12
4) プロジェクト・フォロー室(OSEP)	3	13	0	16
5) 農産物流通室(UCA)	1	7	0	8
6) 組織近代化室	0	4	0	4
総局				
1) 農業食糧プログラム総局(PRONAGRO)	0	5	0	5
2) 農業科学技術総局(DICTA)	78	72	49	199
3) 漁業総局(DIGEPESCA)	57	33	36	126
4) 動植物衛生総局(SENASA)	113	108	45	266
5) 農村開発総局(DINADERS)	69	68	0	137
6) 灌漑総局(DGRD)	34	28	8	70
合計	618	428	191	1,237

出典：2003年SAG報告

表 4.2 SAG の 2003 年度予算

(単位：1,000LS)

項目	国庫予算	海外融資予算	海外無償供与	合計
本庁経費	52,113	0	0	52,113
SENASA	23,258	0	0	23,258
漁業総局	12,428	0	0	12,428
DICTA	37,665	40,000	0	77,665
灌漑排水局	40,122	68,545	0	108,668
DINADERS 技術支援	114,187	215,499	170,939	500,624
農村開発基金	11,352	125,899	0	137,251
交付・拠出金	283,655	133,515	23,211	440,381
合計	574,780	583,457	194,150	1,352,387

出典：SAG、2003 年度予算書

注：LS=レンピーラ

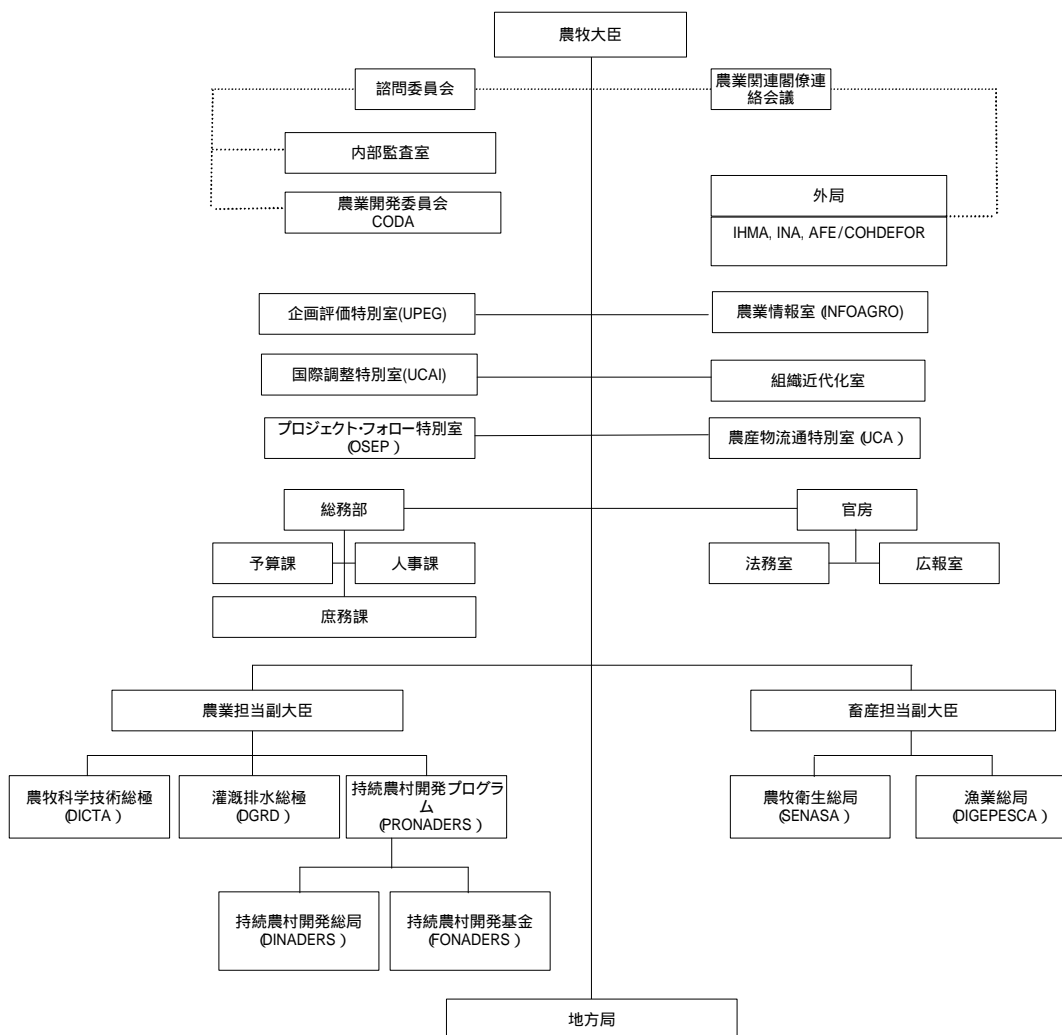


図 4.1 農牧省 (SAG) 組織図

2) 国立農業開発銀行 (BANADESA)

BANADESA は農牧省の所管団体として位置付けられており、中小農民の資金支援を実施する金融機関である。BANADESA の最高決定機関は運営理事会であり、理事長は農牧大臣が努める。運営委員には財務大臣、通産大臣、国立農業学校校長がなり、さらに大統領が任命する BANADESA の総裁が運営委員を努める。BANADESA の組織は 4 室、3 部と全国に 26 支店及び 8 出張所¹で構成されていて、2KR の配布業務は全国支店を統括する総務部が行っている (図 4.2 BANADESA 組織図参照)。

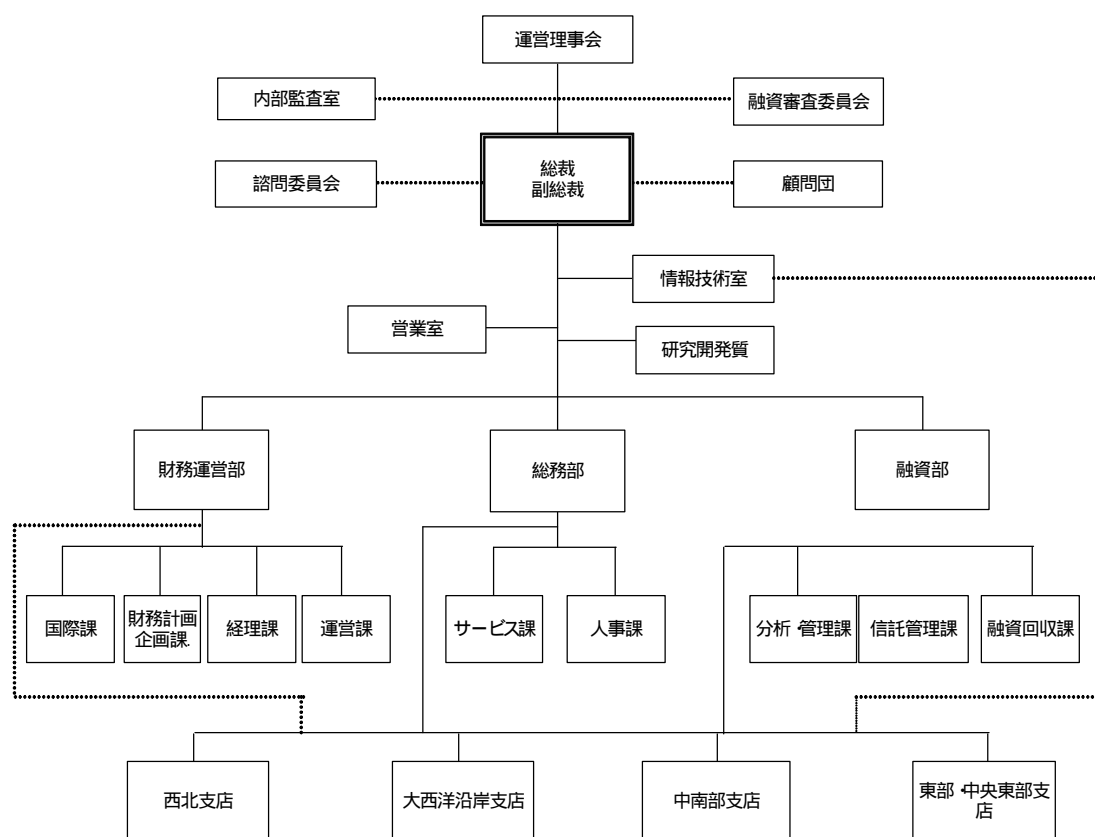


図 4.2 BANADESA 組織図

¹ 2KR の配布販売業務を行っているのは本店、17 支店と 1 出張所。

表 4.3 BANADESA の財務諸表（2001 年及び 2002 年の貸借対照表）

（単位：百万レピーラ）

資産の部	2001 年	2002 年	負債の部・資本金	2001 年	2002 年
現金及び預金	200	147	流動負債	362	382
融資・投資	213	418	その他負債	184	287
物品受け取り	27	30	銀行借入	49	53
固定資産	49	46	その他負債	7	2
その他資産	225	193	負債合計	602	724
その他売掛金	14	14	資本の部	127	124
資産合計	729	848	負債・資本合計	729	848

出典：BANADESA 2002 年年次報告書

4 - 1 - 2 配布・販売方法

(1) 配布・販売方法

供与資機材は、BANADESA が直接販売方式で配布している。

「ホ」国大西洋側の港湾 Cortés 港に荷揚された 2KR 肥料は、本船から陸揚げされた後、国鉄によって北部の中心都市 San Pedro Sula 市の BANADESA が借上げた民間倉庫（ALDESA）に搬入される。その後この San Pedro Sula 市の倉庫及び中南部に位置する首都 Tegucigalpa 市の 2 大倉庫に移管され、順次国内の各 BANADESA 支店に配送される。

(2) 販売先

肥料の販売先としては個別農家、農民組合、生産者組合がある。平成 13 年度の現地調査によれば、農民組合(Cooperativas Agropecuarias)は集落等の地域的要因を基準に組織されており、「単一組合 (Cooperativa de Base)」及びそれら「単一組合」の集合体からなる「組合連合」の 2 層構造として構成されている。農民組合の起源は、土地を持たない農民に農地を分配した農地改革時に、新しく自作農民となった人々を組織化したものをいう。「単一組合」は主に同一集落に暮らす農民が 25 名以上集まって組織される。10 以上の「単一組合」が集合して法人格を持った「組合連合」を結成することができる。これら法人格を得た「組合連合」が当該組織を「……農業会社」と称する場合があるが、日本における民間の「会社組織」とは異なっている。現在、国内に 100 以上の「組合連合」が組織されている。「生産者組合(Asociación de Productores)」は生産する農牧産物の種類別に 5 名以上で組織されており、農民組合とは性格を異にする。但し、本調査で生産者組合のみしか確認できなかった。

(3) クレジットカード

供与された肥料は、BANADESA に口座を持つ顧客に優先的に現金支払を原則として販売されていたが、昨年末から BANADESA は中小農民の支援を強化するため、中小農民を対象にした「農民金融カード」を一部県で導入し、2KR の肥料を含む全ての農業資機材の購入資金に対してマイクロクレジットを実施している。

このカードで、BANADESA は中小農の栽培計画、信用度調査を提携保険会社と共同で実施し、各栽培期間毎に計画している栽培に必要な融資枠を決め、提携農業資機材販売会社(肥料、農薬、農機具機材リースなど)が物資を直接農民に販売するシステムを構築している。農民は収穫後にこのカードで融資された金額を清算する。BANADESA は融資の条件として、栽培保険の強制加入を義務付けていて、この制度を定着させ顧客のフォローを徹底する予定である。BANADESA は、本制度を来年度まで全国に広める計画を立てている。

(4) 販売価格

販売価格は年度始めにUCAIが市場価格を調査し、平均市場価格に影響が出ないように調整し、San Pedro Sula 及び Tegucigalpa の各倉庫におけるそれぞれの基準単価を設定する。基準単価は、毎年5月頃SAGが決定するが、市場価格の変動等によって同一年度内でも変更されることがある。

BANADESA の各支店での販売価格は、基準単価に運賃・荷役費用を上乗せした価格となるため、支店によって単価は異なる。

以上をもとに販売条件に関する条件書を作成し、販売価格を含めて農牧省大臣が BANADESA に販売方針を指示する。

農民は基本的には各自の所在地を管轄する BANADESA の出先事務所で肥料を購入するが、中規模以上の農民は独自にトラック等で Tegucigalpa 市、San Pedro Sula 市あるいは別の支店へ買付けに行くこともある。管轄地域以外の BANADESA 事務所で買付ける場合、管轄地域の事務所が発行する確認状を管轄地域以外の BANADESA 事務所に提出する必要がある。

4-1-3 販売後のフォローアップ体制

販売後の技術的、金融的フォローアップは BANADESA の各支店に1、2名配置されている融資審査官が対象農民に直接行っている。DICTA 地方支部の農業普及員は独立農家を含めた中小農民の営農支援を行うことになっているが、DICTA の技術者要員・予算は BANADESA より少なく、中小農民への支援は限られている。

表 4.4 各肥料の在庫量

単位：トン

種類	2001 年度分残量
尿素	58
NPK 12-24-12	96
NPK 15-15-15	1,175
DAP 18-46-0	37

出典：BANADESA報告書

2KR 供与肥料の在庫は 2003 年 8 月時点で表 4-4 のとおりである。BANADESA は 2000 年度以前の供与資機材の全てを完売している。2001 年度供与分の在庫の内訳は、尿素が 58 トン(全調達分の 0.7%)、NPK12-24-12 が 96 トン(全調達分の 4.5%)、DAP18-46-0 が 37 トン(全調達分の 3.5%)

である。NPK15-15-15 在庫は 1,175 トン（全調達分の 92%）あるが、2003 年中に Tocoa 地域稲作生産者組合（150 農家、3,000Mz）へ販売される予定である。2002 年度供与資材は 2003 年 11 月末に現地到達予定であり 2004 年の作付け予定に沿って販売される見込みである。

4-2 見返り資金の管理体制

4-2-1 管理機関の組織、人員、予算等

見返り資金は BANADESA が回収、積立し、財務省が監督する国庫の特別会計に編入される。この資金の用途は E/N に基づいて、SAG が日本政府の承認を得たうえ、財務省が支出許可を行う（詳細の流れは 4-2-3 で述べる）。

4-2-2 積立て方法、積み立て体制


(1) 見返り資金の流れ

回収した肥料代金は BANADESA 本店に 2KR 見返り資金として預金される。同行は本来の中小農民に対する金融業務以外は 2KR による肥料の販売を行うのみで、それ以外の一般農業資機材の直接販売は取り扱っていない。BANADESA は手数料として販売額の 3.5%を得る。

表 4.5 BANADESA の県別支店

県名	所在地	機能	所在地	機能
Francisco Morazán	Tegucigalpa 本店	本店	San Juan de Flores	出張所
	Talanga	支店	SENASA, SAG 内	出張所
Comayagua	Comayagua	支店	Minas de Oro	支店
La Paz	La Paz	出張所	Marcala	支店
	Santiago de Puringla	出張所		
El Paraíso	Danlí	支店	El Paraíso	支店
	Teupasenti	出張所		
Intibucá	La Esperanza	支店	Camasca	出張所
Olancho	Juticalpa	支店	San Esteben	出張所
	Gualaco	出張所	Salamá	出張所
	Catacamas	支店	Dulce Nombre de Culmí	出張所
Valle	Nacaome	支店		
Choluteca	Choluteca	支店		
Cortés	San Pedro Sula	支店		
Yoro	El Progreso	支店	Yoro	支店
	Olanchito	支店		
Santa Bárbara	Santa Bárbara	支店	San Luis	支店
Copán	Santa Rosa de Copan	支店		
Lempira	Gracias	支店		
Ocotepeque	Ocotepeque	支店		
Atlántida	La Ceiba	支店	Tela	支店
Colón	Tocoa	支店		

出典：BANADESA 報告書；

注：  支店・出張所は 2KR 配布実施窓口

各支店からは本店に15日毎に販売状況が報告され、肥料の販売代金も本店の2KR特別口座に振り込まれ、見返り資金として預金される。農民に対し肥料を融資で販売した場合でも、本店へは相当額を積み立てることになっている。

県別のBANADESAの支店網は表4.5の通りである。

(2) 見返り資金積立状況

2003年7月31日現在の見返り資金の積立て額及び積立て率は表4-6の通りである。

表 4.6 見返り資金積立て（銀行への入金）

No.	年度	供与限度額(億円)	FOB計¥	積立額(円/トン)	積立義務額(レバ-ラ FOB(2/3)レバ-ラ)	積立実績(レバ-ラ)	使用金額(レバ-ラ)	積立残額(レバ-ラ)	積立残高(レバ-ラ)	E/N日付	積立期限	積立率(%)
1	1979	300	240,753,121	113.37	1,415,736.80	1,889,069.74			1,889,069.74	15-1-80	15-10-84	133.43%
2	1980	300	227,096,876	110.26	1,373,036.93	1,852,891.73			3,741,961.47	16-12-80	16-09-84	134.95%
3	1981	300	251,146,771	124.53	1,344,558.77	1,811,733.50			5,553,694.97	23-07-83	23-07-87	134.75%
4	1982	300	249,188,209	118.76	1,398,833.55	1,694,104.44	1,137,907.00	1,137,907.00	6,109,892.41	17-09-82	17-06-87	121.11%
5	1983	500	412,151,429	118.76	2,313,637.75	2,966,191.55	1,900,000.00	3,037,907.00	7,176,083.96	25-11-83	25-08-87	128.20%
6	1984	600	508,623,122	119.27	2,842,978.80	4,045,838.40	5,321,870.00	8,359,777.00	5,900,052.36	04-09-84	04-09-88	142.31%
7	1985	600	270,188,089	84.26	2,137,733.12	3,177,042.05	7,149,297.40	15,509,074.40	1,927,797.01	02-09-85	02-09-89	148.62%
8	1986	800	338,059,430	72.32	3,116,329.55	4,674,494.33	5,389,440.60	20,898,515.00	1,212,850.74	09-12-86	09-09-90	150.00%
9	1987	600	259,395,560	64.08	2,698,874.34	4,048,311.51	1,101,817.65	22,000,332.65	4,159,344.60	15-01-88	15-01-92	150.00%
10	1988	600	295,792,858	68.98	2,858,730.62	4,288,095.94	6,321,054.00	28,321,386.65	2,126,386.54	13-12-88	13-12-92	150.00%
11	1989	500	209,581,948	72.4	5,210,600.92	7,815,901.36	9,527,050.00	37,848,436.65	415,237.90	20-11-89	20-11-93	150.00%
12	1990	350	124,534,510	30.71	2,703,451.86	5,213,072.51	5,497,750.00	43,346,186.65	130,560.41	11-10-90	11-10-94	192.83%
13	1991	350	84,098,308	23.02	2,435,514.29	4,331,170.85	1,861,477.00	45,207,663.65	2,600,254.26	09-07-91	09-07-95	177.83%
14	1992	400	81,051,087	20.31	2,660,465.68	3,187,592.06	2,753,130.00	47,960,793.65	3,034,716.32	08-06-92	10-06-96	119.81%
15	1993	500	167,347,043	15.77	7,074,489.22	8,400,556.68	517,716.00	48,478,509.65	10,917,557.00	18-06-93	18-06-97	118.74%
16	1994	500	404,000,000	11.51	23,399,942.05	25,322,179.71	0.00	48,478,509.65	36,239,736.71	22-09-94	22-08-98	108.21%
17	1995	450	235,210,273	11.53	13,599,900.17	28,071,460.05	52,590,134.65	101,068,644.30	11,721,062.11	25-07-95	24-07-99	206.41%
18	1996	450	284,410,000	10.67	17,770,071.88	34,200,550.87	28,320,800.00	129,389,444.30	17,600,812.98	05-07-96	04-07-00	192.46%
19	1997	350	315,947,270	8.74	24,099,715.45	25,072,172.91	12,150,965.00	141,540,409.30	30,522,020.89	21-07-97	20-07-01	104.04%
20	1998	350	211,106,980	8.52	16,518,543.08	54,520,375.08	82,650,145.03	224,190,554.33	2,392,250.94	15-06-98	14-06-02	330.06%
21	1998	300	211,068,000	8.45	16,652,307.69	31,348,273.00	33,740,523.94	257,931,078.27	0.00	04-10-99	03-10-03	188.25%
22	1999	400	291,966,090	7.06	27,469,683.00	26,169,289.71	3,187,000.09	261,118,078.36	22,982,289.62	17-12-99	16-12-03	95.27%
23	2000	350	256,019,970	7.20	23,681,926.00	17,676,402.22	0.00	261,118,078.36	17,676,402.22	31-10-00	30-10-04	74.64%
24	2001	400	292,435,040	7.73	25,220,111.00	21,766,565.00			21,766,565.00	08-10-01	07-10-05	86.31%
TOTAL	10,550	6,221,171,984			229,997,172.52	323,543,335.20	261,118,078.36	261,118,078.36	62,425,256.84			

出展：BANADESA 報告書

(3) 見返り資金積立残高

見返り資金について以下の事項について確認した。

「ホ」国財務省及びSAGが見返り資金積み立ての責任機関となり、見返り資金はBANADESAの2KR特別口座にて積み立てられる。

口座を年度毎に分け始めたのは1999年度2KR以降で、それ以前は一括して一口座に預金されていた。今年2003年7月末までの見返り資金は62,425,256.84レンピーラである(表4-7、4-8、4-9及び4-10のBANADESAバンクステートメント参照)。

表 4.7 BANADESA の 2KR 積立て合計バンクステートメント

BANCO NACIONAL DE DESARROLLO AGRICOLA

DETALLE DE LAS VENTAS, GASTOS Y DISPONIBILIDAD DEL PROGRAMA 2KR

DEL GOBIERNO DEL JAPON AL 31 DE JULIO DEL 2003

(En Lempiras)

DESCRIPCION	INGRESOS POR VENTA	GASTOS DE RECEP.	DESEMBOLSOS PARA EJE-	SALDO DISPONIBLE
	DE FERTILIZANTES	MANEJO Y COMERC.	CUCION DE PROYECTOS	AL 31-07-2003
De la 15 hasta la 23 Donación(1992/2000)	258,450,503.27	63,929,601.65	194,520,901.62	0.00
24 Donación (1999/2000)	26,169,289.71		3,187,000.09	22,982,289.62
25 Donación (Año 2000/2001)	17,676,402.22			17,676,402.22
26 Donación (Año 2001/2002)	21,766,565.00			21,766,565.00
TOTAL	324,062,760.20	63,929,601.65	197,707,901.71	62,425,256.84

LIC. GERMAN ANTONIO GONZALES
SUB-CONTADOR GENERAL



表 4.8 BANADESA 口座(1999 年度)のバンクステートメント

BANCO NACIONAL DE DESARROLLO AGRICOLA

INFORME DE LA 24 DONACION DE INSUMOS AGRICOLAS DEL PROGRAMA 2KR DEL GOBIERNO DE JAPON

SITUACION FINANCIERA AL 31 DE JULIO DEL 2003

(En Lempiras)

DESCRIPCION	31/12/2002	2003	SALDO AL 31/07/2003
INGRESOS POR VENTA			
CUENTA CONTABLE:201109.991001(11205)			
24 Donación (1999/2000)	25,897,639.71	271,650.00	26,169,289.71
TOTAL INGRESOS NETOS	25,897,639.71	271,650.00	26,169,289.71
MENOS:			
MONTO EJECUTADO S/PROYECTOS			
Proyectos de Producción	1,965,253.09	1,221,747.00	3,187,000.09
TOTAL PROYECTOS	1,965,253.09	1,221,747.00	3,187,000.09
INGRESOS NETOS			22,982,289.62

FUENTE: Contabilidad General De Banadesa

表 4.9 BANADESA 口座(2000 年度)のバンクステートメント

BANCO NACIONAL DE DESARROLLO AGRICOLA
 INFORME DE LA 25 DONACION DE INSUMOS AGRICOLAS DEL PROGRAMA 2KR DEL GOBIERNO DE JAPON
 SITUACION FINANCIERA AL 31 JULIO DEL 2003
 (En Lempiras)

DESCRIPCION	SALDO		SALDO AL 31 /07 /2003
	AL 30/12/2002	2003	
INGRESOS POR VENTA			
CUENTA CONTABLE:201109.991001			
25 Donación (2000/2001)	17,676,402.22		17,676,402.22
TOTAL INGRESOS	17,676,402.22	0.00	17,676,402.22
M E N O S :			
MONTO EJECUTADO S/PROYECTOS			
TOTAL GASTOS	0.00	0.00	0.00
INGRESOS NETOS			17,676,402.22

F U E N T E : Contabilidad General De Banadesa



表 4.10 BANADESA 口座(2001 年度)のバンクステートメント

BANCO NACIONAL DE DESARROLLO AGRICOLA
 INFORME DE LA 26 DONACION DE INSUMOS AGRICOLAS DEL PROGRAMA 2KR DEL GOBIERNO DE JAPON
 SITUACION FINANCIERA AL 31 DE JULIO DEL 2003
 (En Lempiras)

DESCRIPCION	SALDO		SALDO AL 31 /07 /2003
	AL 30/12/2002	2003	
INGRESOS POR VENTA			
CUENTA : 201109.9912(10648)			
26 Donación (2001/2002)		21,766,565.00	21,766,565.00
TOTAL INGRESOS	0.00	21,766,565.00	21,766,565.00
M E N O S :			
MONTO EJECUTADO S/PROYECTOS			
TOTAL PROYECTOS EJECUTADOS	0.00	0.00	0.00
INGRESOS NETOS			21,766,565.00

F U E N T E : Contabilidad General De Banadesa

4 - 2 - 3 見返り資金利用事業の選考と実施報告

見返り資金を用いた各プロジェクトの実施体制及び手順は図 4.3 の通りである。

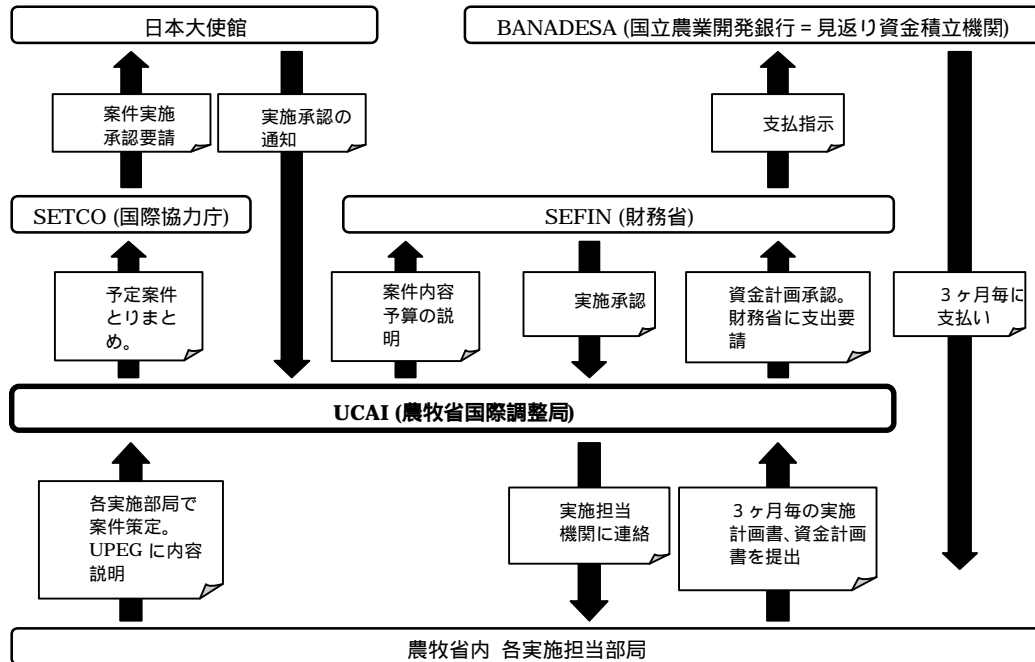


図 4.3 見返り資金を用いた各プロジェクトの実施体制

見返り資金により実施された各プロジェクトは、E/N にもとづき、全て事前に日本側と協議・合意されており、本調査では見返り資金活用に関する手続き上の問題点は認められなかった。

4 - 2 - 4 外部監査体制

販売売上金は全て BANADESA の 2KR 特別口座に積み立てており、回収、支出は同口座経由で行われている。BANADESA は国立銀行であるので、この特別口座を含め、BANADESA 業務全体は「ホ」国会計検査院の監査を毎年受けている。また、ドナーや国会からの要請で、「ホ」国検査院に登録され国際基準を満たす外部会計事務所の監査を受けている(毎年国際入札により会計事務所を選定し、国際金融機関にも報告している(昨年は Pricewaterhouse Coopers が会計監査をおこなった)。

なお、今回の現地調査の結果、2KR 回収資金の流れの透明性をさらに確保するため、BANADESA 業務全体の外部監査の中で、2KR 関係資金について特別報告を日本側提出することが表明された。

4 - 3 モニタリング・評価体制

4 - 3 - 1 日本側の体制

(1) 大使館

日本大使館では経済協力担当書記官が 2KR のモニタリング・評価を行っている。2KR だけでなく「ホ」国の全ての経済技術協力案件を担当しており、限界がある中で 2KR モニタリングについては「ホ」国側と頻繁に連絡・協議をしている状況である。

(2) JICA 事務所

2KR の実施促進機関である JICA は、2KR 資材が当該国に到達している状況を積極的に把握し、大使館と連携して実施機関との連絡を行い、2KR の政府間協議会に常にオブザーバーとして参加している。

4 - 3 - 2 当該国の体制

「ホ」国でのフォローアップは BANADESA と農牧省が行っている。

(1) SAG

SAG は BANADESA のデータのもと、援助の効果、新たな計画などに利用し、2KR の政府間協議会の主催者として、日本側と頻繁に連絡を取り、2KR のモニタリング・評価を担当している。最近、専属部署を設立し、予算・人員を強化し、2KR のモニタリング強化、見返り資金の効果的、効率的活用の体制を整備しつつある。

(2) BANADESA

BANADESA は小中農に対する公的な金融機関として位置付けられ、2KR の供与資材販売業務を委託されている。

BANADESA と SAG は「2KR 肥料の販売手続き内部規定」を定め、BANADESA 支店と DICTA 各支部に徹底している。この内部規定では次の項目が定められている。

- ？ 2KR 肥料は生産者のみに販売し、仲介者、販売店には販売禁止
- ？ 2KR 肥料は対象 4 基礎穀物の生産者のみに販売する。各生産者が申告した計画栽培面積に必要な施肥量のみを販売する。
- ？ 40 キンタール(約 1,800kg)以上の販売は農業省の農牧科学技術総局(DICTA)の事前審査が必要となる。DICTA は生産者、栽培計画、対象農地の確認を行い、その確認証明を発行する。

なお、昨年末から BANADESA は一部地域で「農民金融カード」制度を開始し、顧客の融資管理を行っている。この制度を全国的に広めるとともに、2KR 肥料販売にも全面的に適用する予定である。

今回の協議で、BANADESA はこれらの顧客データを農牧省に提供し、2KR のフォローアップ体制を一層強化するとの説明があった。

4 - 3 - 3 政府間協議会と2KR連絡協議会

「ホ」国では2KRの実施を効果的に行うため、年1回、「ホ」国政府代表と我が国政府との間で、次の事項について協議を実施している。最近の協議会は2003年2月に実施された。主な議題は、以下のとおり。

- ? 2KRにより調達された農業資機材の配布・活用状況
- ? 見返り資金の積立て状況
- ? 見返り資金の有効活用に資する用途についての意見交換
- ? 2KRにより調達された農業資機材利活用によってもたらされた食糧増産効果の評価
- ? 2KR及び見返り資金プロジェクトに関する広報
- ? その他の事項

本調査団との協議で「ホ」国側は、政府間協議会の他に、四半期に1回、2KR連絡会を開催することに合意した。この連絡会では政府間協議と同様な事項と、新たなモニタリング方法、見返り資金使用などについて意見交換をする予定である。

4 - 3 - 4 ステークホルダーに対する説明機会の確保

「ホ」国政府は農業セクター活性化のため政府関連機関、生産者団体、食品加工業界、NGOなどの参加で政策協議を行う「食糧チェーン」(Cadena Alimentaria)の諮問協議機関を設立して、その広報・説明のため上記団体とドナーなどが参加する「農業セクター円卓会議」が定期的で開催されている。今後2KR政府間協議会および連絡会議の協議事項、資料などの一部を除いてこの円卓会議で、2KRの全てを公表するとの説明があり、ステークホルダーに対する説明機会を確保するとの約束がされた。

4 - 4 広報

「ホ」国政府はE/N調印式や資機材引渡式にて、2KR援助を新聞、ラジオ、テレビなどの各報道を通し広報してきた。また、倉庫業者の協力を得て、日本のODAマーク入りのシャツ、帽子を制作して関係者に配布した。2KR見返り資金使用プロジェクトを広報するため、ビデオ教材を制作して機会あるたび使用している。

なお、2KRの見返り資金で実施されている全てのプロジェクトの説明資料や看板などに日本のODAマーク入りを義務付けるなど広報活動を一層強化している。

第5章 資機材計画

5-1 要請内容の検討

5-1-1 要請品目・数量、対象地域と対象作物

「ホ」国の主要食用作物は、トウモロコシ、フリホール、コメ及びソルガムである。「ホ」国政府は、これら作物の主な生産者である中小農家に対して、高品質な肥料を入手可能な価格で販売し生産の増加を図るため、2003（H15）年度も食糧増産援助（2KR）による肥料の供与を要請してきた。

「ホ」国政府によれば、要請数量の算出方法については、昨年度までと同様、始めに予算額（E/N額）を推定し、至近の入札実績単価を用いて肥料の調達可能量を算出した後、作物ごとの単位面積あたりの施肥基準から裨益対象面積を算出し、1農家の栽培面積を5Mz（約3.5ha）と仮定して裨益対象農家数を算出していたとの説明があった。

調査団より、今年度は最初に裨益対象地域及び裨益対象者を確定し、必要な肥料の数量を算出して要請するよう求めたところ、農牧省農業情報室（INFOAGRO）作成の農業センサス（1993年）に基づく「次年度作物生産計画」（45頁以降表5-2～5-5）に従って裨益対象が特定され要請数量が算出された。

要請数量は、各々の作物の目標生産量に施肥基準を掛け合わせて算出されており、対象農家戸数から算出されたものではない。INFOAGROは作物ごとに一定の収穫量に対して必要な窒素・リン酸・カリウムの量を施肥基準として設定しており、今年度プログラムの目標生産量に必要なこれら3要素を、尿素、DAP 18-46-0及びNPK 12-24-12で賄う場合に必要となる各々の肥料の量を計算した（49頁本章5-2-1参照）。

今年度の要請品目・数量及び対象作物は、表5-1に示すとおりである。

表5.1 要請品目リスト

品名	対象作物	要請数量(t) ¹
尿素	トウモロコシ、フリホール、コメ、ソルガム	12,268
DAP 18-46-0	トウモロコシ、フリホール、コメ、ソルガム	3,141
NPK 12-24-12	トウモロコシ、フリホール、コメ、ソルガム	3,086

(出典：2003年9月 農牧省 INFOAGRO 作成)

以下に、2KR対象作物別の2004年度生産計画と、本プログラムの対象地域及び裨益対象者を述べる。

¹ ミニッツで確認した数量は各々12,555t、1,999t、1,955tであったが、帰国後の国内解析作業において先方提示表に計算間違いが発見されたため、先方に確認の上、上述のとおり数量を修正した。

(1) トウモロコシ

トウモロコシの生産計画は、次頁の表5-2に示すとおりである。大半の県において、栽培面積5 ha以下の小規模農家が全体の60%以上を占めている。農牧省は2004年度生産計画において、2KR裨益対象者を **Gracias a Dios 県を除く全国16県の、所有農地10 ha以下の農民全て**と設定している。

対象地域における2KR裨益者目標生産量の算出方法は、当該県の予測生産量に、最新の農業センサス(1993年)に基づく対象農家栽培面積別の農地割合(%)を乗じた値として計算されている。例えば、Colon 県の裨益者目標生産量は、同県予測生産量(26,943 t) × (“所有農地10 ha以下の農地面積割合(3.6+11.7)”) / 100 = 5,424 t となっている。

これら裨益対象地域のトウモロコシ目標生産量(128,059 t)は、「ホ」国全体の予測生産量(473,703 t)の約27%に相当する。

表 5.2 2004 年度トウモロコシ生産計画^{2, 3}

地域	県	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	2KR対象生産量 (t)	<5 ha	5 - 10 ha	10-50 ha	> 50 ha
Litoral Atlántico		21,000	35,451	5,424				
	栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Colon		26,943	4,122	62	10	20	8
	Atlántidaの一部		8,508	1,302	33	8	15	4
Occidente		55,400	100,717	27,900				
	栽培面積別割合 (%)				15.5	12.2	24.4	38
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Santa Barbara		3,022	837	71	12	14	4
	Copan		35,251	9,765	68	12	16	4
	Ocotepeque		18,129	5,022	68	0	0	32
	Lempira		44,316	12,276	67	0	0	33
Centro Sur		32,000	38,438	11,416				
	栽培面積別割合 (%)				14.4	20.4	43.5	21.7
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Choluteca		26,138	9,096	68	0	0	32
	Valle		9,609	1,384	71	0	0	29
	Fco. Morazánの一部		2,691	936	3	0	0	0
El Paraíso		17,300	32,013	10,852				
	栽培面積別割合 (%)				20.6	13.3	43.3	22.8
					栽培面積別農民割合 (%)			
	El Paraíso		32,013	10,852	58	14	20	8
Costa Norte		26,700	50,274	15,484				
	栽培面積別割合 (%)				17.3	13.5	0	27
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Cortés		34,689	10,684	67	12	0	21
	Atlántidaの一部		15,585	4,800	22	0	0	3
Olancho		28,450	84,972	12,746				
	栽培面積別割合 (%)				6.9	8.1	38.5	46.5
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Olancho		84,972	12,746	44	18	26	12
Centro Norte		47,500	83,271	36,806				
	栽培面積別割合 (%)				28.9	15.3	34.2	21.6
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Fco. Morazánの一部		36,639	16,194	64	0	0	3
	Comayagua		20,818	9,202	67	14	16	4
	La Paz		11,658	5,153	59	20	18	3
	Intibuca		14,156	6,257	65	17	0	19
Yoro		22,000	48,567	7,431				
	栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Yoro		48,567	7,431	63	14	17	6
合計		250,350	473,703	128,059				
				27%				

(出典：2003年9月 農牧省 INFOAGRO 作成)

² 入手資料は Mz (マンサーナ) と ha、qq (キンタール) と t が混在していたので、1 Mz = 0.7 ha、1 qq = 45.45 kg (1 t = 22 qq) として ha 及び t に換算した。

³ 栽培面積別割合もしくは栽培面積別農民割合の合計が 100 となっていない県については、当該数値を斜字体で示した。

(2) フリホール

フリホールの生産計画は表 5.3 に示すとおりである。フリホールについても、対象県の約半数において、栽培面積 5 ha 以下の小規模農家が 60%以上を占めている。農牧省は 2004 年度生産計画において、2KR 裨益対象者を Gracias a Dios 県を除く全国 16 県の、所有農地 10 ha 以下の農民全てと設定している。これら裨益対象地域のフリホール目標生産量(37,834 t)は、「ホ」国全体の予測生産量 (129,057 t) の約 29%に相当する

表 5.3 2004 年度フリホール生産計画^{4, 5}

地域	県	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	2KR対象生産量 (t)	<5 ha	5 - 10 ha	10-50 ha	> 50 ha
Litoral Atlántico		2,756	2,574	393				
	栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Colon		299		41	12	34	13
	Atlantidaの一部		94		24	10	20	6
Occidente		43,360	30,377	8,414				
	栽培面積別割合 (%)				15.5	12.2	24.4	47.9
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Santa Barbara		252		65	14	17	4
	Copan		2,945		64	14	18	4
	Ocotepeque		1,515		62	13	20	4
	Lempira		3,702		66	16	16	2
Centro Sur		4,095	3,303	1,149				
	栽培面積別割合 (%)				14.4	20.4	43.5	21.7
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Choluteca		782		62	16	17	6
	Valle		287		60	21	18	1
	Fco. Morazánの一部		80		26	7	6	1
El Paraíso		14,480	15,486	5,250				
	栽培面積別割合 (%)				20.6	13.3	43.3	22.8
					栽培面積別農民割合 (%)			
	El Paraíso			5,250	57	15	20	8
Costa Norte		15,915	12,835	3,953				
	栽培面積別割合 (%)				17.3	13.5	42.2	27
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Cortés		2,728		56	14	23	7
	Atlantidaの一部		1,225		22	6	10	3
Olancho		23,136	24,941	3,741				
	栽培面積別割合 (%)				6.9	8.1	38.5	46.5
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Olancho			3,741	46	20	25	9
Centro Norte		32,297	20,562	9,088				
	栽培面積別割合 (%)				28.9	15.3	34.2	21.6
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Fco. Morazánの一部		3,999		64	15	13	3
	Comayagua		2,272		63	15	18	4
	La Paz		1,272		50	22	23	4
	Intibuca		1,545		58	19	20	3
Yoro		18,633	18,980	5,846				
	栽培面積別割合 (%)				17.3	13.5	42.2	27
					栽培面積別農民割合 (%)			
	Yoro			5,846	54	17	21	7
合計		154,671	129,057	37,834				
					29%			

(出典：2003 年 9 月 農牧省 INFOAGRO 作成)

⁴ 入手資料は Mz (マンサーナ) と ha、qq (キンタール) と t が混在していたので、1 Mz = 0.7 ha、1 qq = 45.45 kg (1 t = 22 qq) として ha 及び t に換算した。

⁵ 栽培面積別割合もしくは栽培面積別農民割合の合計が 100 となっていない県については、当該数値を斜字体で示した。

(3) コメ

コメの生産計画は表5-4に示すとおりである。コメは「ホ」国の伝統的な作物ではなく、生産可能な地域（生産ポテンシャルを有する地域）が平地であること、灌漑施設もしくは十分な水資源が得られること、稲作技術を有すること（稲作技術は台湾の協力により広められた）等に限定されており、他の作物に比べ中～大規模の栽培面積割合が高い。そのため農牧省は2004年度生産計画において、2KR裨益対象者を生産計画対象全11県の、所有農地50ha以下の農民全てと設定している。これら裨益対象地域の目標生産量（21,826 t）は、「ホ」国全体の予測生産量（38,232 t）の約57%に相当する。

表5.4 2004年度コメ生産計画⁶

県	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	2KR対象生産量 (t)	0-5 ha	05-10ha	10-50ha	>50ha
Colon	4,795.0	21,793	10,352				
栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
Atlantida	199.5	933	443				
栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
Copan	196.7	383	238				
栽培面積別割合 (%)				15.5	12.2	34.4	37.9
Ocotepeque	63.0	123	76				
栽培面積別割合 (%)				15.5	12.2	34.4	37.9
Lempira	3.5	5	3				
栽培面積別割合 (%)				15.5	12.2	34.4	37.9
El Paraíso	21.0	109	84				
栽培面積別割合 (%)				20.6	13.3	43.3	22.8
Cortes	1,096.9	4,131	3,015				
栽培面積別割合 (%)				17.3	13.5	42.2	27
Olancho	98.0	255	136				
栽培面積別割合 (%)				6.9	8.1	38.5	46.5
Comayagua	866.6	4,389	3,441				
栽培面積別割合 (%)				28.9	15.3	34.2	21.6
Intibuca	777.0	3,531	2,769				
栽培面積別割合 (%)				28.9	15.3	34.2	21.6
Yoro	686.0	2,672	1,269				
栽培面積別割合 (%)				3.6	11.7	32.2	52.5
	8,803.2	38,323	21,826				
			57%				

(出典：2003年9月 農牧省 INFOAGRO 作成)

(4) ソルガム

ソルガムの2004年度生産計画は、次頁の表5-5に示すとおりである。ソルガムについては、トウモロコシ、フリホールと農業地域区分が若干異なっており、また2つの地域にまたがる県が少なくないが、大半の県において、栽培面積5ha以下の小規模農家が全体の60%を占めている。農牧省は2004年度生産計画において、2KR裨益対象者を Gracias a Dios 県⁷を除く全国16県の、所有農地10ha以下の農民全てと設定している。これら裨益対象地域のソルガム目標生産量（11,918 t）は、「ホ」国全体の予測生産量（49,734 t）の約24%に相当する。

⁶ 入手資料はMz（マンサーナ）とha、qq（キンタール）とtが混在していたので、1 Mz = 0.7 ha、1 qq = 45.45 kg（1 t = 22 qq）としてha及びtに換算した。

⁷ Gracias a Dios 県については、BANADESAの販売網が無いこと、陸路での輸送が困難であること等により、本プログラム対象地域からは除外されている。

表 5.5 2004 年度ソルガム生産計画^{8、9}

地域	県	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	2KR生産量 (t)	<5 ha	5 - 10 ha	10 - 50 ha	> 50 ha
Litoral Atlantico		3,818.5	4,046	283				
		栽培面積別割合 (%)			3.6	11.7	32.20	52.5
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Yoroの一部	355	54	13	6	8	6	
	Atlantidaの一部	361	55	30	0	0	30	
	Colon	1,139	174	0	25	75	0	
	Gracias a Dios	2,191	0	50	33	0	17	
Occidental		289.8	173	49				
		栽培面積別割合 (%)			15.5	12.2	34.40	37.9
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Copán	61	17	25	25	13	38	
	Ocotepeque	31	9	81	11	4	3	
	Lempiraの一部	75	21	62	16	14	2	
	Santa Barbaraの一部	6	2	2	0	0	4	
Sur		4,450.6	4,941	1,720				
		栽培面積別割合 (%)			14.4	20.4	43.50	21.7
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Choluteca	3,072	1,069	65	16	15	4	
	Valle	1,138	396	68	15	15	2	
	Fco. Morazánの一部	299	104	3	1	1	0	
	La Pazの一部	71	25	4	1	2	0	
	El Paraisoの一部	361	126	5	1	1	0	
Centro Oriental		4,550.7	7,163	2,429				
		栽培面積別割合 (%)			20.6	13.3	43.30	22.8
		栽培面積別農民割合 (%)						
	El Paraisoの一部	3,158	1,071	61	12	14	5	
	Fco. Morazánの一部	3,743	1,269	64	16	13	3	
	Comayaguaの一部	262	89	7	2	2	1	
Norte		4,618.6	15,281	4,706				
		栽培面積別割合 (%)			17.3	13.5	42.20	27
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Cortes	3,826	1,178	58	14	11	18	
	Santa Barbaraの一部	4,646	1,431	24	5	0	66	
	Yoroの一部	5,102	1,571	27	12	16	12	
	Atlantidaの一部	1,707	526	20	0	0	20	
Nororiental		4,869.2	18,087	2,713				
		栽培面積別割合 (%)			6.9	8.1	38.50	46.5
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Olancho	18,087	2,713	6	10	35	49	
Centro Occidental		301.0	44	18				
		栽培面積別割合 (%)			28.9	15.3	34.20	21.6
		栽培面積別農民割合 (%)						
	Comayaguaの一部	19	8	53	14	15	8	
	Intibuca	13	6	74	14	11	1	
	La Pazの一部	10	4	51	20	22	4	
	Lempiraの一部	1	0	5	1	1	0	
合計		22,898.4	49,734	11,918				24%

(出典：2003年9月 農牧省 INFOAGRO 作成)

⁸ 栽培面積別割合もしくは栽培面積別農民割合の合計が100となっていない県については、当該数値を斜字体で示した。

⁹ 入手資料はMz(マンサーナ)とha、qq(キンタール)とtが混在していたので、1Mz = 0.7ha、1qq = 45.45kg(1t = 22qq)としてha及びtに換算した。

5 - 2 選定品目・数量とその判断基準

5 - 2 - 1 施肥基準

「ホ」国農牧省 INFOAGRO 作成の、各作物に対する必要肥料成分は表 5 - 6 に示すとおりである。¹⁰ INFOAGRO によれば、この必要成分量は、現在の各作物の単収を維持するために必要な成分量として、算出されたものである。「ホ」国の主要食用作物の単収は他の中米諸国よりも少なく、そのため肥料必要成分量は少なめに見積もられていると言える。

表 5.6 作物別必要肥料成分

作物	必要成分		
トウモロコシ	Urea (5.0 Lb/qq) (50 kg/t)	P ₂ O ₅ (1.0 Lb/qq) (10 kg/t)	K ₂ O (3.2 Lb/qq) (32 kg/t)
フリホール	Urea (16.0 Lb/qq) (160 kg/t)	P ₂ O ₅ (1.7 Lb/qq) (17 kg/t)	K ₂ O (6.0 Lb/qq) (60 kg/t)
コメ	Urea (4.84 Lb/qq) (48.4 kg/t)	P ₂ O ₅ (0.71 Lb/qq) (7.1 Kg/t)	K ₂ O (4.4 Lb/qq) (40 Kg/t)
ソルガム	Urea (6.54 Lb/qq) (65.4 kg/t)	P ₂ O ₅ (1.01 Lb/qq) (10.1 kg/t)	K ₂ O (3.47 Lb/qq) (34.7 kg/t)

(出典：2003 年 9 月 農牧省 INFOAGRO 作成)

INFOAGRO では、上表を基に、各々の作物に必要な尿素、DAP 18-46-0、NPK 12-24-12 の量を算出している。その算出方法は以下のとおりとなっている。

< トウモロコシの場合 >

DAP 18-46-0 と NPK 12-24-12 に含まれるリン酸量を算出する。

$$\text{“DAP 18-46-0 のリン酸量”} = \text{“2KR 生産量”} (128,059 \text{ t}) \times 10 \text{ kg/t} \times 0.66 \{ = 46/(46+24) \} = 845.2 \text{ t}$$

$$\text{“NPK 12-24-12 のリン酸量”} = \text{“2KR 生産量”} (128,059 \text{ t}) \times 10 \text{ kg/t} \times 0.34 \{ = 24/(46+24) \} = 435.4 \text{ t}$$

DAP 18-46-0 と NPK 12-24-12 に含まれる窒素量を算出する。

$$\text{“DAP 18-46-0 の窒素量”} = \text{“DAP 18-46-0 のリン酸量”} \times 18/46 = 330.7 \text{ t}$$

$$\text{“NPK 12-24-12 の窒素量”} = \text{“NPK 12-24-12 のリン酸量”} \times 12/24 = 217.7 \text{ t}$$

尿素の数量を算出する。

$$\text{尿素} = \{ \text{“2KR 生産量”} (128,059 \text{ t}) \times 50 \text{ kg/t} - \text{“DAP 18-46-0 の窒素”} \} \div 0.46 - \text{“NPK 12-24-12 の窒素”} \div 0.46 = 6,403.0 - 718.9 - 473.3 = 5,210.8 \quad 5,211 \text{ t}$$

DAP 18-46-0 の数量を算出する。

$$\text{DAP 18-46-0} = (\text{“DAP 18-46-0 の窒素”} + \text{“DAP 18-46-0 のリン酸”}) \times 100/(18+46) = 1,837.3 \quad 1,837 \text{ t}$$

NPK 12-24-12 の数量を算出する。

$$\text{NPK 12-24-12} = \{ \text{“NPK 12-24-12 の窒素”} + \text{“NPK 12-24-12 のリン酸”} + \text{“NPK 12-24-12 のカリ”} (\text{“NPK 12-24-12 の窒素” と同量}) \} \times 100/(12 + 24 + 12) = 1,814.2 \quad 1,814 \text{ t}^{11}$$

¹⁰ 入手資料では、コメを除いて、作物 1 qq あたりに必要な成分量が単位 Lb リブラ (ポンドに同じ。約 454 グラム) を用いて表記されていたが、kg/t に置き換えた。

¹¹ 実際の肥料必要量の計算は、各県ごとの 2KR 対象生産量に必要な量を合計したものととして算出されているため、小数点以下の端数処理の関係で 1,815 t となる。

同様にフリホール、コメ、ソルガムに必要な尿素、DAP 18-46-0、NPK 12-24-12 の量を算出した結果は表 5 - 7 のとおりである。

表5.7 作物別必要肥料の数量

(単位：トン)

作物	尿素	DAP 18-46-0	NPK 12-24-12
トウモロコシ	5,211	1,837	1,815
フリホール	5,468	910	899
コメ	912	222	220
ソルガム	677	172	152
合計	12,268	3,141	3,086

(出典：2003年9月 農牧省INFOAGRO作成)

5 - 2 - 2 各品目の検討

(1) 尿素 (N46%)

尿素は水に溶けやすい速効性の窒素質肥料(N46%)である。窒素質肥料の中で成分含有率が最も高く、土壌を酸性化する副成分を含まない特徴がある。成分の尿素態窒素は、土壌中でアンモニア態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$) に変化し、さらに施肥されると速やかに硝酸態窒素 ($\text{NO}_3\text{-N}$) に変わって作物に吸収される。世界的に畑作物用として一般的に使用されている肥料であり、「ホ」国においても、尿素は広く農家に普及している肥料である。

今回要請された尿素は前述のとおり「ホ」国中小農民に配布される予定であり、必要とされる尿素 12,268t は、「ホ」国全体のトウモロコシ、フリホール、コメ及びソルガムの栽培に必要なとされる尿素量を同様に算出した場合の 47,847 t¹²の約 26%を満たすことになる。

また、FAO の輸入統計によると、「ホ」国への尿素の輸入量は年間 96,100 t (FAO2001 年) であり、民間取引に対する悪影響は与えない範囲の規模と推測できる。

他方、近年 2KR により、1999 (H11) 年度に 12,088 t、2000 (H12) 年度に 8,098 t、2001 (H13) 年度に 7,824 t、2002 (H14) 年度に 7,453 t の同肥料が調達されており、2000 (H12) 年度調達分までは完売している。なお、2001 (H13) 年度調達肥料は昨年 11 月に「ホ」国に到着し、2003 年 8 月 27 日現在 58 t (全調達量の 0.7%) の在庫があるが、9 月から始まる第 2 期作で完売する予定である。また、2002 (H14) 年度調達の同肥料 (7,453 t) は本年 11 月以降に到着予定であり、翌年 5 月からの第 1 期作で全量販売する予定である。サイト調査における農民へのヒアリングでは、「2KR 肥料は民間業者のものより安価であり、購入可能¹³」、「2KR 肥料の在庫が無いときには、施肥を諦めるか、民間業者から (金銭的に) 購入可能な量だけを購入する」、「2KR 肥料は施肥効果が高く、品質がよい」、「2KR 肥料は表示されたとおりの分量が入っている」等の賞賛の声が聞かれ、2KR 肥料に対する需要も評価も高いことが感じられた。また、民間肥料販売業者 (Fertica 社) へのヒアリングでは、「2KR 肥料が存在しなければ、その分市場を占有できるのは事実だが、2KR は対象地域、購入者を限定しており、市場に占める割合も低く、しかも通

¹² 実際の施肥量 (投入量) ではない。

¹³ 2KR 肥料の価格設定は、農牧省により、民間市場価格 (複数者販売価格) を調査の上決定されている。サイト調査におけるヒアリング結果では、地方で小売されている民間肥料に比べ、2KR 肥料は 2 割ほど安価となっている。

年ではなく限られた一時期のみ BANADESA で販売されている。2KR 肥料が市場に無い時期には、農民も自分たちから購入するので問題ない¹⁴」とコメントがあった。

以上より、「ホ」国における今回の要請品目及び数量は妥当であり、本肥料が適切に配布・使用されれば、対象作物の現在の生産性の維持に寄与するものと判断する。

(2) DAP (リン酸アンモニア) 18-46-0

DAP は化学名リン酸第二アンモニウムで、MAP (リン酸第一アンモニウム) とともに高度化成肥料の一つである。通常我が国では「リン安」と呼ばれている。日本では DAP は多くの場合リン安系高度化成肥料製造の中間原料として使用されているが、欧米では直接 DAP そのものを施肥することが多い。DAP は水に解けやすく、窒素、リン酸の肥効は速効性であるが、尿素、硫安、塩安の窒素質肥料と比較してあまり窒素が流亡しない他、土壌を酸性化する危険性が少ないなどの特徴がある。リン酸含量が極めて高いためリン酸固定力の強い土壌には有効である。リン酸系の基本的肥料であり、「ホ」国においても、広く農家に普及している肥料である。

今回要請された DAP 18-46-0 は、前述のとおり「ホ」国中小農民に配布される予定であり、要請数量 3,141 t は、「ホ」国全体のトウモロコシ、フリホール、コメ及びソルガムの栽培に必要なとされる DAP18-46-0 を同様に算出した場合の 11,010 t の約 29% を満たすことになる。

また、DAP 18-46-0 の「ホ」国全体における流通量について、本品目の主成分であるリン酸系肥料輸入量を基準に「ホ」国における流通量及び 2KR 肥料の占める割合を計算すると、「ホ」国へのリン酸系肥料の輸入量は年間 18,000 t (FAO2001 年) であり、民間取引に対する悪影響は与えない範囲の規模と推測できる。

他方、近年 2KR により、1999 (H11) 年度に 1,060 t、2000 (H12) 年度に 1,051 t、2001 (H13) 年度に 1,061 t、2002 (H14) 年度に 1,402 t の同肥料が調達されており、2000 (H12) 年度調達分までは完売している。なお、2001 (H13) 年度調達肥料は昨年 11 月に「ホ」国に到着し、2003 年 8 月 27 日現在 37 t (全調達量の 3.5%) の在庫があるが、9 月から始まる第 2 期作で完売する予定である。また、2002 (H14) 年度調達の同肥料 (1,402 t) は本年 11 月以降に到着予定であり、翌年 5 月からの第 1 期作で全量販売する予定である。サイト調査における農民へのヒアリング結果、民間肥料販売会社 (Fertica 社) へのヒアリング結果は、1) 尿素的の項にて記載のとおりである。

以上より、「ホ」国における今回の要請品目及び数量は妥当であり、本肥料が適切に配布・使用されれば、対象作物の現在の生産性の維持に寄与するものと判断する。

(3) NPK (化成肥料) 12-24-12

化成肥料は肥料原料を配合し化学的操作を加えて製造したもので、原料の種類や配分比を変えているいろいろなタイプの肥料が作れるため、広く各作物に使用できるという特徴がある。今回要請されている NPK12-24-12 は、3 成分 (窒素 N、リン酸 P_2O_5 、カリウム K_2O) の保証成分がそれぞれ 12%、24%、12% となっている。高度化成肥料は、1 粒の肥料に 3 成分が含まれているため、輸送コストの軽減や、施肥労力を省くことができるというメリットがある。

¹⁴ BANADESA も、2KR 肥料の在庫が無くなると、民間業者から肥料を購入して農民に販売している。その場合には、販売価格を上げている。

概して熱帯土壌にはカリウムが不足しているが、作物の生育上極めて重要な成分であるにもかかわらず、経済上の理由から窒素肥料を優先し、カリ肥料を使用できないことが多い。「ホ」国の耕作地はほとんどが熱帯もしくは亜熱帯に属していることから NPK12-24-12 の効果はおおいに期待でき、広く農家に普及している肥料である。

今回要請された NPK12-24-12 は、前述のとおり「ホ」国中小農民に配布される予定であり、要請数量 3,086 t は、「ホ」国全体のトウモロコシ、フリホール、コメ及びソルガムの栽培に必要とされる NPK12-24-12 を同様に算出した場合の 10,877 t の約 28% を満たすことになる。

また、NPK12-24-12 の「ホ」国全体における流通量について、本品目の主成分であるリン酸系肥料輸入量を基準に「ホ」国における流通量及び 2KR 肥料の占める割合を計算すると、「ホ」国へのリン酸系肥料の輸入量は年間 18,000 t (FAO2001 年) であり、民間取引に対する悪影響は与えない範囲の規模と推測できる。

他方、近年 2KR により、1999 (H11) 年度に 1,994 t、2000 (H12) 年度に 1,385 t、2001 (H13) 年度に 2,112 t、2002 (H14) 年度に 2,520 t の同肥料が調達されており、2000 (H12) 年度調達分までは完売している。なお、2001 (H13) 年度調達肥料は昨年 11 月に「ホ」国に到着し、2003 年 8 月 27 日現在 96 t (全調達量の 4.5%) の在庫があるが、9 月から始まる第 2 期作で完売する予定である。また、2002 (H14) 年度調達の同肥料 (2,520 t) は本年 11 月以降に到着予定であり、翌年 5 月からの第 1 期作で全量販売する予定である。サイト調査における農民へのヒアリング結果、民間肥料販売会社 (Fertica 社) へのヒアリング結果は、1) 尿素の項にて記載のとおりである。

以上より、「ホ」国における今回の要請品目及び数量は妥当であり、本肥料が適切に配布・使用されれば、対象作物の現在の生産性の維持に寄与するものと判断する。

以上の検討の結果、最終的な選定品目及び数量は表 5 - 8 のとおりとなる。

表 5.8 選定品目及び数量

品 名	選定数量(t)
尿素	12,268
DAP 18-46-0	3,141
NPK 12-24-12	3,086

5 - 3 調達計画

5 - 3 - 1 スケジュール案

対象作物の播種時期は、次頁図 5 - 1 のとおり 5 月及び 9~10 月であり、施肥時期は 5~6 月及び 9~11 月である。通関、輸送手続きを勘案すれば、4 月ないし 8 月までに肥料が現地に到着することが望ましい。他方「ホ」国政府からは、2002 (H14) 年度調達肥料が本年 11 月に現地へ到着し、翌年の第 1 期作 (4~6 月) ではほぼ完売予定であることより、2003 (H15) 年度分については 9~10 月播種の第 2 作期に間に合うよう、2004 (H16) 年 8 月までに現地に到着していることが望ましいとの要望が出された。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
作物名												
トウモロコシ	△	□○	□	▲		⊙◇	△□○	▲		⊙◇		
ソルガム	△	□○	□	▲		⊙◇	△□○	▲		⊙◇		
ブホール	△	□○	▲		⊙◇	△○	□	▲		⊙◇		
米		△□○	□	▲	△	⊙◇	□	▲		⊙◇		
	耕起： 播種 / 植付： 施肥： 防除： 収穫： 脱穀：											

図5.1 作物別栽培カレンダー

(出典：2003年9月 農牧省UCAI作成)

5-3-2 調達先国、原産地国

これまで「ホ」国に対して実施された2KRプログラムではDAC製品(米国、オランダ、フィンランド、デンマーク製)が調達され、実施機関及びエンドユーザー(農民)双方から品質が良いとの評判を得ている。他方で、民間業者は広くロシア製、ウクライナ製肥料を輸入しており、国内に流通させている(ロシア製、ウクライナ製単肥をもとに、配合肥料を製造・販売している業者もある)。これらロシア製、ウクライナ製肥料はDAC製肥料に比べて価格が安く、品質的にも問題が無いことから、要請数量が日本より供与されない場合には次善の策として、今年度はDAC諸国に加えて数量確保のため、ロシア、ウクライナを調達先として追加したいとの希望が出された。調査の結果、民間業者もロシア製、ウクライナ製肥料を輸入する際に品質証明書の提出を義務付け品質を担保できていることより、今年度は調達適格国としてDAC諸国及びロシア、ウクライナとすることが望ましい。

第6章 結論

6-1 団長所感

6-1-1 新たな取り組みと問題意識

今次調査団は、従来の現地調査（約3年に一度）が将来の供与を検討するための資料収集を中心とした調査（調査結果はあくまで2KRの供与を判断する基礎資料）であったのに対し、平成15年度より本調査団の派遣なしには供与の可能性はないこと、調査団が平成15年度供与の可否につき調査結果を基に判断すること、といった点で新たな取り組みであった。

また、今次調査団の報告が、平成15年度の2KRの供与判断に資されることもあり、報告書の結論が玉虫色の表現で結論が不明確になることを避けるため、敢えて「2KR調査表の9.本年度の供与の可否」で調査団としての明確な判断を下した。

我々の調査団が、食糧増産の視点から「ホ」国における2KRの実態につきどれだけ客観的な判断ができたか、本報告書の内容にどれだけの人たちが納得するか、については、今後の評価に委ねたいと思うが、本調査報告書が平成15年度の2KRの供与の判断の根拠となるのみならず、今後の我が国の「ホ」国に対する一体性と一貫性をもった農業支援の一助となれば幸いである。

6-1-2 調査モデルの提供

(1) 最初の調査団としての役割

今次調査団は、8調査団の最初の調査団として、ホンジュラス国に対する「平成15年度の2KRの供与の可否を判断する」といった目的のほかに、2003年9月下旬から11月に派遣される他の7調査団に対する具体的な調査手法、形態、更には報告書等のモデルを提供するといった役割を併せ持った調査団であった。

この調査手法、形態、更には報告書のモデル等の確立にあたっては、今次調査団は、次のような方針、調査手法で望んだ。

(2) 調査方針

実態を正確に調査。

現状に基づいた公正な分析。

日本国民及び「ホ」国民に対する説明責任重視。

特に、国会、NGO等を含む国民一般の関心の高さに配慮し、2KRの供与の可否の判断に至った「過程」と「理由」についての根拠を可能な限り明示した。

透明性の確保。

調査団側より、調査開始時にホンジュラス国関係者に「今次調査の外部公開」を申し入れ了解を取り付けた。従って、本報告書は、所定の手続を了し次第、公表することとなる。

(3) 調査手法

「2KR実施計画手法にかかる基礎研究」をもとに、各章について次のような調査手法を採用した。

第2章及び第3章においては、可能な限り広範なグループに対するインタビューと統計数字による裏付

け収集（多数意見の聴取と実績重視）。

第4章においては、過去及び現在の実施体制を踏まえ現実的な実施体制の把握とその問題点の明確化（現状を踏まえた現実的なアプローチ）。

第5章においては、要請書をベースに今次調査団の調査を踏まえ、調査期間中に被援助国側と要請品目・数量、ターゲットグループ、対象地域、対象者地域についての再度の協議を通じて、より詳細な資機材計画の策定[ターゲットグループ及び対象地域の明確化により今後のモニタリング及び評価が比較的容易にフォローできることを念頭においたもの]（モニタリング、評価をも踏まえた計画性を有する資機材計画）。

6-1-3 供与の3必要条件の提示

今次調査団は、2002年12月「抜本的な見直し方針」発表に伴い外務省はこれを担保するものとして、平成15年度供与の判断に際し、「供与の必要条件」として次の3条件を提示した。

- (ア) 見返り資金の公正な管理、運用のための第三者機関による外部監査の義務付けと見返り資金の小農支援事業、貧困対策事業への優先的な使用。
 - (イ) モニタリング及び評価の充実のための被援助国側と日本側関係者の四半期に1度の意見交換会の制度化。
 - (ウ) 現地ステークホルダー（農民、農業関連事業者、NGO等）の2KRへの参加機会の確保。
- 「ホ」国においては、我が方大使館及びJICA事務所からの事前ブリーフもあり、上記3条件につき、特段の異論なく受け入れられた。

6-1-4 ホンジュラスの供与に係る判断

表 6.1 2KR 調査評価表

1	国名	ホンジュラス
2	要請資機材カテゴリ	肥料
3	基礎情報	
	FAO 食糧不足認定国である。(*1)	
	国際収支または財政が赤字である。	
	無償援助基準国である。(*2)	
	基礎食糧の自給が達成されていない。	
4	要請資機材の必要性 (ニーズ)と効果	
	要請資機材の投入は、被援助国政府の農業開発政策 (計画)に適合している。	
	要請資機材に対する需要が認められる。	
	これまでの 2KR 供与による効果が認められる。	
	被援助国政府および裨益農家 (農業企業体)より本プログラムは高く評価されている。	
5	資機材の管理	
	被援助国政府機関による管理 配布体制が構築されている。	
	上記管理 配布体制が健全に機能している。	
	調達資機材のモニタリングを実施している。	
	調達資機材在庫がない (在庫はあるが配布計画があり不良在庫とならない状況も含む)。	
6	見返り資金積み立てについて	
	見返り資金の積み立てが良好である。	
	見返り資金積立および管理体制が構築されている。	
	上記管理体制が健全に機能している。	
	積み立てた見返り資金を有効活用し 広報に努めている。	
	外部監査を既に導入しているか導入する計画である。	
7	プログラム管理 広報	
	2国政府間でコミッティを開催している (年 1回)。	
	今後連絡協議会を実施することに同意している (原則 4 半期に 1 回)。	
	2KR 資機材の広報活動をしている。	
	ステークホルダーに対する参加機会を確保することに同意している。	
8	その他	
	民間市場の阻害は認められない。	
	小農支援または貧困対策の配慮がなされている。	
9	本年度の供与の可否	望ましい

注：(*1) 過去 2 年間 (2001 年または 2002 年)の FAO 食糧不足認定国

(*2) US\$1,445 以下

評価基準

評価項目を十分満たしている。	
評価項目を十分満たしていないが、改善の方策をとっている。	
評価項目を満たしていない。	x

[注]「評価一覧表」は「食糧増産援助評価の手引き」(平成 4 年外務省作成)をもとに今次調査団が新規に作成したもの。

6-1-5 供与の可否

調査団は、平成 15 年度における食糧増産援助の「ホ」国に対する供与は、上記評価表で明らかなどおり「望ましい」と判断する。その根拠は報告書各章に詳細記述したとおりであるが、右判断に至った主要ポイントは以下の通りである。

(1) 過去の資機材の要請計画に基づく配布・利用ができていない

平成 13 年度会計検査院報告は、2KR につき「少なくとも調達資機材が適切に配布されていることを確認する必要がある（右内容については再確認）」と指摘しているが、「ホ」国に関する限り、平成 12 年度供与分以前については全て配布済みであり、上記指摘に基づいて判断すれば、「ホ」国の 2KR は「援助効果が発現している」といえる。

今次調査団は、右配布済みであるとの状況を配布済資機材の利用状況、効果等につき、平成 12 年度以降の調達資機材の配布先、配布者、配布量につき「ホ」政府作成の資料及び BANADESA、農民等へのサンプリング調査（インタビュー方式）を行って確認した。

因みに、平成 13 年度供与分肥料については、平成 14 年 11 月に「ホ」国に到着したこともあり現在配布計画に基づき配布作業中であるが、その配布率は約 90% となっており到着後約 10 ヶ月における配布率としては極めてスムーズな配布が行われていると判断できる。

(2) 供与の 3 必要条件受け入れに合意している

ホンジュラス政府は、今年度供与分から新たに導入した 3 必要条件につき受け入れることを了承した。右受け入れについては、調査最終日に調査団側と「ホ」政府側との間で取り交わされたミニッツ（別添 2 [原義[スペイン語]及び英語仮訳版]）の中でも確認した。

(3) 環境に配慮している

「2KR 実施計画手法にかかる基礎研究」は 2KR の供与に際しての環境配慮を指摘している。環境配慮は、2KR については農薬の供与に関連して議論されてきたが、肥料についても当然配慮されるべき事項である。この点、「ホ」国において肥料の環境に配慮した効果的な使用につき DICTA 等の機関と連携して研究を進め、また、施肥基準も前年並みの「地力」を維持することを目的としたもので、肥料の過剰投与状況にないことを施肥基準資料で確認した。

(4) ニーズを把握し要請品目・数量を確定している

今年度の「ホ」政府側からの要請品目である肥料の品目及び数量については、前年実績を踏まえた計画対象作物、作付面積、施肥対象面積、施肥量/回等に加え、肥料をどの地域に、どのレベルの農家に配布するか、を念頭におき「積み上げ方式」で確定したものである。また、右「積み上げ」についての基礎資料の整備、政策的優先付けがしっかりなされていた。

(5) モニタリング、評価体制が確立されている。

小農及び中農レベルの 2KR 肥料に対するニーズを把握し「積み上げ方式」で要請品目及び数量を確定していることにより、供与肥料がどの地域、どの農民に販売・配布されるかの大凡が確定でき、その意味ではモニタリング、評価が比較的容易にできる体制が確立されている。

(6) 実施能力と実施体制が整っている

「ホ」政府側では、実施機関である農牧省国際調整室を中心として、国内の関係機関間との実施体制、協力体制が整っている。特に、新大統領のリーダーシップのもと農牧相、国際協力相から地方の2KR実施機関の職員に至るまで、2KRの「ホ」国の農業振興における重要性を認識し、小農及び中農の食糧増産支援のために有効に活用していきたいとの姿勢が見られた点は特筆される。

(7) 見返り資金の積み立てが良好である

見返り資金の積み立て状況は極めて良好である。1998年までの積上率は平均139%、1999年度は94.3%（干ばつの影響で一時的な需要低下が影響）、2000年度は74.6%で見返り積み立て期限までの100%の義務を履行すべく現在積み上げ中であった。また、BANADESAに開設された2KR口座に積み立てる方法もシステムが確立されていた。「ホ」政府は、見返り資金についての外部監査も既に導入済みであった。

(8) 広報に努力し効果を上げている

これまでE/N署名や資機材の引き渡し式については、テレビ及びラジオ等の媒体により報道するとともに、農牧省及び国立農業開発銀行の地方事務所の玄関の壁に「2KR」の文字を大書きする等積極的に広報に努めている。また、広報については、更に強化する計画案につき検討が進められていた。

(9) 我が方の現地での支援体制が整っている

我が方大使館及びJICA現地事務所は、今回の調査結果次第では供与見送りもあり得るということもあり調査団への期待と調査における緊張感、更には、2KRの抱える点についての問題意識も極めて高かった。

「ホ」政府側との協力体制は、年1回の政府間協議会に加え、従来も不定期な協議を実施してきたが、四半期に一度の連絡協議会の開催が制度化されたことにより、ドナーとしてモニタリング面、評価面の責務を十分に果たし得る体制が整っていると判断される。

6 - 2 留意事項

(1) 小農及び中農への農業に対するインセンティブの付与

「ホ」国の小農、中農の所得水準は極めて低い。また、国土の中で農耕地も極めて限定されており、その実態は、貧困からの生産能力の低下、生産性及び収穫量の低下、資金不足、自然災害との対峙、流通と市場の脆弱性であり、農牧省が問題解決のための手段を検討、政策策定に努力しているが、自由貿易協定の進展も相まって、小農及び中農の将来に対し、明るい農業、農村経営のビジョンを提示できないでいる。我が国2KRは、農民に対する一つのインセンティブになっていることは確かであるが、「ホ」国の上位計画はあるものの、それが小農及び中農に明るい将来を確信させるものになっていない。

(2) 更なる対象地域・対象農家の絞り込み

「ホ」国2KRの肥料販売体制に関しては、農牧省UCAIからBANADESAへの指示が徹底され両者の連絡も密に行われていること、BANADESAが内部で販売手順書を策定しており、各支店で同様の販売管理が

可能なこと等により、本プログラムの裨益対象としている農民への2KR肥料の販売体制が確立されている。この販売体制の確立されていることより、販売結果のモニタリングは十分可能と思われるが、より効果的な販売計画の策定及びモニタリングの実施のためには、更なる対象地域・対象農家の絞込みが望まれる。

(3) 農業データの集積

2KRで調達される肥料の販売先の詳細（施肥対象作物、営農規模等）については、BANADESAの販売記録（購入者、購入肥料の種類及び量、施肥対象作物、栽培面積、単収等を記載することとなっている）により収集可能であるが、2KR肥料のニーズ、効果（施肥による生産性の向上、栽培面積の増加、作付回数増加等）、モニタリング等の測定のためには、各種農業データの集積及び分析（例えば対象地域における、施肥を行わない農家と、2KR肥料使用農家との生産データのモニタリング・比較）が不可欠である。この点については「ホ」側も十分認識しており、我が国としても2KRのより効果的な利用との観点から、今後政府間協議の場において、具体的な方策につき「ホ」側の取り組みを支援していく必要がある。

(4) 農家に対する技術支援の必要性

BANADESAは、農民金融カードを活用し肥料販売を行うと共に、投資計画（当該作物栽培のために、何にいくら費用がかかるか）の策定アドバイス、2KR肥料と併せた優良種子、農薬の使用、農業機械の賃耕サービスの提供を組み合わせ実施している。

しかしながら、栽培に関する技術支援については、BANADESAクレジット部の農業技術者の数が限られており、全対象農家に十分な技術支援を行なうことには無理がある。また、対象農家への農業技術の普及指導については、農牧省内の専門機関であるDICTA（農業科学技術総局）やDINADERS（農村開発総局）がNGO等とも協力して行なうことが、2KRの効果を高めるために必要である。

(5) 政府他機関、ドナー、NGOとの連携の必要性

“ 中小規模農家の食糧増産 ” のためには、肥料供与の他に、土地所有問題の解決、農業資機材（優良種子等）の投入、農業生産インフラの整備、適切な栽培技術（営農技術支援）、資金（マイクロクレジット等）の提供、機械化の推進、農産物貯蔵・加工・流通網の整備、販売先市場の開拓や買い上げ価格の保証（もしくは輸入価格の統制）等が必要となる。

農牧省UCAI（国際協力局）は、まず省内において必要な措置を取るとともに、他省庁と連携しての政策策定、また農業セクター円卓会議等を利用して他ドナーやNGOが実施している小規模農家支援プログラムと2KRとの連携を図り、相乗効果を計るべきである（但し他ドナーの農業支援プログラムは、その多くが生産多様化や商品化・市場化を目的としており、2KRの対象としている小規模農家に対する支援は、むしろ農村開発プログラムや貧困削減プログラムの中で、“ 食糧増産 ” とは異なる形で位置付けられている）。

(6) 見返り資金プログラムの更なる有効活用

「ホ」国においては、見返り資金は透明性を持って、日本側とも協議の上有効に活用されているが、現農牧大臣は、見返り資金も小規模農家の支援に重点をおいて活用したいとの方針である。

見返り資金は順調に積み立てられていることより、その活用については日本側としても、右方針に従った優良プロジェクトの形成、実施を積極的に支援することが望まれる。

(7) 日本側の役割

今般、年に1度の政府間協議会に加え四半期ごとの連絡協議会が制度化されたので、今後は現地大使館、JICA事務所ともに、2KR実施にかかる実施状況や見返り資金積立状況をより頻繁にモニタリングし、「ホ」側に対して積極的に助言・指導を行っていくことが求められる。

他方、現在2KRはJICAの国別課題別協力プログラムに組み込まれておらず、我が国の協力プログラムの中で単独に存在しているような状況である。¹ 我が国は「ホ」国に対する国別援助計画を策定していないが、「ホ」国への援助重点分野の策定及び右における2KRの位置付け、他の援助プログラム/プロジェクトとの関係を再考することが、2KR供与の妥当性を説明するためにも2KR援助の効果を高めるためにも、必要であると考えられる。

(8) 人的支援体制の確立の必要性

2KRによる農業分野における効率的かつ効果的な支援には、当該国の農業に精通し、長期的な農業計画に基づくアドバイスや比較的長期に亘ってのモニタリングが可能な農業専門家の長期派遣による人的体制の確立が望ましい。

農業分野の支援を行っている他ドナー国は、ほぼ例外なく農業等の専門家を長期派遣し、援助の実効をあげるべく努力している。ホンジュラス政府側からも、日本の農業専門家の派遣は歓迎するとの声があり、我が国として2KRを継続していくのであれば、農業資機材等を調達する資金を提供するのみならず、長期専門家の派遣など、人的支援体制についても検討するべきである。

(9) 見返り資金事業実施に至るまでのプロセスの迅速化

今次調査において、ホンジュラス政府、NGOより積み上がった見返り資金の事業実施までのプロセスの迅速化についての要望が寄せられた。右要望は、他の被援助国よりもコメント政府間協議会での指摘事項でもあり、プロセスの迅速化につき至急検討する必要があると考える。

¹ 「2KR実施計画手法にかかる基礎研究報告書」においても、「2KRにかかる要望調査」が毎年の「国別・課題別統一要望調査」と別々に実施されている点が問題点として指摘されている。

別添資料

別添資料 1

協議議事録（原文及び和文仮訳）

MINUTA DE DISCUSIONES
SOBRE
EL ESTUDIO DEL AUMENTO DE LA PRODUCCIÓN DE ALIMENTOS
BAJO LA COOPERACIÓN
FINANCIERA NO REEMBOLSABLE DEL JAPON
EN
LA REPUBLICA DE HONDURAS

En respuesta a la solicitud del Gobierno de la República de Honduras (de aquí en adelante se denominará "Honduras"), el Gobierno del Japón decidió realizar un estudio sobre la Cooperación Financiera No Reembolsable para el Aumento de la Producción de Alimentos (en adelante, se denominará "2KR") para el año fiscal 2003 y encargó el estudio a la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante, se denominará "JICA").

JICA envió a Honduras una misión de estudio (en adelante, se denominará "la Misión") encabezada por el Sr. Hiroyuki Orikasa, Subdirector de la División de Cooperación Financiera No Reembolsable del Ministerio de Asuntos Exteriores, desde el 25 de agosto al 6 de septiembre de 2003.

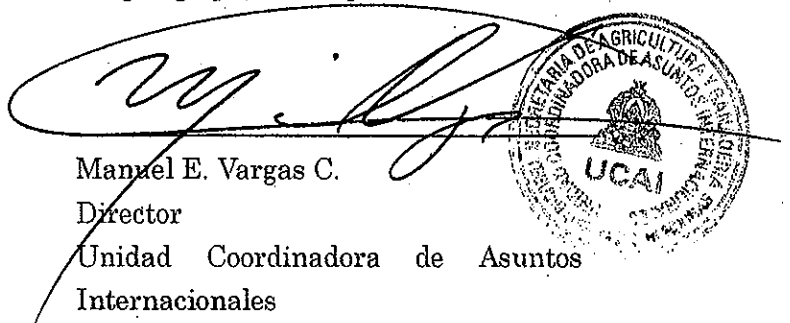
La Misión sostuvo una serie de discusiones con los funcionarios y técnicos del Gobierno de Honduras (de aquí en adelante se denominará "la Parte hondureña") y llevó a cabo una investigación de campo en el área objeto del estudio.

Como resultado de las discusiones e investigaciones en el campo, ambas partes confirmaron los ítems principales descritos en el DOCUMENTO ADJUNTO.

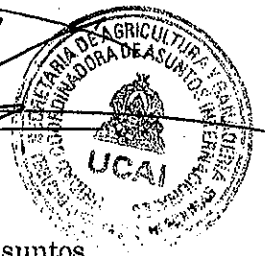
Tegucigalpa, 5 de septiembre de 2003



Hiroyuki Orikasa
Jefe
Misión de Estudio
Agencia de Cooperación Internacional
del Japón



Manuel E. Vargas C.
Director
Unidad Coordinadora de Asuntos
Internacionales
Secretaría de Agricultura y Ganadería,
República de Honduras



DOCUMENTO ADJUNTO

1. Procedimiento de "2KR"

- 1-1. La Parte hondureña comprendió los objetivos y procedimientos de 2KR, explicados por parte de la Misión, como se describe en el ANEXO- I .
- 1-2. La Parte hondureña tomará las medidas necesarias para implementar 2KR sin inconvenientes como se describe en el ANEXO- II .

2. Sistema de Implementación de 2KR.

2-1. Organización Responsable y Ejecutora

La Secretaría de Agricultura y Ganadería (en adelante, "la SAG") es la organización responsable y ejecutora de 2KR.

2-2. Sistema de Distribución

El Banco Nacional de Desarrollo Agrícola (en adelante, "BANADESA") es el ente encargado de distribución de los ítems adquiridos bajo 2KR. Los ítems serán guardados en el almacenamiento contratado por BANADESA y enviados a sus agencias. Cada agencia de BANADESA venderá los ítems directamente a los productores.

3. Area, Cultivos e Items Objeto del Proyecto

- 3-1. Los cultivos objeto del 2KR para el año fiscal 2003 son: maíz, frijol, arroz y sorgo
- 3-2. La Parte hondureña explicó las áreas meta y la cantidad requerida de fertilizantes en base al plan de siembra de los cuatro cultivos objeto para el ciclo agrícola 2004 como se indica en el ANEXO- II . La Parte hondureña solicitó al Gobierno del Japón los fertilizantes descritos a continuación, para satisfacer el requerimiento de las áreas meta de 2KR para el año fiscal 2003

Urea	12,555t
NPK(12-24-12)	1,999t
DAP	1,955t

4. Fondo de Contravalor

- 4-1. La Parte hondureña confirmó la importancia de administrar y usar adecuadamente el Fondo de Contravalor, y explicó el sistema de ejecución como lo siguiente :
 - a. BANADESA es la entidad responsable de depositar el Fondo de Contravalor bajo la supervisión de la SAG.
 - b. La SAG presentará trimestralmente el estado de cuenta del Fondo a la Embajada del Japón.
 - c. La SAG informará del "Programa de Utilización" del Fondo a la Embajada del Japón
- 4-2. La Parte hondureña acordó priorizar los proyectos que contribuyan a los pequeños productores y a la reducción de pobreza en cuanto a la utilización del

Fondo de Contravalor.

4-3. La Parte hondureña acordó introducir la auditoría externa sobre la administración y el uso del Fondo de Contravalor a sus propias expensas.

5. Monitoreo y Evaluación

5-1. La Parte hondureña explicó el sistema de monitoreo que ha sido implementado como lo siguiente:

a. Cada agencia de BANADESA llevará un registro que incluye nombre, area cultivada, cultivo, tipo y cantidad de fertilizante suministrada a cada productor, lo que permitirá monitorear la distribución de los insumos de 2KR.

b. Esta información será reportada a la SAG para su análisis y registro.

5-2. La Parte hondureña acordó celebrar las reuniones con la parte japonesa por lo menos cuatro veces al año incluyendo el Comité, que se celebrará una vez al año, para monitorear la distribución y utilización de los ítems adquiridos.

5-3. La Parte hondureña acordó dar a los involucrados oportunidad de participar en el programa 2KR

6. Otros Asuntos Relevantes

6-1. La Parte hondureña acordó abrir el informe de estudio al público en Japón.

6-2. La Parte hondureña explicó que cierta cantidad de la existencia, reportada en el último Comité, fue distribuido. Más de 50% de la existencia del año fiscal 2001 ha sido vendida de acuerdo con el plan.

6-3. La Parte hondureña expresó lo siguiente:

1) Considerando los nuevos requerimientos de información y seguimiento que requiere el Programa, la SAG ha expresado la necesidad de financiar el equipamiento y operación de la oficina Coordinadora del Programa 2KR que opera dentro de la UCAI (Unidad Coordinadora de Asuntos Internacionales). En este sentido la SAG presentará un proyecto a ser financiado con recursos del Fondo de Contravalor para este propósito.

2) De acuerdo a lo manifestado por el Sr. Ministro de la SAG, la utilización de los recursos acumulados en el Fondo de Contravalor se utilizarán para financiar proyectos socio-productivos que apoyen directa y/o indirectamente al sector productor de granos básicos en aspectos como, comercialización, financiamiento (capital de trabajo y adquisición de equipo), capacitación, transferencia tecnológica, implementación de política, seguridad alimentaria, transformación de productos (valor agregado) y cualquier otro aspecto que contribuya a elevar la producción de alimentos, especialmente de los micro, pequeños y medianos productores de los cuatro cultivos objeto del programa

- 3) Para dar cumplimiento al requerimiento de realizar una auditoría externa anual al proceso de monetización y acumulación de recursos en el Fondo de Contravalor, BANADESA deberá instruir para que en el informe de auditoría que contrata el Banco se incluya una sección específica para el Programa 2KR.
- 4) Se aprovecha esta oportunidad para aclarar que los proyectos a ejecutarse con recursos del Fondo de Contravalor serán preparados, analizados y priorizados por el equipo técnico de la SAG para luego ser canalizados por medio de SETCO (Secretaría Técnica y de Cooperación Internacional) a la Embajada del Japón.
- 5) El Gobierno de Honduras, específicamente la SAG y SETCO están coordinando sus procedimientos para acelerar el proceso de aprobación de proyectos a ejecutarse con recursos del Fondo de Contravalor por lo que se solicita explorar diferentes alternativas de parte del Gobierno japonés para acelerar estos trámites; una de las alternativas propuestas por el Gobierno de Honduras es que la Embajada del Japón en nuestro país posea la facultad de aprobar dichos proyectos.

Programa 2KR del Japón

1. Programa 2KR del Japón

1) Principales objetivos de 2KR

La mayoría de los países en vías de desarrollo se enfrenta a una escasez endémica de alimentos. Pérdidas en las cosechas debido a los factores tales como las condiciones climáticas y plagas constituyen graves problemas. Una solución fundamental para el problema de la alimentación en los países en vías de desarrollo requiere, sobre todo, el incremento de la producción de alimentos por medio de esfuerzos propios de dichos países.

Para cooperar con los propios esfuerzos realizados por los países en vías de desarrollo con el objeto de alcanzar una producción de alimentos suficiente, el Gobierno del Japón ha venido extendiendo su apoyo para el Aumento de la Producción de Alimentos (generalmente conocido como 2KR) desde 1977.

El objetivo de 2KR es proveer de fertilizantes, equipos y maquinarias agrícolas y otros materiales y servicios para apoyar los programas de incremento de la producción agrícola en aquellos países en vías de desarrollo que están esforzándose por lograr la autosuficiencia alimenticia.

2) Fondo de contravalor

El país receptor de 2KR está obligado a abrir una cuenta bancaria y depositar una reserva en moneda nacional equivalente, en principio, a la mitad del valor FOB de los equipos y materiales adquiridos, dentro del plazo de cuatro años a partir de la fecha de entrada en vigor del Canje de Notas. Este fondo se denomina el "Fondo de Contravalor de 2KR", y se utilizará para el desarrollo económico y social, incluyendo el desarrollo agrícola, forestal y/o pesquero, así como para el incremento de la producción de alimentos en el país receptor. Por consiguiente, 2KR es beneficioso en dos aspectos: para la adquisición directa de equipos y materiales agrícolas mediante la cooperación, y para financiar actividades de desarrollo local a través del Fondo de Contravalor.

2. Países receptores de 2KR

Cualquier país que esté realizando esfuerzos para aumentar la producción de alimentos con el objeto de alcanzar un nivel de autosuficiencia puede ser considerado como un posible receptor de 2KR. Al elegir un país receptor, se toman en consideración los siguientes factores:

- 1) La situación de la oferta y la demanda de alimentos básicos y de materiales y equipos agrícolas en el país en cuestión,
- 2) La existencia de un plan bien definido para el incremento de la producción de alimentos, y
- 3) Los antecedentes registrados de la Cooperación Financiera No Reembolsable en el sector agrícola extendida por la cooperación japonesa.

3. Procedimiento y Programa Estándar de Ejecución de 2KR

El procedimiento estándar de 2KR es el siguiente:

- 1) Solicitud (realizada por el posible país receptor)
- 2) Estudio (el análisis de las solicitudes y estudios "en sitio", cuyos resultados se presentarán en un informe)
- 3) Evaluación y aprobación (La pertinencia y justificación de la solicitud serán evaluadas y aprobadas por el Gobierno del Japón)
- 4) Canje de Notas (la firma del Canje de Notas por los dos gobiernos)
- 5) Recomendación de Organismo de Dirección de Adquisición por JICA
- 6) Suscripción del contrato sobre la dirección de adquisición con el Organismo de Dirección de Adquisición, y verificación del contrato
- 7) Licitación y contratación
- 8) Verificación del contrato
- 9) Embarque y pago
- 10) Confirmación de llegada de productos

Los detalles de los puntos anteriores se describen a continuación:

3-1. Solicitud de 2KR

Para recibir un 2KR, el país receptor deberá presentar una solicitud ante el gobierno del Japón. La solicitud de 2KR se realiza en forma de respuesta a la encuesta

enviada previamente de forma anual a los posibles países receptores por el Gobierno del Japón.

3-2. Estudio, Evaluación y Aprobación

La Agencia de Cooperación Internacional del Japón (JICA) enviará una Misión de Estudio Preliminar a aquellos países que podrían ser seleccionados como receptores de ese año fiscal. El Estudio Preliminar consistirá en:

- 1) Confirmación de los antecedentes, los objetivos y los beneficios esperados del proyecto.
- 2) Evaluación de la pertinencia del proyecto por el esquema de 2KR.
- 3) Recomendación de componentes del proyecto.
- 4) Estimación del costo del proyecto.
- 5) Elaboración de un informe.

Se dará la mayor importancia a los siguientes puntos al examinar la solicitud:

- 1) Utilización de los equipos y materiales agrícolas solicitados.
- 2) Plan de distribución de los equipos y materiales solicitados.
- 3) Sistema de auditoría externa sobre el Fondo de Contravalor.
- 4) Celebración de las reuniones de enlace
- 5) Consulta con los involucrados en el proceso de 2KR

El Gobierno del Japón examina el proyecto para determinar si es adecuado o no por el esquema de 2KR, basándose en el informe preparado por JICA, y los resultados de sus evaluaciones se presentan al Consejo de Ministros para su aprobación.

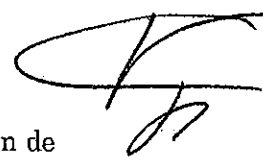
Tras la aprobación del Consejo de Ministros, el proyecto se hace oficial mediante el Canje de Notas firmado entre el Gobierno del Japón y el gobierno del país receptor.

3-3. Sistema de Suministro y Procedimiento después del Canje de Notas

El procedimiento a seguir a partir del Canje de Notas hasta el pago se detallan a continuación:

- 1) Detalle de procedimiento

Los detalles de la adquisición de equipos y materiales en virtud de la ejecución de 2KR serán acordados entre las autoridades de los dos gobiernos en el momento de la



firma del Canje de Notas.

Los puntos esenciales a ser acordados se describen a continuación:

- a) JICA se encargará de agilizar la adecuada ejecución del programa de 2KR.
 - b) El gobierno receptor (en adelante, se denominará el "Receptor") adquirirá equipos y materiales de acuerdo con las "Normas para la Adquisición de los Productos y Servicios bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable para el Aumento de la Producción de Alimentos del Japón" de JICA.
 - c) JICA examinará el documento de licitación y los informes de evaluación detallados.
- 2) Puntos principales de las "Normas para los Servicios de Dirección de Adquisición bajo el Programa de la Asistencia para el Aumento de la Producción de Alimentos".

a) Agente de Dirección de Adquisición

El Agente de Dirección de Adquisición (en adelante, se denominará "el Agente") es la organización que provee de los servicios (en adelante se denominará "los Servicios") de administrar los procesos de adquisición y supervisar el trabajo que realiza el proveedor contratado.

El Agente tiene la obligación de contribuir a la implementación eficaz de 2KR, aplicando sus técnicas especializadas, actuando con equidad e imparcialidad ante el proveedor, y asegurando la confianza del país receptor.

b) Contrato con el Agente

El Receptor suscribirá un contrato con el Agente conforme con la recomendación de JICA para los servicios descritos en c) abajo.

El Agente prestará los servicios para el Receptor después de la verificación de contrato por el gobierno del Japón.

c) Los Servicios provistos son:

- 1) Preparar los documentos de licitación con la plena confirmación del Receptor sobre el método de adquisición, contrato con el proveedor, condiciones y elegibilidad de los licitantes.
- 2) Asegurar que la licitación se realice en forma equitativa y apropiada.
- 3) Supervisar de manera apropiada al proveedor contratado y dar instrucciones al mismo.
- 4) Ayudar el reporte del Fondo de Contravalor

d) Verificación del Contrato

El contrato firmado entre el Receptor y el Agente será efectivo sólo después de la verificación del mismo por el gobierno del Japón en conformidad con el Canje de Notas.

Antes de la verificación del contrato por el gobierno del Japón, JICA examinará el contrato.

e) Período de Ejecución

El período de ejecución de los Servicios se estipulará claramente en el contrato. El período de ejecución no se extenderá más allá del plazo de validez de la Cooperación Financiera No Reembolsable estipulado en el Canje de Notas.

f) Precio del Contrato

El monto total del contrato no se debe exceder el monto de 2KR referido en el Canje de Notas.

g) Pago

El Receptor concluirá un Arreglo Bancario (A/B) con un banco japonés autorizado de cambio inmediatamente después de la firma de Canje de Notas para realizar el pago en conformidad con el contrato verificado.

Conforme al Canje de Notas, el contrato incluirá una cláusula que estipula "El pago se efectuará en la moneda nacional japonesa Yen a través de un banco japonés autorizado de cambio basándose en la Autorización de Pago (A/P) emitida por el Receptor o la autoridad designada por él".

El pago se efectuará conforme al criterio establecido por el gobierno del Japón.

3) Puntos principales de las "Normas para la Adquisición de los Productos y Servicios bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable para el Aumento de la Producción de Alimentos del Japón".

a) Procedimientos de Adquisición

La Cooperación Financiera No Reembolsable deberá ser empleada buscando plena racionalidad económica y eficiencia, y evitando cualquier tipo de discriminación entre los competentes proveedores de los productos y servicios requeridos. JICA considera que la licitación pública es el método más apropiado para satisfacer estos principios.

b) Tipo de contrato

El contrato deberá ser concertado en base al precio de suma global.

c) Lote del contrato

El lote del contrato debe obedecer al propósito de facilitar la competencia más amplia posible.

d) Publicidad

La convocatoria de licitación deberá publicarse en forma de anuncio por lo menos en un periódico de circulación nacional en el país receptor (o países vecinos) o en Japón y en el Boletín Oficial, si hubiera, del país receptor.

e) Documento de Licitación

Los derechos y obligaciones del gobierno receptor en relación con los licitantes respecto a los equipos y materiales requeridos para la ejecución de 2KR, obedecerán a lo estipulado en el Documento de Licitación emitido por el gobierno del país receptor. El documento de licitación deberá estar redactado de manera que permita e impulse una competencia en la licitación. Asimismo deberán estar descritos lo más claramente posible los equipos y materiales que se van a suministrar, la calificación requerida de los licitantes, la procedencia de los productos, la extensión de los contratos, el lugar y el plazo de la entrega, seguros, transporte, fianzas y garantías, así como otras informaciones pertinentes.

f) Intervalo entre la convocatoria y la presentación de las ofertas de los licitantes.

Generalmente, no podrá ser inferior a treinta días a contar desde la fecha de la convocatoria de la licitación.

g) Apertura de las ofertas

Las ofertas deberán abrirse públicamente en el país receptor, y los representantes de los licitantes podrán asistir como testigos.

h) Evaluación de las ofertas

La evaluación de las ofertas deberá ajustarse a los términos y condiciones estipulados en el documento de licitación. Aquellos licitantes que hayan presentado ofertas conformes en lo sustancial a las especificaciones técnicas y que cumplan con las demás estipulaciones del documento de licitación, se

juzgarán en base al presupuesto ofertado y será adjudicatario aquel que ofrezca el precio más bajo.

La parte receptora de la ayuda redactará un informe detallado de la evaluación de las ofertas, explicando las razones de la adjudicación o del rechazo.

i) Rechazo de las ofertas

No se deberán rechazar todas las ofertas, ni invitar a un nuevo licitante ateniéndose a las mismas especificaciones, con el único propósito de obtener un presupuesto más bajo, excepto en el caso de que la oferta más barata exceda a la suma estimada de la ayuda. El rechazo de todas las ofertas sólo podrá ser justificado cuando ninguna de las ofertas satisfaga las estipulaciones de los documentos de la licitación.

j) Adjudicación

El contrato se adjudicará dentro del período especificado sobre la validez de las ofertas al licitante que en cumplimiento de las condiciones y especificaciones estipuladas en el documento de licitación, ofrezca el presupuesto más bajo.

k) Remanente

En caso de que quede un remanente debido a una diferencia entre el monto de la oferta aceptada y la suma de la cooperación, se utilizará dicho remanente para la adquisición de material adicional con previa consulta al gobierno de Japón.

l) Verificación del contrato

El contrato del programa 2KR entrará en vigor una vez aprobado por el gobierno del Japón. El gobierno del país receptor presentará dos originales firmados de cada contrato al gobierno japonés para su verificación.

m) Pago

El pago de cada contrato se efectuará en el momento del embarque del material una vez presentados los documentos de embarque y la autorización de pago, la que el gobierno receptor o la autoridad competente designada por éste emitirá de forma separada después de la verificación de cada contrato.

4. Responsabilidades por parte del gobierno del país receptor

El gobierno del país receptor tomará las medidas necesarias para:

- 1) Asegurar la agilización del desembarque y de los trámites aduaneros en los puertos de desembarque en el país receptor y el transporte interno sin demora del material adquirido en función de la ejecución de 2KR.
- 2) Eximir a los nacionales japoneses del pago de derechos de aduana, impuestos internos u otras cargas fiscales que pudieran imponérseles en el país receptor con respecto al suministro de los equipos y materiales y a los servicios relativos a la ejecución de los contratos verificados.
- 3) Garantizar que los equipos y materiales adquiridos en ejecución de 2KR contribuyan efectivamente a incrementar la producción de alimentos, y a la larga a la estabilización y desarrollo de la economía del país receptor.
- 4) Hacerse cargo de todos los gastos que no se hallen incluidos en el 2KR y que sean necesarios para su ejecución.
- 5) Dar el mantenimiento y utilización adecuados y eficaces al material adquirido en ejecución de 2KR.
- 6) Introducir el sistema de auditoría externa sobre el Fondo de Contravalor.
- 7) Priorizar los proyectos que benefician a los pequeños productores y que contribuyan a la reducción de pobreza para la utilización del Fondo de Contravalor.
- 8) Monitorear y evaluar el avance de la ejecución de 2KR y presentar un informe anual al gobierno japonés.

5. Comité Consultivo

5-1. Objetivo de Establecimiento del Comité Consultivo

El Gobierno del Japón y el Gobierno del país receptor establecerán el comité consultivo (en adelante, se denomina el "Comité") donde se discutirá sobre cualquier tema, incluyendo el depósito del Fondo de Contravalor y su utilización, lo cual tiene como objeto coadyuvar a la implementación más eficiente de proyectos en el país receptor. En principio, el Comité se celebrará por lo menos una vez al año en el país receptor.

5-2. Miembro de Comité

1) Miembros principales

Serán miembros principales los representantes del Gobierno del país receptor y los del Gobierno del Japón (Ministerio de Asuntos Exteriores o la Embajada de Japón). El número de los representantes de cada gobierno no está limitado, y tampoco es necesario que sea igual (El representante de la Organización Ejecutora del programa está incluido como miembro.)

2) Presidente del Comité

El presidente del Comité será elegido entre los representantes del Gobierno del país receptor.

5-3. Otros Participantes

1) JICA

El representante de JICA (Oficina Principal de JICA u Oficina Representativa en el país receptor) será invitado al Comité en calidad de observador, y ayudará al Gobierno del Japón como organismo promotor de la implementación eficaz de 2KR.

2) JICS

El representante de JICS será invitado al Comité para proveer de los servicios de asesoría al Gobierno del país receptor y trabajar como Secretaría del Comité. Esta función como Secretaría abarca la colección de datos e informaciones relacionados a 2KR, preparación de materiales para discusión y elaboración de la Minuta de Discusiones.

5-4. Términos de Referencia del Comité

Los asuntos siguientes deben ser tratados en el Comité.

- 1) Discutir sobre el avance de distribución y utilización de los equipos y materiales en el país receptor adquiridos a través del Proyecto.
- 2) Evaluar la eficacia de la utilización de los equipos y materiales en la producción de alimentos básicos del país receptor.
- 3) En caso de que haya problemas, sobre todo, atrasos en la distribución y utilización de productos así como en el depósito de recursos en el Fondo de Contravalor, en el Comité se intercambiarán las opiniones para solucionar

los problemas, y el Gobierno del país receptor elaborará un informe de avance de implementación de contramedidas, mientras el Gobierno del Japón presentará sugerencias.

- 4) Confirmar e informar sobre el depósito del Fondo de Contravalor
- 5) Intercambiar las ideas sobre la utilización eficaz del Fondo de Contravalor.
- 6) Discutir sobre la promoción y publicidad de proyectos financiados con el Fondo de Contravalor .
- 7) Otros.

6. Reunión de Enlace

6-1. El objetivo de establecimiento de la Reunión de Enlace

El Gobierno del Japón y el Gobierno del país receptor establecerá la Reunión de Enlace para discutir sobre cualquier tema, incluyendo el depósito del Fondo de Contravalor y su utilización, lo cual tiene como objeto coadyuvar a la implementación más eficiente de proyectos en el país receptor. En principio, la Reunión de Enlace se celebrará por lo menos tres veces al año en el país receptor.

6-2. Términos de Referencia de la Reunión de Enlace

Los asuntos siguientes deben ser tratados en la Reunión de Enlace.

- 1) Discutir sobre el avance de distribución y utilización de los equipos y materiales en el país receptor adquiridos a través del programa.
- 2) Evaluar la eficacia de la utilización de los equipos y materiales en la producción de alimentos básicos del país receptor.
- 3) En caso de que haya problemas, sobre todo, atrasos en la distribución y utilización de productos así como en el depósito de recursos en el Fondo de Contravalor, en el Comité se intercambiarán las opiniones para solucionar los problemas, y el Gobierno del país receptor elaborará un informe sobre el avance de implementación de contramedidas, mientras el Gobierno del Japón presentará sugerencias.
- 4) Confirmar e informar sobre el depósito del Fondo de Contravalor
- 5) Intercambiar las ideas sobre la utilización eficaz del Fondo de Contravalor.
- 6) Discutir sobre la promoción y publicidad de proyectos financiados con el Fondo de Contravalor.
- 7) Otros.

ESTIMADOS DE PRODUCCIÓN DE MAIZ PARA EL AÑO 2004

Región	Departamento	Area mz	Producción qq	PRIORIDAD SAG
Litoral Atlántico	Colon	30,000	780,000	1
	Parte de Atlantida*		592,800	2
Occidente		79,143	2,216,000	
	Santa Barbara		66,480	2
	Copan		775,600	2
	Ocotepeque		398,880	3
Centro Sur	Lempira		975,040	4
		45,714	845,714	
El Paraiso	Choluteca		575,086	4
	Valle		211,429	4
	Parte de Fco. Morazán*		59,200	4
		24,714	704,357	
Costa Norte	El Paraiso		704,357	1
		38,143	1,106,143	
Olancho	Cortés		763,239	3
	Parte de Atlantida*		342,904	4
Centro Norte		40,643	1,869,571	
	Olancho		1,869,571	1
Yoro		67,857	1,832,143	
	Parte de Fco. Morazán*		806,143	4
	Comayagua		458,036	2
	La Paz		256,500	2
TOTAL	Intibuca		311,464	3
	Yoro	31,429	1,068,571	1
		357,643	10,422,499	

Elaborado por INFOAGRO, Septiembre 2003
Fuente: Censo Agrícola 1993, PROAGRO

* Porcentaje ajustado por área, según región agrícola
(1) Priorización de acuerdo al potencial histórico, climatológico y agrícola

ANEXO-II

ESTIMADOS DE PRODUCCIÓN DE FRIJOL PARA EL AÑO 2004

Región	Departamento	Area mz	Producción qq	PRIORIDAD SAG
Litoral Atlántico	Colon	3,937	56,623	1
	Parte de Atlántida*			2
Occidente	Santa Barbara	61,943	668,351	1
	Copan			2
	Ocoatepeque			2
	Lempira			2
Centro Sur		5,850	72,663	
	Choluteca			3
	Valle			3
	Parte de Fco. Morazán*			3
El Paraíso		20,665	340,736	1
Costa Norte	El Paraíso	22,736	282,388	2
	Cortés			2
Olancho	Parte de Atlántida*	33,051	548,767	1
	Olancho			1
Centro Norte		46,138	452,409	
	Parte de Fco. Morazán*			2
	Comayagua			1
	La Paz			2
	Intibuca			2
Yoro		26,618	417,600	1
TOTAL		220,958	2,839,528	

Elaborado por INFOAGRO, Septiembre 2003
Fuente: Censo Agrícola 1993, PROAGRO

* Porcentaje ajustado por área, según región agrícola
(1) Priorización de acuerdo al potencial histórico, climatológico y agrícola

ESTIMADOS DE PRODUCCIÓN DE ARROZ PARA EL AÑO 2004

Región	Departamento	Area mz	Producción qq	PRIORIDAD SAG
Litoral Atlántico	Colon	6,850	479,500	1
	Parte de Atlántida*	6,850	479,500	
Occidente	Santa Barbara	376	11,230	
	Copan	281	8,430	1
	Ocoatepeque	90	2,700	1
	Lempira	5	100	1
Centro Sur	Choluteca			
	Valle			
El Paraiso	Parte de Fco. Morazán*	30	2,400	
	El Paraiso	30	2,400	1
Costa Norte		1,852	111,406	
	Cortés	1,567	90,886	1
Olancho	Parte de Atlántida*	285	20,520	1
	Olancho	140	5,600	
Centro Norte		140	5,600	1
		2,348	174,264	
Yoro	Parte de Fco. Morazán*			
	Comayagua	1,238	96,564	1
	La Paz			
	Intibuca	1,110	77,700	1
		980	58,800	
	Yoro	980	58,800	1
TOTAL		7,131	487,930	

Elaborado por INFOAGRO, Septiembre 2003
Fuente: Censo Agrícola 1993, PROAGRO

* Porcentaje ajustado por área, según región agrícola
(1) Priorización de acuerdo al potencial histórico, climatológico y agrícola

Para el Maíz explotaciones mayores de 50 Hectareas son grandes productores

ESTIMADOS DE PRODUCCIÓN DE SORGO PARA EL AÑO 2004

Región	Departamento	Area mz	Producción qq	PRIORIDAD SAG
Litoral Atlántico	Parte de Yoro	5,455	89,026	1
	Parte de Atlántida		7,805	1
	Colón		7,952	1
	Gracias a Dios		25,070	1
Occidental	Gracias a Dios	414	48,199	1
	Copán		3,803	2
	Ocatepeque		1,340	2
	Parte de Lempira		690	2
Sur	Parte de Santa Barbara		1,647	2
	Choluteca		125	2
	Vaile	6,358	108,703	2
	Parte de Fco. Morazan		67,585	2
Norte	Parte de La Paz		25,044	2
	El Paraiso		6,575	2
	Cortes	6,598	1,567	2
	Parte de Santa Barbara		7,932	2
Nororiental	Parte de Yoro		336,209	1
	Parte de Atlántida		84,176	1
	Olancho		102,232	1
	Comayagua		112,250	1
Centro Occidental	Parte de Atlántida	6,956	37,552	1
	Olancho		397,952	1
	Comayagua	43	964	2
	Infibuca		422	2
Centro Oriental	Parte de La Paz		291	2
	Parte de Lempira		224	2
	Parte de El Paraiso		28	2
	Parte de Fco. Morazan	6,501	157,596	1
Total	Parte de Fco. Morazan		69,473	1
	Parte de Comayagua		82,349	1
			5,775	1
		32,325	1,094,253	

(1) Priorización de acuerdo al potencial histórico, climatológico y agrícola

Para el sorgo explotaciones mayores a 10 hectáreas son grandes explotaciones

ホンジュラス共和国食糧増産援助現地調査協議議事録

ホンジュラス共和国（以下「ホ」国）政府の要請を受け、日本政府は2003年度食糧増産援助（以下「2KR」）に関する調査実施を決定し、国際協力事業団（以下「JICA」）に右調査の実施を委託した。

JICAは外務省経済協力局無償資金協力課 折笠弘維課長補佐を団長とする調査団（以下「調査団」）を2003年8月25日から9月6日まで「ホ」国に派遣した。

調査団は「ホ」国政府関係者（以下「ホ」国側）と協議を行うとともに、調査対象地域のサイト調査を行った。

右協議及びサイト調査の結果、双方は添付文書に示した主要事項について確認した。

テグシガルパ、2003年9月5日

折笠 弘維
国際協力事業団調査団長

マヌエル・E・バルガス・C.
ホンジュラス共和国農業牧畜省
国際協力局長

添付文書

1. 2KR の手続き

- 1-1. 「ホ」国側は付属書 I に示す通り調査団が説明した 2KR の目的及び手続きを理解した。
- 1-2. 「ホ」国側は 2KR の円滑な実施のため、付属書 II に示す必要な措置を取る。

2. 2KR 実施体制

2-1. 実施責任機関

農業牧畜省（以下「SAG」）を 2KR の責任実施機関とする。

2-2. 配布システム

国立農業開発銀行（以下「BANADESA」）を 2KR 調達資機材配布担当機関とする。調達資機材は一旦 BANADESA が契約する民間倉庫に保管された後、同行支店に配布され、各支店で直接生産者に販売される。

3. 対象地域、作物及び品目

- 3-1. 2003 年度 2KR 対象作物は、トウモロコシ、フリホール豆、米、ソルガムとする。
- 3-2. 「ホ」国側は付属書 II に示す通り、農業年度 2004 年の対象作物の作付計画に基づき、対象地域と要請肥料数量について説明した。「ホ」国側は 2003 年度 2KR 対象地域の必要量を満たす目的で、日本政府に対し以下の通り肥料の供与を要請した。

尿素	12,555 トン
NPK (12-24-12)	1,999 トン
DAP	1,955 トン

4. 見返り資金

- 4-1. 「ホ」国側は見返り資金の適切な管理と利用の重要性を確認し、同執行体制について以下の通り説明した。
 - a. BANADESA は SAG の指導のもとに見返り資金積み立てを行う。
 - b. SAG は見返り資金口座計算書を 3 ヶ月毎に日本国大使館に提出する。
 - c. SAG は「見返り資金使用計画」を日本国大使館に報告する。
- 4-2. 「ホ」国側は、小農支援及び貧困削減に資するプロジェクトに見返り資金を優先的に使用する旨合意した。
- 4-3. 「ホ」国側は、同国が費用を負担し、見返り資金の管理及び使途に係わる外部監査を導入する旨合意した。

5. モニタリングと評価

- 5-1. 「ホ」国側は実施中のモニタリング体制について以下の通り説明した。
 - a. BANADESA 各支店は肥料販売先各農家について、氏名、栽培面積、作物、

肥料の種類及び数量を記録し、これによって 2KR 資材配布のモニタリングを行う。

b. SAG は右情報の報告を受けるとともに、その分析と記録を行う。

5-2. 「ホ」国側は調達資機材の配布・利用状況をモニタリングするため、年一回開催されるコミッティを含め、少なくとも年 4 回日本側と協議を行う旨合意した。

5-3. 「ホ」国側はステークホルダーに対して 2KR への参加機会を与える旨合意した。

6. その他

6-1. 「ホ」国側は本調査報告書を日本で公開することに合意した。

6-2. 「ホ」国側は、最後に開催されたコミッティで報告があった在庫は配布済みであると説明した。また 2001 年度供与分在庫の 50%以上はスケジュール通り販売された。

6-3. 「ホ」国側は以下の事項を表明した。

1) SAG は 2KR に係わる情報の把握管理及びフォローアップの実施が新たに供与要件とされた点に鑑み、同省国際協力局 2KR 調整室の機材整備及び運営強化のために財源が必要であると述べ、右目的に資するため見返り資金を利用したプロジェクト案を提出する予定である。

2) 農牧大臣の方針に基づき、見返り資金は主に基礎穀物生産部門、特に 2KR 対象 4 作物を生産している零細・中小農家を重点的に、流通、融資（事業資金及び機材調達用資金）、研修、技術移転、政策実施、食糧安全保障、農産品加工（付加価値の付与）、その他食糧増産に寄与するあらゆる面で直接・間接的に同部門を支援することを目的とした社会・生産プロジェクトに利用したいと考えている。

3) 供与資機材の販売代金を見返り資金として積立てる過程に関する年一回の外部監査実施要件を遂行するため、BANADESA は同行が契約する監査機関に対し、2KR 関係部分については監査報告書の中に特に別項を設けて報告するよう指導を行うものとする。

4) 見返り資金利用プロジェクトについては、SAG の技術チームが策定、検討し、優先順位をつけた後、国際協力庁（SETCO）を通じて日本国大使館に提出する旨、本機会を借りて確認したい。

5) ホンジュラス政府、具体的には SAG 及び国際協力庁（SETCO）は見返り資金利用プロジェクトの使途承認過程を迅速化するために、必要な手続きを連携協力して行っている。ついては、日本政府に対しても、使途承認手続きを一層迅速化するための方策について検討願いたい。ホンジュラス政府としては、例えば在ホンジュラス日本国大使館が使途承認を行う方式を提案したい。

別添資料 2

2KR **肥料販売の手順（和訳）**

2KR 肥料販売の手順

I. 序

本指針は、日本政府が供与する 2KR 肥料について、農業牧畜省と日本政府の間で締結した協定に基づき国立農業開発銀行 (BANADESA) が管理運営する販売の手順について、全関係者に周知させることを目的とするものである。

右協定に定める規定により、BANADESA は「行政府が承認した条項及び条件に則り供与資材の販売を行うとともに、その組織を活用し、適当な宣伝手段を用いて供与資材の販売促進活動を行う」責任を負う。

従って、BANADESA 最高経営責任者は、不適切な業務運営をなくし、供与資材が利潤目的の仲買業者ではなく確実に本来のエンドユーザーである生産農家に販売されるよう、販売過程において必要な管理体制を敷く旨決定した。管理体制については本指針で説明する。

II. 管理主体

1. BANADESA 副総裁を肥料の管理・取扱い責任者とする。従って、副総裁は定められた手順が確実に遵守されるよう常に指導監督を行う義務を負う。
2. 同様に BANADESA 副総裁またはその委任を受けた者は、供与資材の取り扱い及び配布にかかる全ての支出の承認を行うものとする。
3. 各支店において、供与資材の管理責任者を 1 名任命し (支店長もしくは支店長の委任を受けた他の者でも可)、その者が資材の販売状況について副総裁に報告する責任を負うものとする。

III. 制限事項

1. 肥料の販売先は生産農家に限るものとし、仲買業者または小売業者に販売することを禁止する。
2. 肥料の販売先は基礎穀物 (トウモロコシ、フリホール豆、米、ソルガム) 生産農家に限るものとする。農家一戸当りの販売数量は、農家が申告した栽培面積 (マンサーナ数) に応じて決定する。また BANADESA の融資対象農家以外の生産者にも販売できるものとする。
3. 一度に 40 キンタールを超える肥料の販売については、農業科学技術局 (DICTA) を通じて農牧省が発行する証明書の提出が条件となる。右証明書には購入者が基礎穀物の生産農家である旨と、栽培予定面積、耕地の所在地、栽培作物が明記されていないなければならない。
4. 農業金融カード (Monedero Agrícola) 方式の下で BANADESA が融資する資金を用いて肥料の代金が支払われる場合は、承認済の投資計画の規定に基づき販売を行うものとする。

IV. 配布

1. 供与資材の保管に必要な施設を有する BANADESA 支店及び販売窓口は全て販売施設として認めるものとする。
2. ALDESA 社倉庫から各地の支店及び窓口への肥料の輸送は、独立した運送業者が行う。運送業者との契約は BANADESA 副総裁と調整のうえ締結する。
3. 運送料金の支払いは、運送先支店の支店長が署名した受領証の提出があった場合に限り行うものとする。運送料金の前払いは禁止する。
4. 運送先支店は BANADESA 副総裁の支払許可を得た上で、現金または小切手で運送料の支払を行う。

V. 販売形態

販売形態は次の 2 種類である。

1. 通常販売
2. 特別販売

VI. 通常販売の手順

通常販売とは、各支店がその倉庫にある在庫品を販売する場合を言う。通常販売の手順は次の 4¹段階から成る。

1. 購入申請
2. 窓口での支払
3. 倉庫での引渡し

6.1. 購入申請の受理と審査

ここでは当該支店の資材管理責任者が申請者に対して必要事項の聴き取りを行い、皿章で述べた要件を満たしているかどうかについて以下の手順で判断する。

1. 原本と 3 枚複写式の農業資材販売用紙（附属書 1 を参照）の記入。記入事項は次のとおり。
 - 購入者氏名
 - 身分証明書番号
 - 住所（村落、地区またはコロニー名、市町村名、県名）

¹ 実際は 3 項目しか書いていない。

- 栽培作物（トウモロコシ、フリホール豆、米、ソルガム）
 - 栽培面積（マンサーナ数）
 - 1マンサーナ当り収量
 - 耕地の所在地（村落名、市町村名、県名）
2. 所定欄に購入者の署名を求める。
 3. 購入品目ごとに購入内容の詳細を記入する。
 - 供与番号
 - 数量（キンタール数）
 - キンタール当り肥料単価
 - 運賃単価（キンタール当り運送単価）
 - 単価合計（キンタール当り肥料単価＋運賃単価）
 - 代金合計（単価合計×キンタール数）
 4. 右端合計欄の数字を合計して支払額を算定し、その額を数字及び文字で所定の欄に記入する。
- 注：購入する肥料の数量が合計で40キンタールを超える場合は、購入者が基礎穀物の生産農家であることを証明する農牧省の証明書の提出を求めなければならない。
5. 販売承認に先立ち、購入申請肥料の数量が栽培面積（マンサーナ数）に見合ったものかどうかを評価しなければならない。その際、基礎穀物栽培面積1マンサーナ当り尿素4キンタール、化成肥料（18・46・0、12・24・12または15・15・15）4キンタールを施肥基準として計算する。例えば、栽培面積が60キンタールの場合、施肥量は最大で尿素240キンタール、化成肥料240キンタールである。
 6. 購入代金の支払いが **Monedero Agrícola** による融資資金を用いて行われる場合は、販売肥料の数量は農家がクレジット申請の際に提出した投資計画の詳細内容に基づいて決定する。この場合、所定のバウチャーに次の事項を記入する。
 - 年月日
 - 機関名（BANADESA）
 - 購入農家の普通預金口座番号
 - 支払額合計（購入申請用紙で計算した代金合計）
 - 購入農家氏名及び署名
 7. 全ての条件が満たされている場合は、当該支店の資材管理責任者が申請用紙の所定の欄に署名して販売を許可し、購入者に販売窓口に行くよう案内する。

6.2. 窓口での支払

肥料の販売が許可されると、次に購入者は窓口で支払を行う。支払窓口の係は次の手順で代金を徴収する。

1. 購入者から農業資材販売用紙（原本及び写し3部）を受け取る。
2. 必要事項が漏れなく記入されているか、許可責任者の署名があるかを確認する。
3. 用紙に記載された代金の支払を求める。支払は現金か、もしくは **Monedero**

Agrícola による販売の場合は同額のバウチャー（原本及び黄色の写し）で行われる。

- ・ 現金の場合は数を数えて確認し、出納帳に現金領収額として記入する。
 - ・ バウチャーの場合は記載金額が同額であるか、「INSUMOS（資材）」の印が押されているかを確認する。
4. 農業資材販売用紙（原本及び写し3部）の所定の場所に押印する。
 5. 毎日の帳簿勘定用に黄色の複写式を切り離して保管し、原本と残りの写し2部（緑色と青の用紙）を購入者に渡す。
 6. Monedero Agrícola のバウチャーで支払いが行われる場合は、窓口の係はバウチャーに押印したうえで、黄色の写しを毎日の帳簿勘定用に切り離して保管し、原本を農業資材販売用紙にホッチキスで止める。

6.3. 倉庫での引渡し

購入者は支払窓口で支払を済ませた後、直接倉庫に行く。倉庫係は次の手順で引渡しを行う。

1. 購入者から農業資材販売用紙（原本及び写し2部）を受け取る。
2. 販売許可の署名と支払窓口の印を確認する。
3. 分割引渡しの場合は、今回引渡し分と次回以降引渡し分について用紙下部の該当箇所に記入する。2回目以降の引渡し時に、同じ記入箇所の右端の欄に引渡し年月日を記入する。
4. 資材の引渡しを行い、用紙（原本及び写し2部）の所定の箇所に「ENTREGADO（引渡し済）」印を押す。
5. 在庫管理用に青色の写しを切り離して保管し、原本のみを購入者に渡す。
6. 用紙の緑色の写しについては、同じく切り離して肥料販売担当者に送付する（Monedero Agrícola による販売の場合は、バウチャーの原本を添付する）。
7. 一度に販売された肥料を複数回に分けて引渡す場合は、倉庫担当者は各回の引渡しごとに青色の用紙の裏面に引渡し記録をつけて管理しなければならない。

倉庫：

その日の販売終了後、各支店の会計係は倉庫係が保管する青色の用紙を集計し、品目別に合計引渡し袋数を算定する。

一度の配布で入荷した在庫が完売するごとに、肥料販売管理表（附属書2）をテグシガルパの副総裁宛てに送付する。右管理表は肥料販売内容の詳細を細かく記録したもので、この表をもとに農牧省への報告書を作成する。

Ⅶ. 特別販売の手順

特別販売とは、ALDESA 倉庫から直接引渡しが行われるため、各支店の在庫に販売で生じた数量分の動きが生じない場合を言う。この販売方法をとる場合、各支店が行うのは事務手続きと支払い受理のみとなる。

特別販売に当っては、まず生産農家が組織したグループがその代表者または仲介者、もしくは買付人を通して、一定量の肥料の購入を希望する旨を文書で正式に申請する。申請書は BANADESA 総裁または副総裁に宛てたものでなければならない。支店での販売手続きは次の通りである。

1. 購入希望肥料の数量内訳を品目別に記載した申請書及び購入申請者（一名または複数名）が基礎穀物生産農家であることを証明する農牧省発行の証明書を受理する。
2. BANADESA 本店副総裁宛てに申請書と証明書を送付し、協定に定められた規準に基づき副総裁が承認の可否を決定する。

副総裁がとる手続きは次の通り。

3. 申請書と農牧省の証明書を受理し、協定が定める規準に則り、販売を承認するかどうかが決定する。追加情報が必要な場合は申請書を発送した支店に照会する。
4. 販売を承認する場合は、申請書に署名・押印し、当該支店に返送する。

当該支店は承認済の申請書を受け取った後、次の手続きを行う。

5. 申請者または仲介者に承認を通知する。
6. 窓口での支払金額を記載した入金領収証（F-BNDA-711007-1）の原本及び写し 2 部を作成し、次の事項を記入する。
 - ・ 肥料の品目別販売数量
 - ・ ALDESA 倉庫での引き取り予定年月日
 - ・ ALDESA 倉庫から肥料を搬出する運送車両の車種、メーカー、登録プレートナンバー
 - ・ ALDESA 倉庫に肥料を引き取りに来る者の氏名
7. 支払窓口で代金を現金で徴収し、入金領収証（原本及び写し 2 部）の判り易い場所に印を押し、一枚目の写しを切り離して毎日の帳簿勘定用に窓口で保管する。
8. 原本を副総裁宛てにファックスする。
9. 原本を購入者に渡す。
10. 業務終了後、一日分の肥料販売入金領収証（一枚目の写し）を会計係でまとめる²。
11. 入金領収証の 2 枚目の写しを本店に送付する。

² 原文は直訳すると「会計部門に入れる」となっているが、具体的な作業は不明。

副総裁執務室が支払窓口係の印が押された入金領収証をファックスで受理した後、資材管理責任者は ALDESA の管理者に宛て、入金領収証に記載された詳細事項（手順 6 を参照）に基づき肥料の引渡しを承認する旨の文書を作成する。右文書には、ALDESA 倉庫からの資材搬出を承認する権限を持つ BANADESA 職員の署名がなければならない。

特別販売は支店在庫に反映されないため、その内容は肥料販売管理表に記載されない。

附属書 1

農業資材販売

申請番号 _____

指示番号 _____

生産農家データ

生産農家氏名		身分証明書番号	
住所			
栽培作物	栽培面積 (マンサ ーナ数)	マンサーナ当り収 量	
耕地所在地			
ここに記載した情報は事実であることを宣言し、BANADESA が必要と認め る場合はその真偽の確認を行うことを許可します。また、下記資材を第三者 に転売せず、本文書に明記された作物に対してのみ用いる義務を果たすこと を約束します。			
			購入者署名 _____

品目詳細

品目	供与番号	数量(qq)	単価			代金合計
			肥料単価×qq 数	運賃単価	単価合計	
尿素						
18-46-0						
12-24-12						
15-15-15						
その他						
支払金額合計(Lps.)						

支払金額合計 (文字)

場所	年月日
----	-----

注：一品目の販売数量が 40 キンタールを超える場合は、農業牧畜省の証明書が必要。

許可権限者署名

支払窓口係署名・印

倉庫係記入欄

品目	引渡数量	残量	引渡年月日	倉庫係署名・印
尿素				
18-46-0				
12-24-12				
15-15-15				
その他				

別添資料3
収集資料リスト

収集資料リスト

一般

1. **Información Básica del Sector Agropecuario. Región Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001,**
(北部ラテンアメリカ・カリブ地域農業基本統計 1990年~2001年)
・ United Nations, Economic Commission for Latin America and the Caribbean
2. **2002 Statistical Yearbook for Latin America and the Caribbean**
・ United Nations, Economic Commission for Latin America and the Caribbean
3. **Itsmo Centroamericano: Evolución del Sector Agropecuario, 2001-2002**
(2001年から2002年中米地域農牧セクター状況)
・ United Nations, Economic Commission for Latin America and the Caribbean
4. **Country Strategy Outline : Honduras**
・ World Food Programme, 2001
5. **Sistema de Información de Precios, Base de Datos** (農産物価格データ・ベース)
・ CORECA・CAC、2003年
6. **Evolución y Situación de los Acuerdos de la OMC para el Sector Agropecuario de los Países Centroamericanos** (中米諸国のWTO農業関連条約状況)
・ IICA、2001年
7. **Estado de la Situación de la Integración Económica Centroamericana Hasta Marzo 2003** (2003年3月現在の中米経済統合状況報告書)
・ 中米経済統合システム (SIECA)、2003年
8. **Presupuesto General de la Republica de Honduras, 2003**
(2003年度ホンジュラス国国家予算書)
・ 「ホ」国財務省、2003年
9. **Poverty Reduction Strategy Paper**
・ 「ホ」国政府、2000年
10. **Compendio Estadístico Agropecuario, 1994, 1995**
(1994年/1995年農牧センサス要約)
・ 「ホ」国天然資源省、1995年
11. **ホンジュラスの農林業、1999年度版**
・ 社団法人国際農林業協会、1999年
12. **Definición de la Canasta Básica de Alimentos de Honduras**
(ホンジュラス国基本食糧バスケット確定調査)
・ 「ホ」国企画・予算庁 (SACPLAN) / INCAP、1991年

SAG (農牧省) 関連資料

13. **Política del Estado para la Agricultura Hondureña, 2003-2021**
(2003年～2021年ホンジュラス農業の国家政策)
 - ・ 農牧省、2003年
14. **Memoria Annual 2002, SAG**
(農牧省 2002年度年次報告書)
 - ・ 農牧省、2003年
15. **Proyecto de Apoyo a la Mujer Rural para Incrementar la Producción de Alimentos**
(食糧増産のためへの農村女性プロジェクト)
 - ・ 農牧省、2002年
16. **Programa Modulo Ganadero Supervisado, Informe del Proyecto**
(畜産業モジュール指導プロジェクト報告)
 - ・ 「ホ」国畜産基金、2002年
17. **Catalogo de Estacionalidad de Precios Agropecuarios en Honduras**
(「ホ」国農産物価格季節変動カタログ)
 - ・ 農牧省農産物市場情報システム、2003年
18. **Anuario Estadístico de Precios Año 2002** (2003年度価格統計年報)
 - ・ 農牧省農産物市場情報システム、2003年

BANADESA 関連資料

19. **Memoria 2002, BANADESA** (BANADESA 2002年年次報告書)
 - ・ BANADESA、2003年
20. **Reglamento de Créditos (融資規定)**
 - ・ BANADESA、2002年
21. **Procedimiento para la Venta de Fertilizantes del Programa 2KR**
(2KR 肥料販売手順規定)
 - ・ BANADESA、2002年
22. **Tarjeta Monedero Agrícola** (農業支援クレジットカード説明書)
 - ・ BANADESA、2002年

